仲裁ＡＤＲ 統計年報

（全国版）

2012 年度（平成 24 年度）版

（自：平成 24 年 4 月 1 日　至：平成 25 年 3 月 31 日）

日　本　弁　護　士　連　合　会

ＡＤＲ（裁判外紛争解決機関）センター

は じ め に

日本弁護士連合会 ADR（裁判外紛争解決機関）センターが，毎年，「仲裁 ADR 統計年報（全国版）」を発行することになってから，今年の「平成 24 年度版」で丁度，12 版目（通算第 15 号）となります（「平成 23 年度版」までは「仲裁統計年報（全国版）」と呼称していました）。

日本弁護士連合会は，2001 年（平成 13 年）6 月に，「ADR 関係の調査研究，各弁護士会の裁判外紛争解決機関の連絡・調整」を目的として，「ADR（裁判外紛争処理機関）センター」（2006 年 11 月に「ADR（裁判外紛争解決機関）センター」に名称変更）を創設しました。

日弁連 ADR センターは，翌 2002 年（平成 14 年）8 月に，その活動の一環として，「仲裁統計年報（全国版）」（平成 13 年度版）（通算第 4 号）を発行することになりました（平成 10 年度版（第 1 号）から平成 12 年度版（第 3 号）までは，当時の「全国仲裁センター連絡協議会『仲裁統計年報（全国版）』編集委員会」が，発行していました）。

また，日弁連 ADR センターは，翌 2003 年（平成 15 年）9 月に開催された「第 7 回全国仲裁センター連絡協議会」（担当会第二東京弁護士会）から，当該「全国仲裁センター連絡協議会」自体を主催することになり，それ以降，毎年，各担当弁護士会等と共催することが，慣例となって今日に至っています。

このように，「仲裁 ADR 統計年報（全国版）」の発行と「全国仲裁センター連絡協議会」の開催は，現在，数多くある日弁連 ADR センターの各事業の「原点」というべきものです。

そして「仲裁 ADR 統計年報（全国版）」の発刊の経緯は，前述のとおり「全国仲裁センター連絡協議会」と密接な関係にあり，このたび，「第 17 回全国仲裁センター連絡協議会」（共催会愛媛弁護士会）の開催に合わせ，「仲裁 ADR 統計年報（全国版）」（平成 24 年度版）（通算第 15 号）も発行されることとなったのです。

そこで，2012 年（平成 24 年）度の各地の弁護士会仲裁センター及び紛争解決センター等全体の活動実績の概況ですが，申立件数は 1046 件で，相手方が話し合いのテーブルにつく応諾率は 69.3%，そのうちの解決率は 57.2%でした。

申立件数については，昨年度 1370 件でしたから，前年度比約 3 割減となっています。

これは，仙台弁護士会の取り扱った震災 ADR の申立件数が落ち着きみせていることが，主たる要因のようであり，いわば，例年並みの件数に復帰したというべきでしょうか。

昨年度以来の「弁護士会仲裁センター」等の新設の状況をみてみますと，平成 25 年 4 月 1 日に「和歌山弁護士会紛争解決センター」が設立され，現在，32 弁護士会（35 センター）が「弁護士会仲裁センター」「弁護士会紛争解決センター」等の名称で，弁護士会運営の ADR の実践に携わっており，「弁護士会 ADR」未設置の各地弁護士会（20 弁護士会）においても，さらに，「弁護士会仲裁センター」等の新設の動きがみられます。

日弁連 ADR センターをめぐる近年の状況として，2007 年に，日本弁護士連合会は，「行政型 ADR」としての「下請けかけこみ寺事業（中小企業庁）」に，全国各地の 180 名の弁護士を相談員及び調停人として，推薦いたしました。

また，日弁連 ADR センターは，2008 年（平成 20 年）6 月以降，全国 8 高等裁判所所在地近辺

の弁護士会仲裁センター等に「医療 ADR」を設置することとし，既設置会も含め，現在 11 弁護士会に「医療 ADR」を設置するなどの実績を上げるとともに，各地弁護士会「医療 ADR」の代表が，厚生労働省の「医療裁判外紛争解決（ADR）機関連絡調整会議」の委員となって 2010 年 3 月，7 月，11 月，2011 年 6 月，10 月，2012 年 3 月，9 月，2013 年 3 月の 8 回にわたって，その取扱状況等の発表を行い，マスコミ等各方面からの注目を浴びております。

2009 年（平成 21 年）8 月には，総務省及び社団法人デジタル放送推進協会（Dpa）から日本弁護士連合会に対し，「地デジ ADR」（受信障害対策紛争処理事業）の相談員，調停員及び紛争処理運営委員会委員となる弁護士の推薦の依頼がなされ，日弁連 ADR センターが中心となって，相談員・調停員候補者として全国各地の弁護士会から ADR に精通した 180 名の弁護士と紛争処理運営委員会委員 2 名を推薦し，以後，2011 年 7 月 24 日のアナログ波停波（東北 3 県福島，宮城，岩手については 2012 年 3 月 31 日停波）を経て，2012 年 3 月末まで，「地デジ ADR」の事業に携わり，2009 年 9 月 28 日から 2012 年 3 月末までの間に，2053 件の問合わせ，相談受理件数 588 件，調停受理件数 156 件，応諾件数 98 件，和解件数 54 件の実績を残す結果となりました。

さらに，2010 年 10 月 1 日施行の「金融商品取引法等の一部を改正する法律」は「金融 ADR 制度」を創設したところ，「指定紛争解決機関」の存在しない業態の多数の金融機関や金融機関団体から，東京三会の「弁護士会仲裁センター」等をはじめとして，各地の「弁護士会紛争解決センター」等に対し，「金融 ADR」に関する協定書締結の申し入れがあり（本年 7 月末時点で，協定申入数（団体を含む）668 件，協定締結数 597 件），日弁連 ADR センターは，これに対するサポートを行って，各地弁護士会の「金融 ADR」の機能充実をはかっているところです。

また，日弁連 ADR センターのサポートのもと，東京三会は，各地弁護士会との間で，いわゆる「現地調停」等の協定書を締結して，テレビ会議システムによる金融 ADR の実施をする取り組みも行っています。

本年 8 月 14 日現在で，東京三会と 34 弁護士会が「現地調停」の協定書を締結して，現に「テレビ会議システムによる調停」をおこなっており，18 弁護士会が「移管調停」の協定書を締結して，事件の「移管」を実施しています（その詳細については，本統計年報参考資料・金融 ADR 事例集をご覧ください）。

「現地調停」及び「移管調停」の両者または一方の協定書を東京三会と締結している弁護士会は 43 会となっていますから，東京三会を含めると，52 弁護士会中 46 弁護士会が弁護士会金融 ADR のネットワークに参加していることになります（88.46%の参加率になります）。

そして，2011 年 3 月 11 日には，「東日本大震災」が発災し，膨大な数の死傷者と行方不明者を出すとともに，福島第一原子力発電所が爆発して，甚大な被害を発生させたのは，周知のとおりです。

日弁連 ADR センターは，東京三弁護士会の「仲裁センター」等を中心に，政府の「原子力損害賠償紛争解決センター（原発 ADR）」の組成に協力することとなり，現在 210 名前後いる「仲介委員」の 9 割は，東京三会の「仲裁センター」等の「仲裁人候補者」等を中心とする会員であり，180 名程度の調査官も東京三会の会員であって，將に，東京三会の「ADR 部隊」の「総力戦」の様相を呈しています。

本統計年報にも参考資料を添付して，原発 ADR の現況を一部紹介しましたが，2011 年 9 月から 2012 年 7 月 26 日まで，申立件数は，7221 件，既済件数が 4616 件で，未済累計件数が，2605 件

と漸減しているものの，申立て人数ベースでは平成 25 年 5 月までは，未済件数の 2.5 倍程度が申立人数（法人等の団体を含む）とされていたところ（6500 人程度となる），平成 25 年 5 月から 7 月にかけ，2 件で 1 万 5000 人余の申立がなされ，申立人数が一挙に 3 倍強となっている状況にあります。

今後，この原発 ADR がどのようになるのか予断を許さない状況です。

また，2012 年（平成 24 年）3 月にいたって，日本政府は，国会にたいし，いわゆる「ハーグ条約」（「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」）の締結についての承認を求め，同時に「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案」を提出しました（前者については平成 25 年 5 月 22 日国会承認，後者については，平成 25 年 6 月 12 日可決，同月 19 日公布・法律第 48 号）。

「ハーグ条約」の国内法施行（平成 26 年 4 月 1 日予定）に先立ち，外務省は，東京三会等にたいし，国境を越えた「子の移動」について，主として，子との「面会交流」を目的とした ADR（テレビ会議システムを利用した国際間の ADR）のパイロット事業実施の依頼を行い，東京三会は，平成 24 年度及び平成 25 年度の 2 年度にわたってこれを受諾して，この事業の実施に取り組んでいるところです。

来年 4 月以降は，東京，大阪，沖縄でこの種の「国際家事 ADR」本事業が実施される予定です。

本「仲裁 ADR 統計年報（全国版）」（平成 24 年度版）も，弁護士会 ADR の活動状況の基礎的なデータとしての資料的価値があるものと思料します。

他の ADR 機関関係者，研究者のみならず，ADR 利用者にとってもお役に立てれば幸いです。

2013 年（平成 25 年）9 月

日本弁護士連合会 ADR（裁判外紛争解決機関）センター

委員長　　渡　部　　晃

目　　次

１　申立状況 1
(1) 月別・センター別申立件数一覧表　(2) グラフ

２　申立事件の終了状況 18
(1) 申立事件の終了状況一覧表
(2) 申立から終了までの事件の流れ（フローチャート）　(3) 用語の説明
(4) グラフ　①申立件数（センター別）　②センター別解決件数　③応諾状況
④不応諾事由　⑤解決事件の形式

３　申立事件・解決事件の紛争類型 24
(1) 紛争類型別受理事件一覧表　(2) 紛争類型別解決事件一覧表
(3) グラフ　①紛争類型別受理事件一覧　②紛争類型別解決事件一覧
③不法行為紛争の内容一覧（全センター）

４　専門 ADR の受理・解決状況 30
(1) 専門 ADR 受理事件一覧表　(2) 専門 ADR 解決事件一覧表

５　解決事件の紛争の規模 32
(1) 解決事件の紛争の規模別分類
(2) グラフ　①全センター　②センター別

６　解決事件の審理期間等 34
(1) 解決事件の審理期間等一覧表
(2) グラフ　①平均審理期間　②平均審理回数　③紛争の価額の平均額

７　弁護士の代理人関与状況 36
(1) 代理人選任率（対受理事件，対解決事件）
(2) グラフ　①解決事件と弁護士の関与の関係（全センター）　②同センター別

８　紛争規模と弁護士の関与状況 41
(1) 解決事件の紛争規模と弁護士の関与状況一覧表　(2) グラフ

９　解決事件中合議事件・専門家関与事件の件数 45

１０　紛争の主体による分類 46

１１　参考資料 47
(1) 【震災 ADR】 仙台弁護士会～震災 ADR の流れ～
(2) 【原発 ADR】 原子力損害賠償紛争解決センターにおける申立件数の結果等
（2013 年 7 月 26 日現在）
(3) 【金融 ADR】 協定申入・締結数一覧（2013 年 7 月末現在）
(4) 【金融 ADR】 移管調停・現地調停に関する協定書締結状況報告（2013 年 8 月末現在）
(5) 【金融 ADR】 事例紹介（2010 年度～2012 年度）

１２　センター紹介 105
各センター紹介　／　センターの住所・電話番号一覧

※「大阪・民」とあるのは「大阪弁護士会民事紛争解決センター」を，「大阪・総」とあるのは「公益社団法人総合紛争解決センター」をそれぞれ指す。

1－(1)表　月別･センター別申立件数一覧

(設立順)

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
第二東京	H9	18	7	16	18	16	21	14	20	17	8	11	17	183
	H10	12	16	8	14	17	10	12	15	7	9	7	15	142
	H11	6	15	15	14	17	12	14	15	21	9	6	14	158
	H12	15	13	7	10	11	12	15	20	20	11	13	20	167
	H13	23	23	15	8	11	9	24	15	10	9	10	20	177
	H14	21	16	11	15	18	15	26	13	11	12	9	7	174
	H15	13	16	12	20	10	16	13	8	18	12	15	12	165
	H16	10	12	8	5	20	17	11	14	13	8	8	14	140
	H17	15	13	12	9	14	12	16	18	12	9	8	9	147
	H18	11	23	7	11	7	7	9	8	11	6	14	7	121
	H19	10	14	14	8	11	8	12	3	8	3	9	9	109
	H20	10	6	11	8	17	8	7	8	10	4	10	7	106
	H21	11	6	17	7	10	14	12	6	10	4	13	9	119
	H22	7	6	11	13	9	4	4	8	11	6	9	6	94
	H23	6	10	7	11	6	6	6	11	5	5	6	13	92
	H24	9	6	10	8	4	5	11	4	12	4	8	4	85
大阪･民	H9	3	9	7	10	6	3	9	7	1	5	1	3	64
	H10	3	1	2	1	2	2	0	2	2	0	1	0	16
	H11	5	1	2	3	3	1	5	0	2	2	2	5	31
	H12	5	3	5	4	5	2	5	6	9	4	1	6	55
	H13	6	7	7	3	7	3	6	7	5	11	4	9	75
	H14	8	6	5	10	6	7	2	5	4	7	3	8	71
	H15	11	8	10	13	8	11	9	11	15	7	12	11	126
	H16	5	10	9	10	8	8	9	6	11	4	6	5	91
	H17	3	2	8	1	7	3	6	17	8	6	2	4	67
	H18	2	5	5	4	8	6	8	3	6	2	5	7	61
	H19	5	3	2	3	5	6	7	4	6	5	6	11	63
	H20	7	11	5	6	6	9	8	7	17	4	6	8	94
	H21	6	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	12
大阪･総	H21	6	12	7	9	6	10	12	12	17	8	14	19	132
	H22	19	11	14	8	13	14	12	9	11	9	7	17	144
	H23	8	11	15	13	13	5	14	17	9	9	6	11	131
	H24	15	10	12	6	12	4	6	18	13	15	14	11	136
新潟県	H9	3	5	3	6	3	1	2	3	7	6	6	6	51
	H10	4	3	1	9	6	3	2	7	4	2	4	4	49
	H11	1	1	5	0	0	4	4	3	1	1	1	7	28
	H12	3	4	2	2	1	3	0	5	0	3	1	3	27
	H13	1	1	4	2	3	2	0	4	0	0	1	4	22
	H14	1	2	0	3	1	7	1	4	1	1	2	0	23
	H15	1	0	4	2	3	2	3	0	2	2	1	0	20
	H16	1	2	3	5	0	2	0	3	5	1	2	3	27
	H17	1	2	2	5	2	2	2	0	1	2	1	0	20
	H18	1	1	0	2	1	2	2	0	1	1	0	0	11
	H19	0	1	2	0	0	0	0	0	1	2	0	0	6
	H20	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	4
	H21	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
	H22	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	3
	H23	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1	1	0	5
	H24	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3

1－(1)表　月別･センター別申立件数一覧

(設立順)

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
東京	H9	6	10	7	6	7	8	7	6	8	9	9	15	98
	H10	8	6	3	8	7	7	8	10	3	3	4	7	74
	H11	9	12	8	8	4	7	4	5	10	9	6	14	96
	H12	7	11	9	10	14	10	20	8	11	6	10	12	128
	H13	9	18	17	14	22	12	10	16	7	6	9	15	155
	H14	13	11	11	11	9	5	15	14	15	14	8	12	138
	H15	12	14	8	6	16	12	14	11	7	6	7	16	129
	H16	4	8	9	12	16	10	11	6	14	8	9	17	124
	H17	12	14	8	4	9	9	7	8	4	10	6	9	100
	H18	8	4	12	10	11	4	10	9	6	5	11	22	112
	H19	10	7	5	8	6	12	13	12	8	10	11	5	107
	H20	5	10	9	11	7	9	10	5	11	1	11	16	105
	H21	14	5	8	14	12	4	8	6	8	4	5	6	94
	H22	6	3	10	3	6	3	6	15	9	4	4	6	75
	H23	6	6	7	5	10	11	12	15	7	5	8	3	95
	H24	5	7	10	12	7	8	6	9	5	6	7	8	90
広島	H9	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1	1	1	7
	H10	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	5
	H11	1	0	1	1	2	1	0	2	0	2	1	0	11
	H12	1	3	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	7
	H13	1	1	0	1	0	2	1	0	0	0	1	0	7
	H14	0	0	3	0	2	0	0	0	0	0	0	1	6
	H15	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	4
	H16	1	0	0	0	1	2	1	1	1	0	0	0	7
	H17	1	1	0	0	1	1	3	4	0	1	1	1	14
	H18	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	H19	3	0	1	2	0	0	1	2	0	0	1	0	10
	H20	0	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	4
	H21	0	1	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	6
	H22	0	2	0	0	1	1	1	0	1	1	1	0	8
	H23	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
	H24	0	0	0	1	0	1	0	2	1	0	0	0	5
横浜	H9	2	4	2	1	2	3	6	3	3	1	2	4	33
	H10	1	3	3	2	3	4	3	1	3	1	2	1	27
	H11	3	1	0	2	4	1	1	5	1	0	3	2	23
	H12	3	1	4	0	1	7	5	1	1	0	3	2	28
	H13	1	1	0	2	0	2	1	0	3	1	2	2	15
	H14	3	2	0	2	0	2	0	2	1	0	2	1	15
	H15	1	3	1	1	5	2	3	5	0	1	5	1	28
	H16	2	0	8	2	1	3	0	4	3	0	1	4	28
	H17	4	4	2	3	2	3	5	0	2	1	2	3	31
	H18	2	4	2	2	2	0	1	3	2	4	4	4	30
	H19	1	4	0	3	0	2	4	1	1	1	3	3	23
	H20	1	5	2	1	5	2	1	3	2	2	0	0	24
	H21	6	4	2	6	5	0	6	2	3	2	4	1	41
	H22	5	2	1	1	15	1	2	0	0	1	0	3	31
	H23	2	1	6	3	1	2	0	4	1	1	2	2	25
	H24	2	1	3	2	2	2	1	1	7	0	0	4	25

1－(1)表　月別･センター別申立件数一覧

(設立順)

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
第一東京	H9	3	5	8	5	2	6	8	7	3	1	8	5	61
	H10	2	2	9	3	7	8	2	6	1	1	6	7	54
	H11	7	2	7	9	6	6	6	5	3	3	2	9	65
	H12	6	4	7	7	6	6	5	5	9	3	6	7	71
	H13	8	7	7	5	2	3	6	6	3	3	1	3	54
	H14	4	5	7	8	8	4	6	8	3	1	9	5	68
	H15	1	4	4	3	0	2	6	1	4	7	5	4	41
	H16	4	2	7	3	3	2	3	6	6	2	0	4	42
	H17	2	2	2	3	2	2	4	2	3	2	2	4	30
	H18	3	1	5	2	2	2	1	3	5	2	3	4	33
	H19	4	3	2	1	6	1	1	6	3	3	2	6	38
	H20	4	3	3	2	4	3	3	6	0	2	2	2	34
	H21	5	0	3	2	4	1	3	2	0	3	0	2	25
	H22	5	1	5	2	4	2	4	6	3	1	3	2	38
	H23	1	0	4	1	2	1	3	2	5	0	2	3	24
	H24	2	3	5	6	1	3	4	3	1	3	2	3	36
埼玉	H9	2	0	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	7
	H10	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
	H11	1	0	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	6
	H12	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	1	0	5
	H13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H14	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	H15	2	0	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	8
	H16	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H17	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	H18	0	0	1	0	0	0	1	2	1	0	0	0	5
	H19	1	2	1	1	1	1	0	3	0	0	1	0	11
	H20	3	0	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	9
	H21	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	1	5
	H22	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	1	0	5
	H23	0	0	0	0	2	0	1	3	1	0	1	1	9
	H24	0	1	0	0	1	1	0	0	1	1	1	1	7
岡山	H9	14	9	9	7	3	7	12	5	4	3	7	12	92
	H10	7	4	10	5	2	5	7	9	9	5	8	8	79
	H11	19	17	8	9	15	12	18	16	9	7	15	8	153
	H12	17	22	11	17	17	22	13	16	9	16	20	10	190
	H13	14	20	8	16	15	11	7	14	14	15	7	8	149
	H14	13	9	21	17	14	21	15	16	12	9	17	20	184
	H15	26	14	13	17	10	14	14	13	12	3	12	11	159
	H16	13	9	15	10	12	7	6	7	12	7	13	9	120
	H17	10	13	7	7	10	11	7	9	7	3	11	9	104
	H18	11	3	11	9	9	8	8	5	5	8	11	5	93
	H19	10	6	1	7	6	5	11	8	7	6	9	12	88
	H20	8	10	10	12	11	7	10	11	10	7	7	10	113
	H21	8	6	11	5	5	8	5	5	13	12	12	3	93
	H22	10	14	9	9	8	9	8	12	2	7	4	5	97
	H23	9	1	8	3	3	7	8	7	4	0	1	4	55
	H24	3	5	7	5	4	3	3	1	2	2	1	7	43

1－(1)表　月別･センター別申立件数一覧

(設立順)

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
愛知県	H9	4	6	10	8	9	3	7	2	5	4	2	4	64
	H10	4	5	10	11	8	3	2	7	10	8	5	7	80
	H11	4	11	8	8	5	11	12	7	10	12	17	13	118
	H12	5	7	13	9	12	8	12	18	11	5	9	17	126
	H13	11	17	14	10	10	13	15	15	6	20	16	11	158
	H14	14	16	17	15	22	15	16	12	17	18	15	11	188
	H15	12	25	24	20	19	17	24	13	29	9	16	15	223
	H16	22	20	19	16	17	22	14	16	23	22	14	23	228
	H17	15	20	26	17	13	16	14	16	26	15	12	18	208
	H18	21	12	11	18	16	10	21	16	15	9	19	25	193
	H19	26	31	16	24	17	24	34	29	19	15	19	23	277
	H20	33	25	25	15	35	24	26	20	21	16	16	27	283
	H21	23	19	21	17	23	22	16	26	32	15	19	25	258
	H22	32	22	20	26	19	13	18	12	20	14	16	21	233
	H23	18	16	20	16	19	24	12	15	13	20	26	19	218
	H24	25	22	21	17	9	14	27	11	18	18	14	18	214
西三河	H11	6	2	4	4	4	5	5	7	4	9	5	3	58
	H12	4	3	8	5	9	5	9	0	6	2	5	7	63
	H13	9	5	7	4	2	7	7	3	2	7	1	1	55
	H14	4	6	2	5	7	3	2	5	4	6	2	3	49
	H15	5	5	3	8	5	0	7	4	8	4	6	7	62
	H16	2	1	5	3	4	5	1	2	8	2	1	2	36
	H17	1	4	2	3	6	4	2	1	0	6	0	3	32
	H18	4	0	0	3	4	5	3	2	4	1	4	2	32
	H19	5	1	4	2	2	4	4	3	3	2	3	4	37
	H20	2	3	3	3	2	2	5	4	1	2	3	8	38
	H21	3	1	3	5	1	3	3	2	0	2	2	6	31
	H22	0	1	3	2	1	0	5	2	4	1	2	3	24
	H23	1	1	1	2	3	3	5	4	3	0	0	2	25
	H24	2	3	4	2	4	2	5	1	0	0	2	2	27
岐阜県	H11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	H12	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	H13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	H15	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H17	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H18	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	H19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	H20	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3
	H21	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	H22	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	H23	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2
	H24	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
石見	H14								1	0	0	0	0	1
	H15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

1－(1)表　月別･センター別申立件数一覧

(設立順)

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	H12							2	4	0	0	0	0	6
	H13	2	1	0	2	3	0	0	0	0	0	2	1	11
	H14	4	2	1	1	1	1	0	2	2	0	1	0	15
	H15	4	3	3	4	3	2	1	2	2	1	1	3	29
	H16	0	2	2	1	3	0	0	0	2	0	1	0	11
	H17	0	2	1	2	2	0	1	1	1	1	2	3	16
	H18	2	2	2	1	2	0	6	0	0	1	1	1	18
	H19	1	2	0	0	1	0	2	2	1	1	0	5	15
	H20	1	3	2	4	1	3	3	2	4	4	3	2	32
	H21	7	3	2	2	3	7	4	4	3	6	2	3	46
	H22	3	2	8	2	2	2	5	5	5	8	3	3	48
	H23	3	4	5	2	5	11	4	3	2	2	6	4	51
	H24	1	3	4	3	6	1	7	7	5	0	4	3	44
兵庫県	H13	3	1	4	4	7	2	2	2	5	6	10	6	52
	H14	9	8	6	12	6	6	3	4	4	0	6	7	71
	H15	7	5	3	10	4	2	10	5	8	3	8	2	67
	H16	3	3	7	9	1	5	6	5	3	2	5	3	52
	H17	6	4	1	3	8	2	3	9	5	4	6	3	54
	H18	2	5	9	2	5	4	4	3	3	2	5	4	48
	H19	2	4	1	1	1	1	0	1	0	2	0	2	15
	H20	3	0	0	1	4	1	3	2	1	1	3	0	19
	H21	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	1	6
	H22	1	0	4	0	0	1	0	0	1	1	1	1	10
	H23	0	0	1	1	0	2	0	0	1	0	2	2	9
	H24	1	0	1	0	1	1	1	3	0	1	0	1	10
山梨県	H14			2	1	0	3	0	1	0	0	1	0	8
	H15	0	1	0	0	1	0	0	1	1	1	0	0	5
	H16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H17	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	3
	H18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2
	H20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H21	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	H22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
奈良	H14			1	2	0	1	1	1	1	0	0	0	7
	H15	1	0	4	1	1	1	0	0	2	3	2	0	15
	H16	0	2	1	1	1	1	1	0	1	0	2	0	10
	H17	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	8
	H18	2	4	1	2	0	1	2	0	1	0	2	1	16
	H19	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	3
	H20	0	0	1	2	1	0	0	1	1	0	0	0	6
	H21	0	0	0	2	1	1	1	0	1	0	1	0	7
	H22	3	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	7

1－(1)表　月別･センター別申立件数一覧

(設立順)

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H23	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	3
	H24	0	0	2	1	0	1	0	0	1	0	0	0	5
天神	H14									2	5	15	5	27
	H15	1	3	5	3	3	4	2	3	2	1	2	4	33
	H16	3	2	2	3	1	4	4	5	2	0	4	8	38
	H17	4	1	7	0	0	5	2	3	0	2	6	1	31
	H18	0	2	1	0	0	2	2	2	0	4	0	1	14
	H19	1	2	3	2	1	1	0	1	0	1	0	2	14
	H20	3	0	1	2	0	1	4	0	1	1	1	1	15
	H21	0	2	0	0	1	1	2	5	4	1	0	2	18
	H22	3	1	0	0	2	0	1	1	0	0	1	1	10
	H23	3	8	0	4	2	0	3	5	1	1	1	2	30
	H24	1	1	3	2	0	3	1	4	0	1	2	4	22
北九州	H14									0	2	0	0	2
	H15	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
	H16	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	5
	H17	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	3
	H18	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	3
	H19	2	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	0	6
	H20	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	3
	H21	0	0	0	1	0	0	1	2	2	2	1	0	9
	H22	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	2	8
	H23	0	2	1	1	0	0	1	0	3	1	1	0	10
	H24	1	0	1	0	0	0	1	3	0	0	2	1	9
札幌	H17								2	3	3	2	2	12
	H18	5	4	7	1	2	3	1	7	5	3	4	1	43
	H19	2	1	5	14	3	0	6	6	5	2	1	1	46
	H20	0	2	2	3	5	3	3	3	2	1	1	1	26
	H21	0	1	1	0	1	3	2	0	2	0	0	0	10
	H22	1	1	0	1	1	1	3	1	1	0	1	3	14
	H23	1	4	0	0	2	0	3	2	2	2	3	4	23
	H24	1	0	1	6	3	1	2	1	0	0	3	4	22
仙台	H18	19	5	15	5	7	9	8	7	4	9	11	8	107
	H19	15	10	8	16	8	4	10	6	3	5	3	13	101
	H20	9	12	4	12	11	10	9	9	15	8	6	13	118
	H21	10	9	9	12	2	12	10	7	11	4	8	11	105
	H22	9	4	8	5	8	2	5	9	5	6	12	8	81
	H23	25	93	87	51	34	34	37	36	22	17	24	30	490
	H24	17	17	17	20	12	21	13	16	14	5	10	15	177
久留米	H18	0	0	0	2	7	2	0	1	2	1	0	0	15
	H19	2	1	2	0	1	1	1	0	1	0	0	0	9
	H20	3	0	0	0	0	1	2	1	2	0	1	0	10
	H21	4	0	1	0	0	0	2	1	3	0	1	2	14
	H22	1	0	0	2	1	0	2	1	0	0	0	1	8
	H23	1	0	1	0	2	1	0	1	1	0	1	3	11
	H24	1	0	1	4	0	3	1	0	3	0	1	0	14
愛媛	H18	0	0	0	0	1	1	3	0	0	0	0	0	5
	H19	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	4
	H20	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2	0	4
	H21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H22	0	0	0	1	0	2	1	0	0	0	2	0	6
	H23	1	1	0	1	0	2	0	0	1	0	0	0	6
	H24	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
山形県	H18										0	0	1	1
	H19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	H20	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	H21	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3
	H22	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	H23	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
	H24	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	3
静岡県	H19	8	4	2	12	1	4	0	2	1	5	2	0	41
	H20	2	0	1	2	3	1	1	1	2	0	2	0	15
	H21	2	0	6	2	0	2	0	1	1	1	0	4	19
	H22	1	4	2	2	1	1	0	1	1	0	2	0	15
	H23	0	2	1	2	3	0	2	1	0	0	0	0	11
	H24	2	2	1	0	0	0	0	1	1	0	3	0	10
鹿児島県	H19							1	0	0	1	0	1	3
	H20	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
	H21	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	H22	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	H23	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	H24	0	0	0	0	1	2	0	1	1	0	0	0	5
福島県	H19										3	4	2	9
	H20	1	1	1	0	1	2	1	2	1	0	0	1	11
	H21	1	0	1	0	0	0	2	0	1	1	0	1	7
	H22	0	0	3	1	0	1	1	0	0	1	1	0	8
	H23	3	2	0	0	1	0	1	2	1	0	0	0	10
	H24	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	3
富山県	H20	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
	H21	2	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	5
	H22	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	3
	H23	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	H24	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
熊本県	H21					0	2	0	0	1	0	1	1	5
	H22	3	0	1	1	1	0	0	1	0	1	2	1	11
	H23	1	3	2	0	4	1	1	1	0	1	2	2	18
	H24	0	0	0	1	4	1	1	1	0	1	0	2	11
金沢	H23	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	H24	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0	0	0	4
滋賀	H23				0	0	0	0	1	0	0	1	1	3
	H24	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
山口県	H23									0	0	0	0	0
	H24	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	3
沖縄	H23									0	2	2	2	6
	H24	1	1	0	3	0	1	0	2	0	3	0	0	11
群馬	H24						2	3	3	3	0	1	3	15

1－(1)表　月別･センター別申立件数一覧

(設立順)

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
合計	H9	56	55	64	63	49	54	65	54	48	38	47	67	660
	H10	41	41	46	54	52	42	37	58	39	29	39	50	528
	H11	62	62	58	60	60	61	70	66	61	54	58	76	748
	H12	67	71	67	65	77	76	86	84	77	51	69	84	874
	H13	88	102	83	71	82	66	79	82	55	78	64	80	930
	H14	94	83	87	103	94	90	87	88	77	76	90	81	1050
	H15	98	104	97	110	89	87	106	78	110	61	92	86	1118
	H16	71	74	96	80	89	88	67	75	105	56	67	92	960
	H17	77	85	79	62	78	71	73	91	73	65	61	69	884
	H18	94	75	89	74	84	66	91	73	71	59	94	94	964
	H19	108	97	71	104	71	74	108	90	67	70	78	101	1039
	H20	98	93	86	89	116	90	97	86	101	55	75	99	1085
	H21	109	72	100	85	76	95	90	84	114	68	87	99	1079
	H22	112	78	99	82	95	58	80	84	77	64	75	84	988
	H23	89	166	166	118	116	114	113	131	85	67	97	108	1370
	H24	90	85	104	100	73	82	95	96	90	64	76	91	1046

1－(2)グラフ　月別申立件数

① 全センター合計

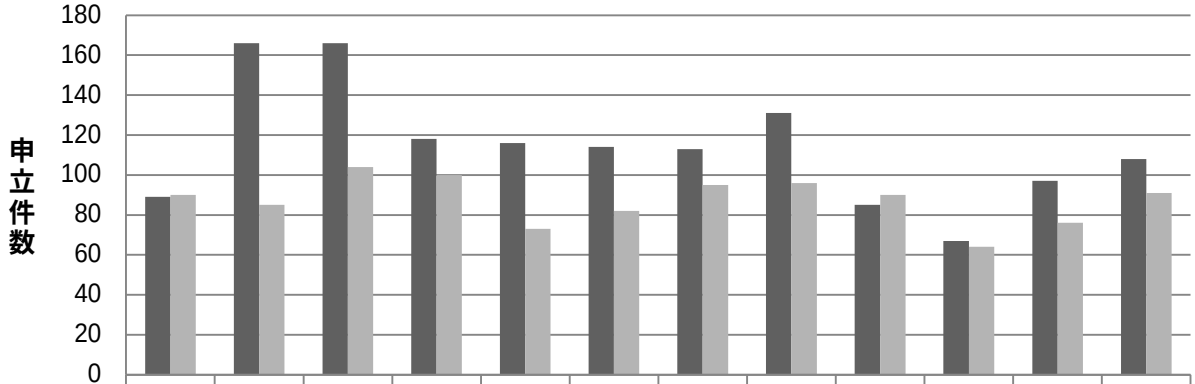

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H23	89	166	166	118	116	114	113	131	85	67	97	108
H24	90	85	104	100	73	82	95	96	90	64	76	91

② センター別

第二東京

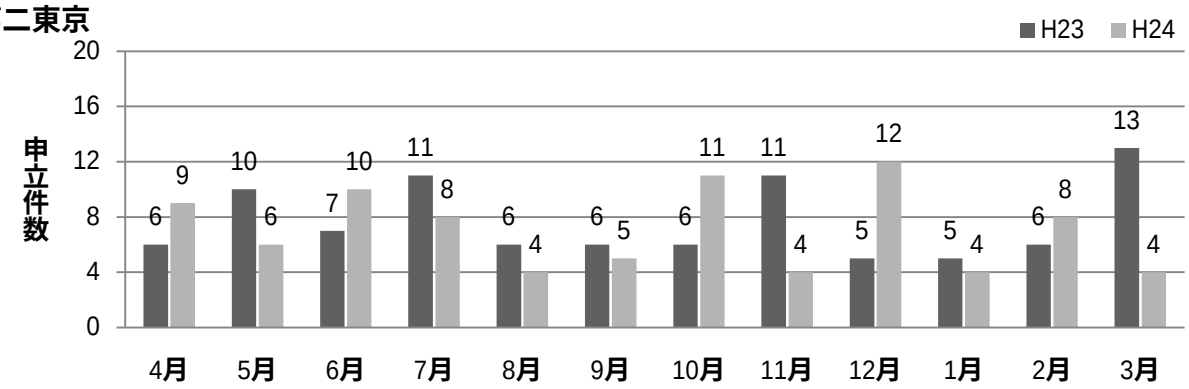

大阪（公益社団法人総合紛争解決センター）

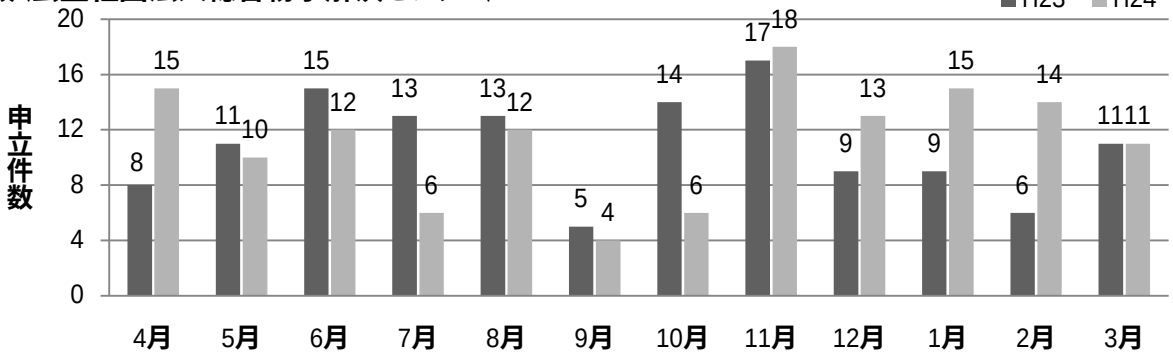

新潟県

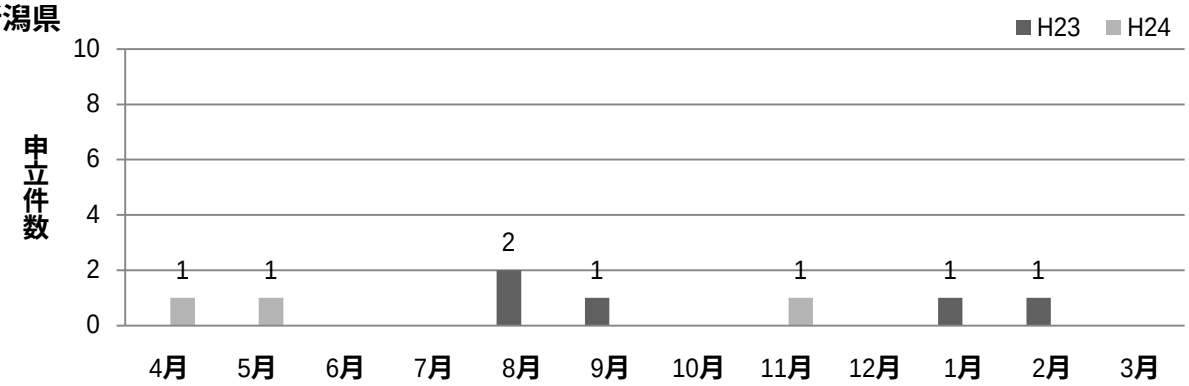

1－(2)グラフ　月別申立件数

東京

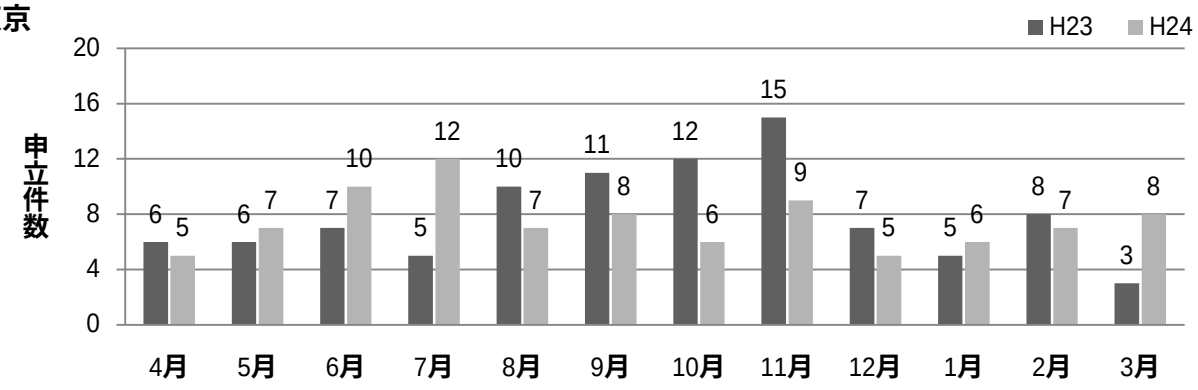

広島

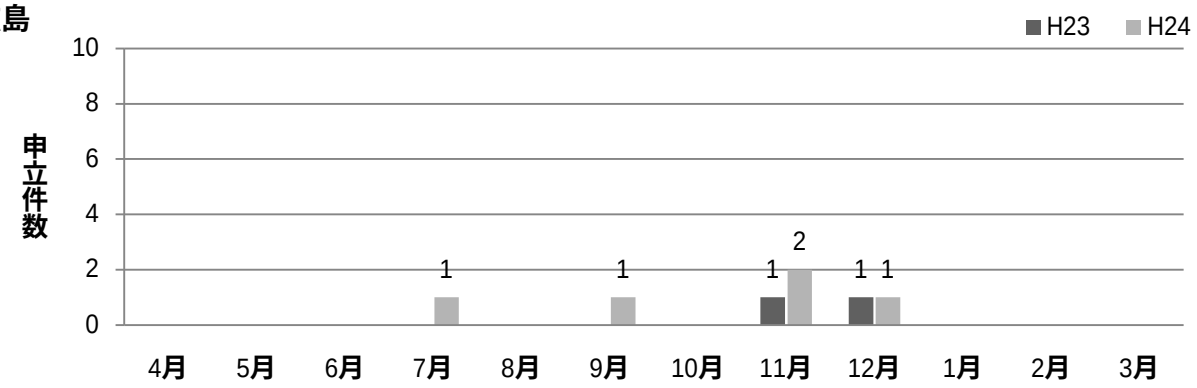

横浜

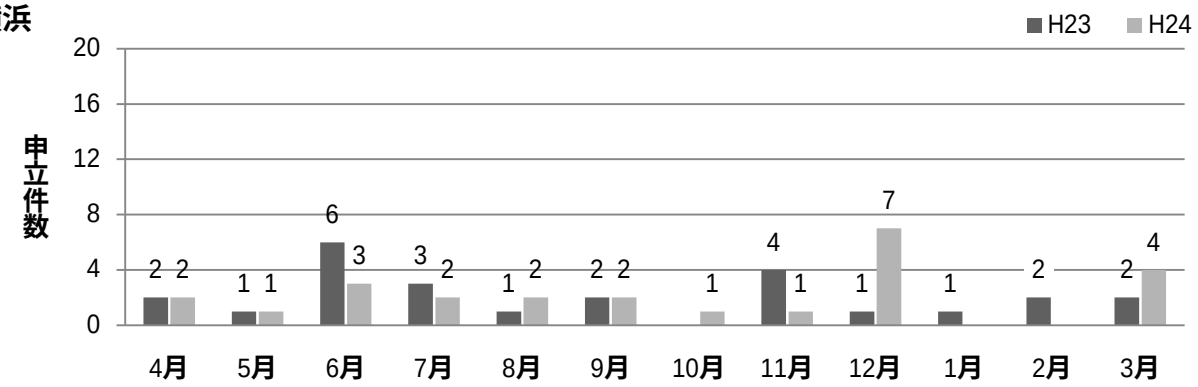

第一東京

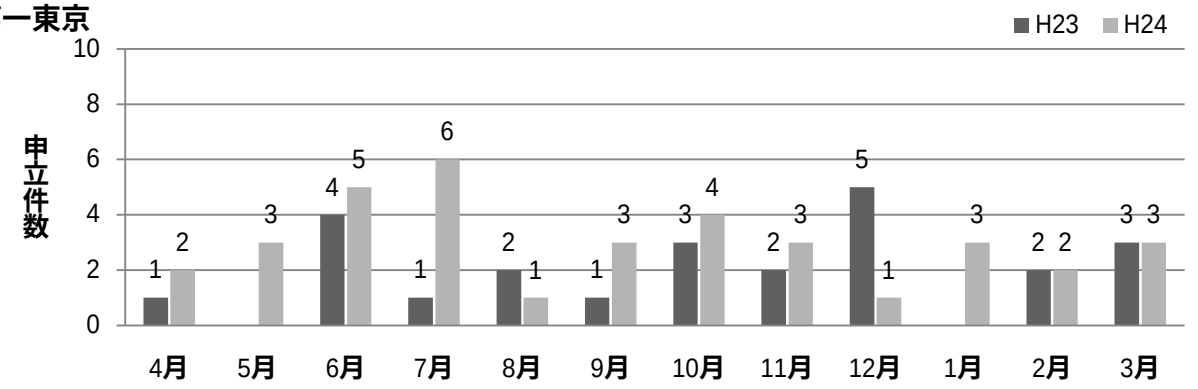

1－(2)グラフ　月別申立件数

埼玉

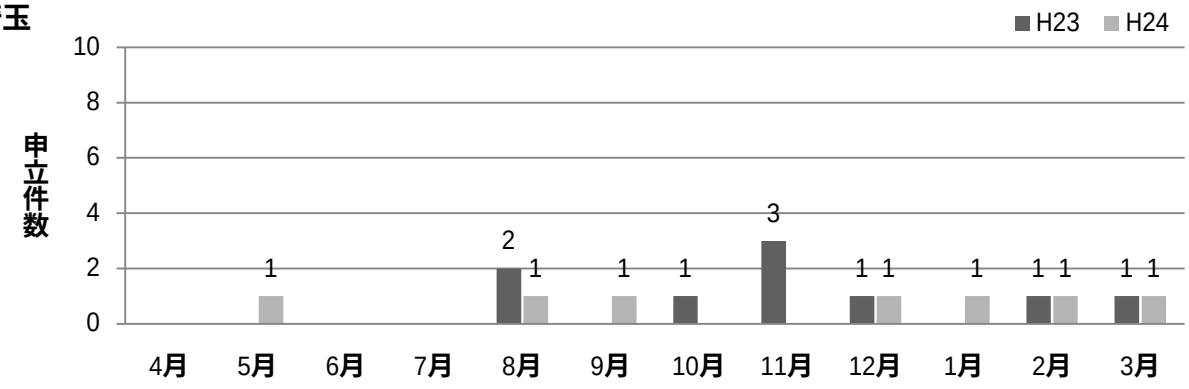

岡山

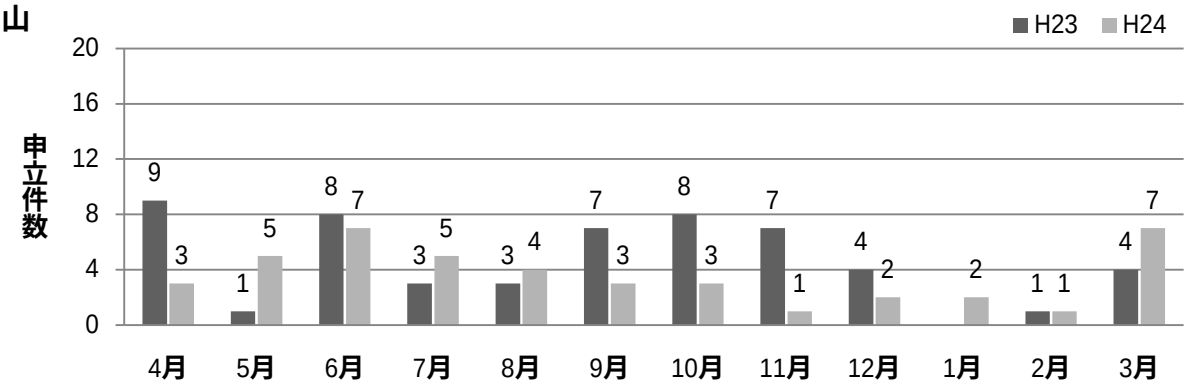

愛知県

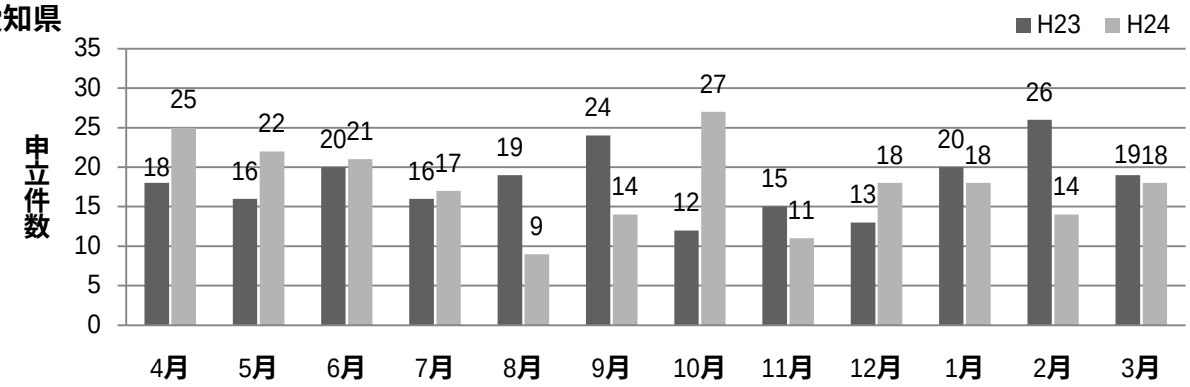

西三河

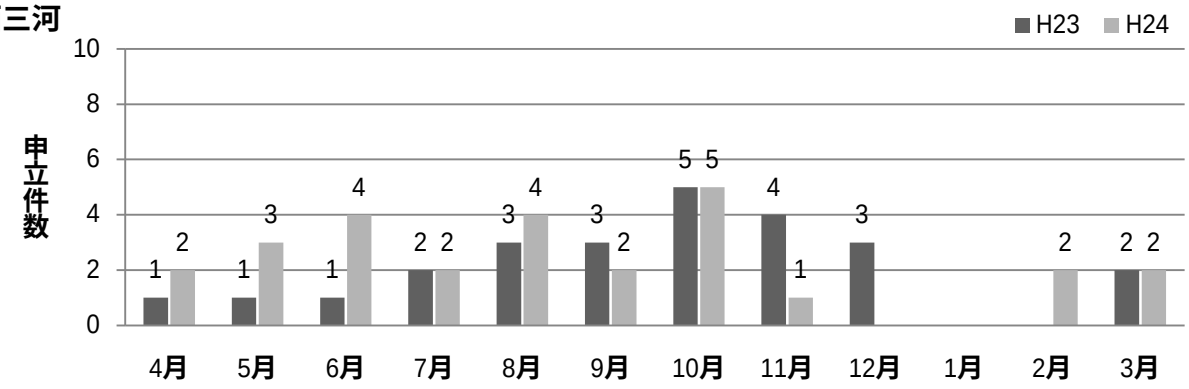

1－(2)グラフ　月別申立件数

岐阜県

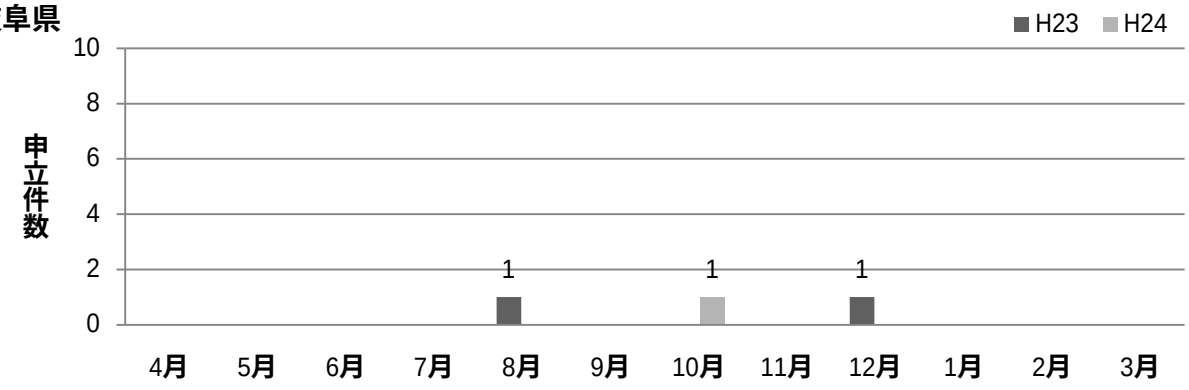

石見　※休止中

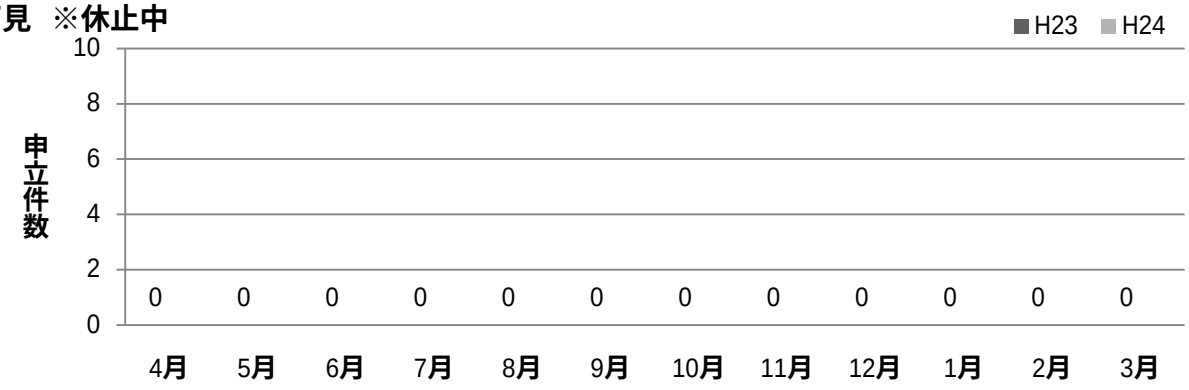

京都

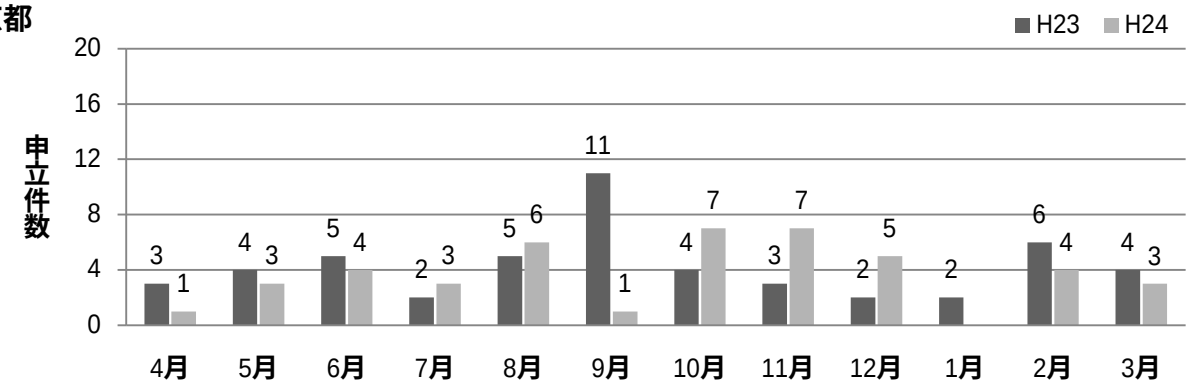

兵庫県

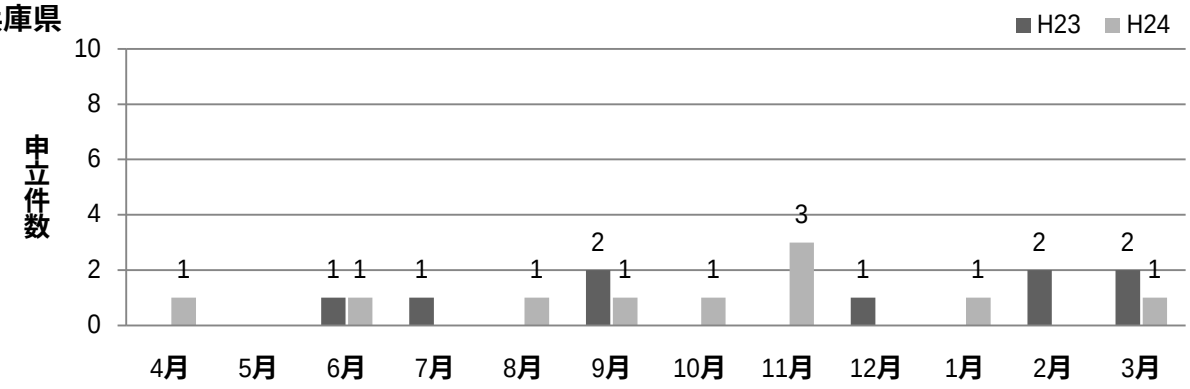

1－(2)グラフ　月別申立件数

山梨県

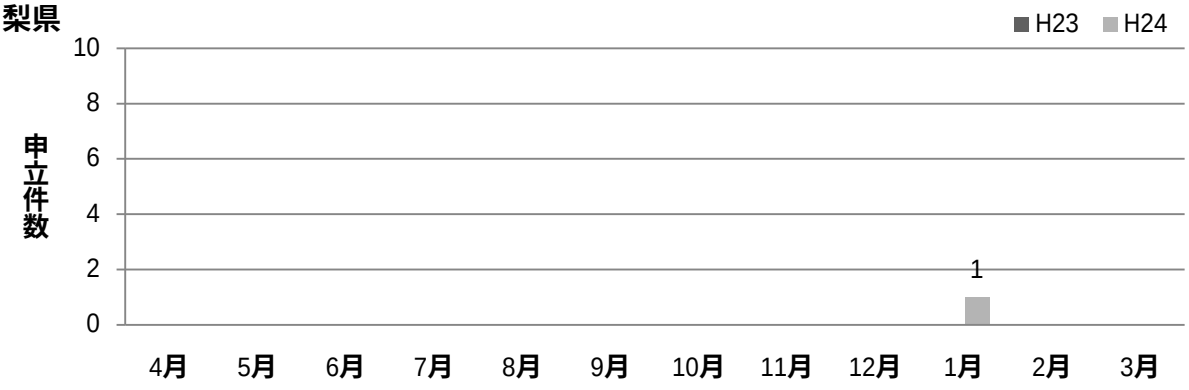

奈良

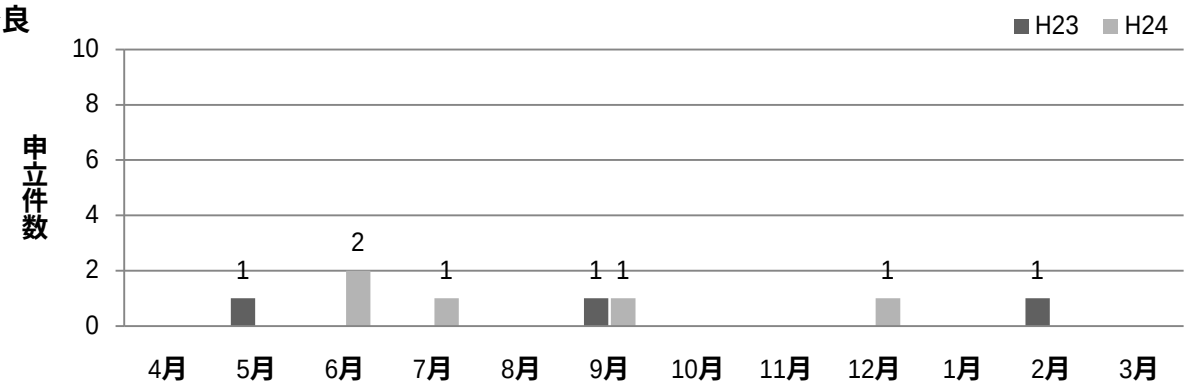

天神

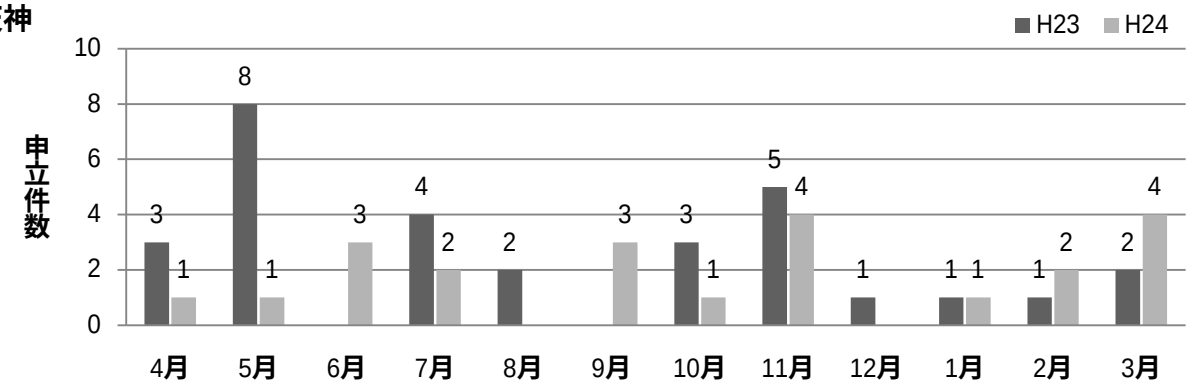

北九州

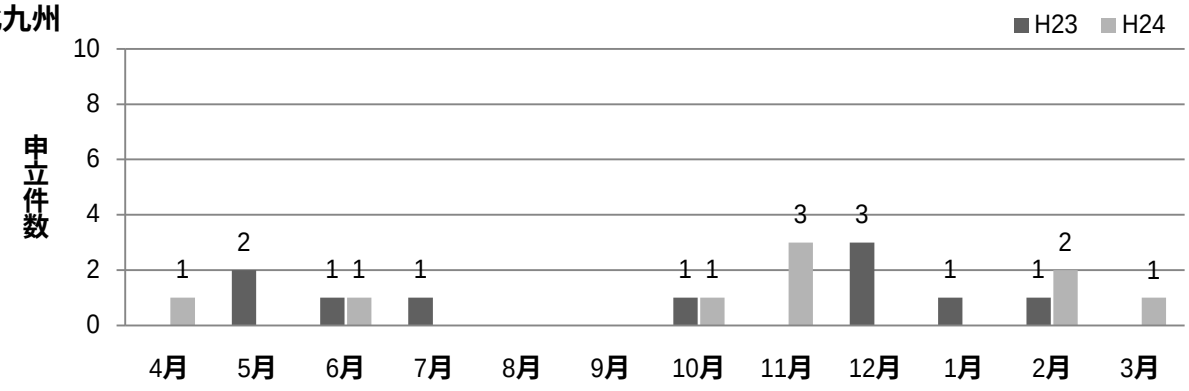

1－(2)グラフ　月別申立件数

札幌

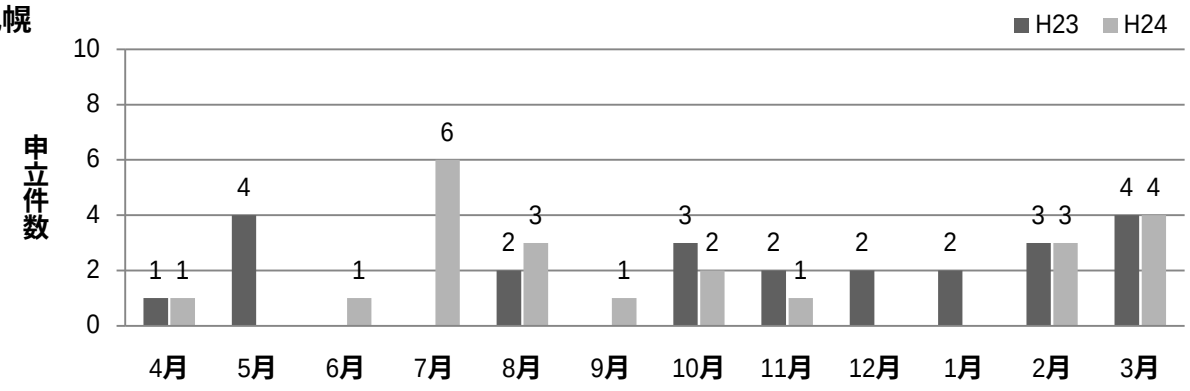

仙台

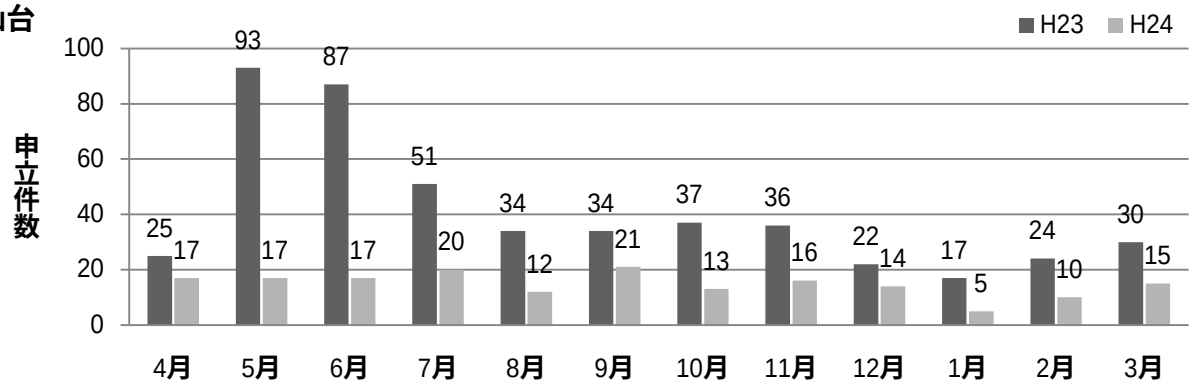

久留米

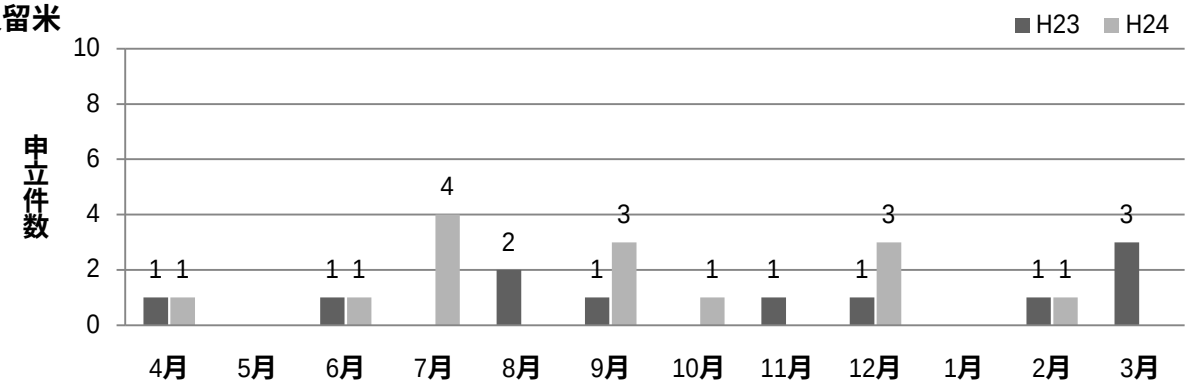

愛媛

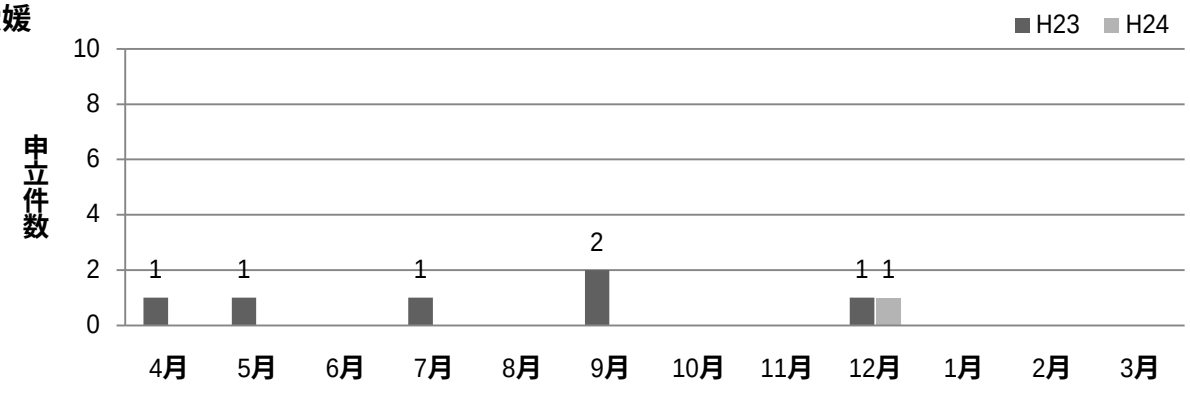

1－(2)グラフ　月別申立件数

山形県

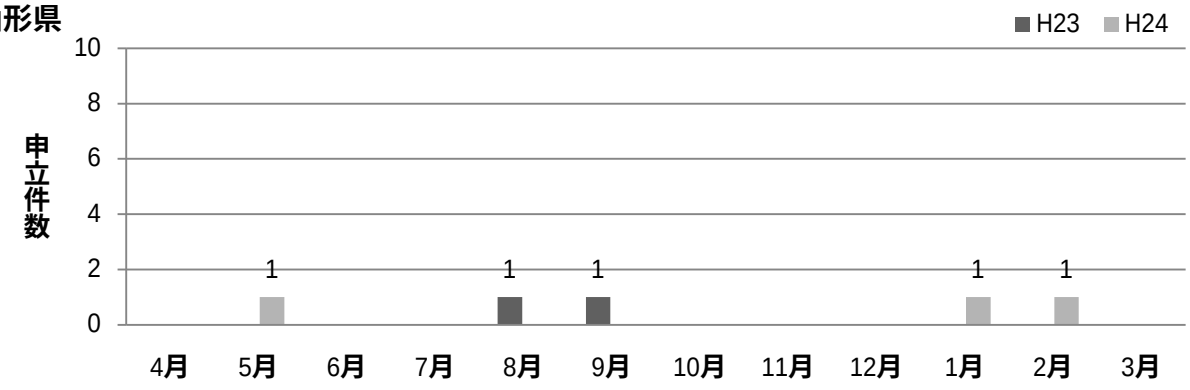

静岡県

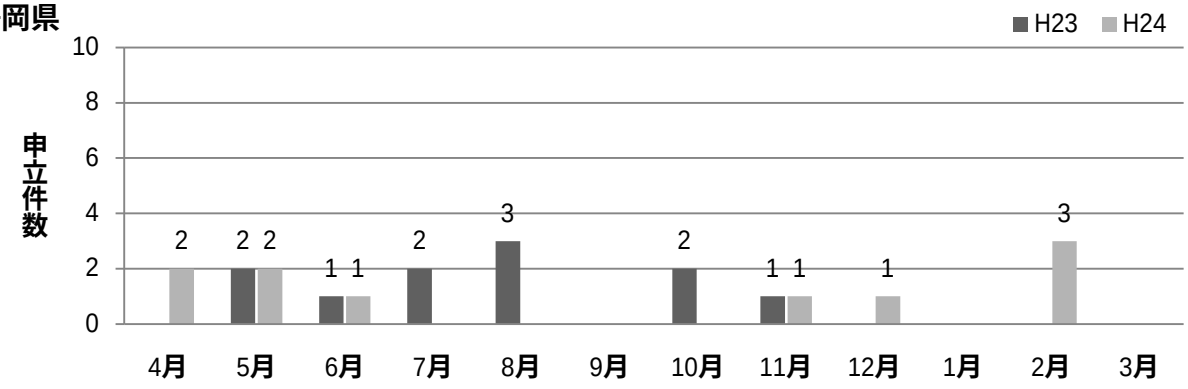

鹿児島県

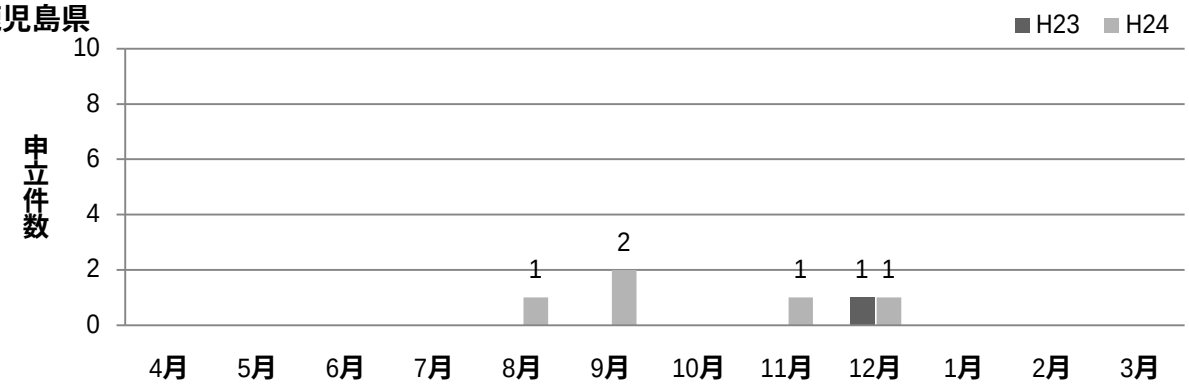

福島県

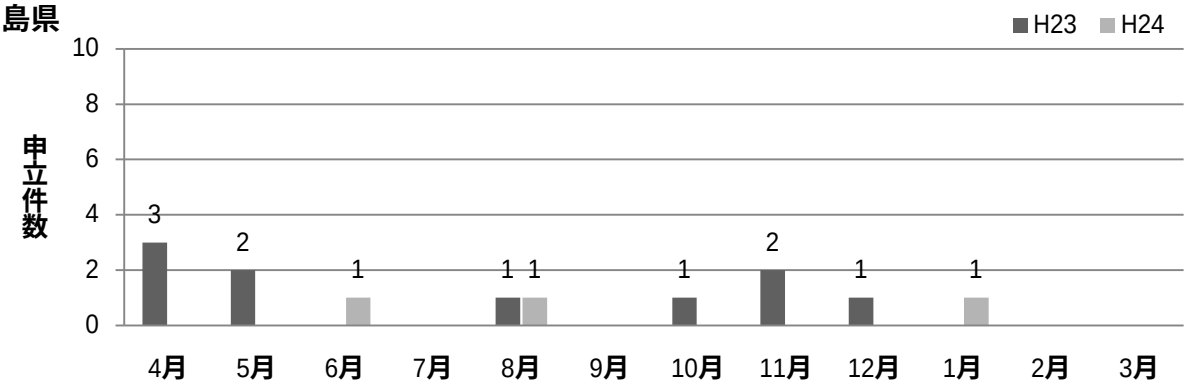

1－(2)グラフ　月別申立件数

富山県

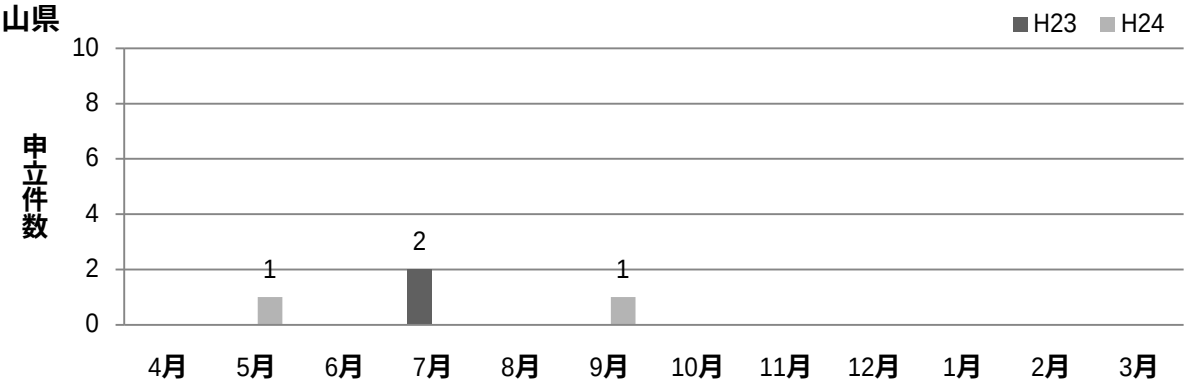

熊本県

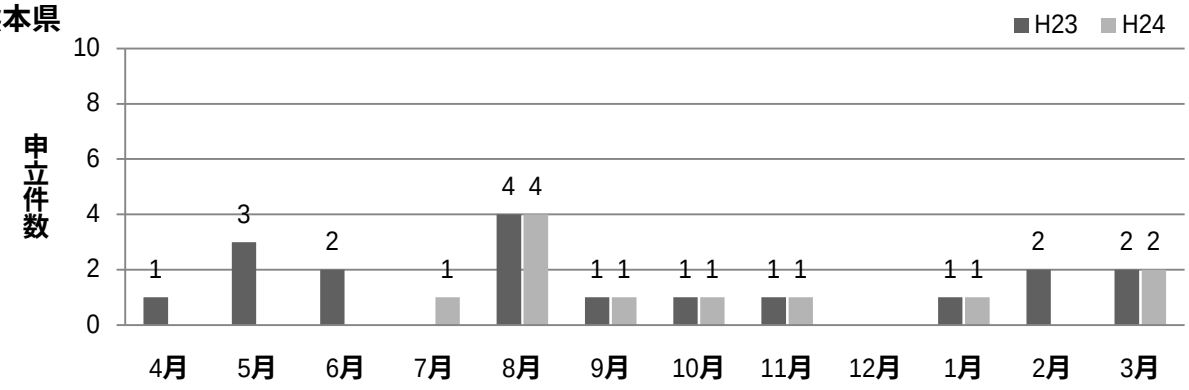

金沢

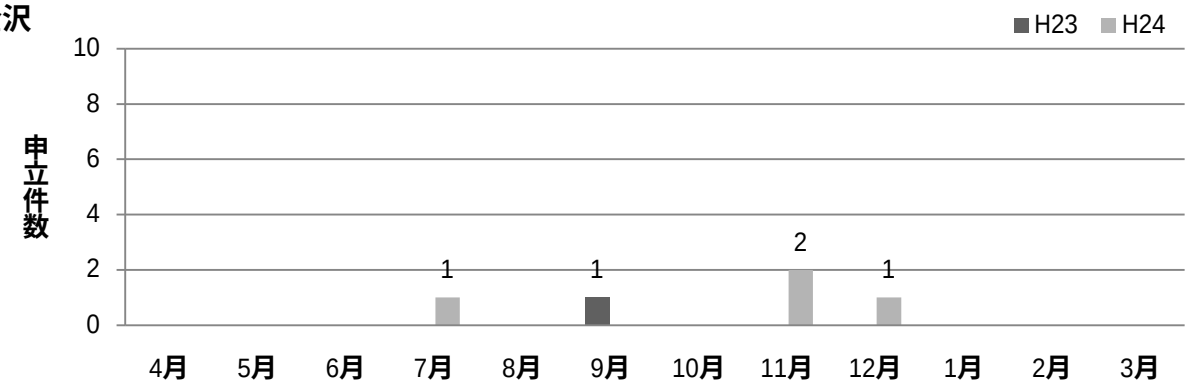

滋賀

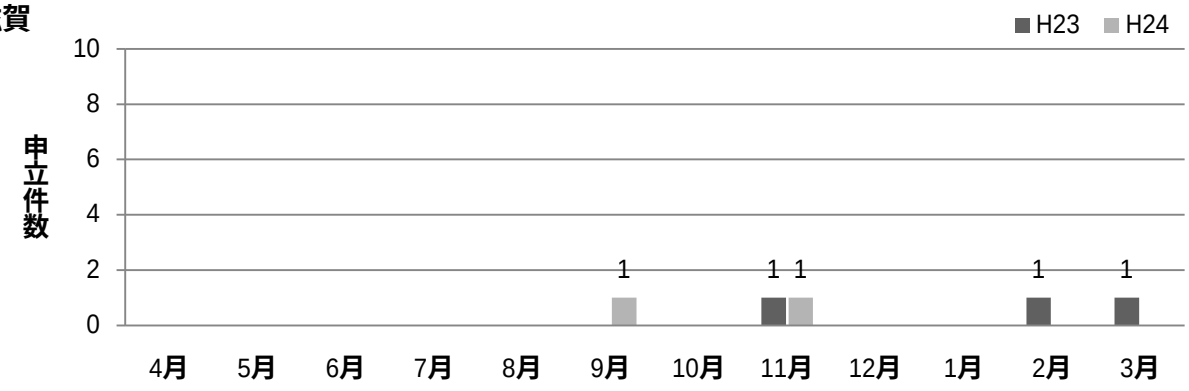

1－(2)グラフ　月別申立件数

山口県

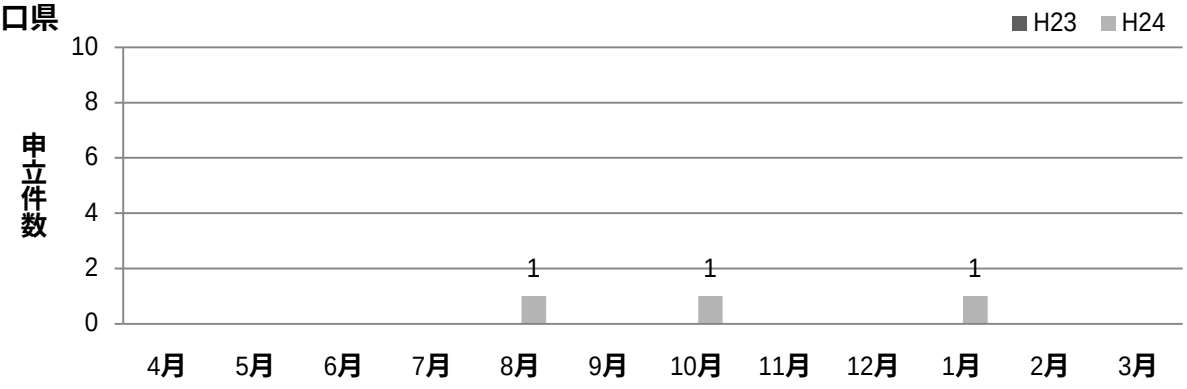

沖縄

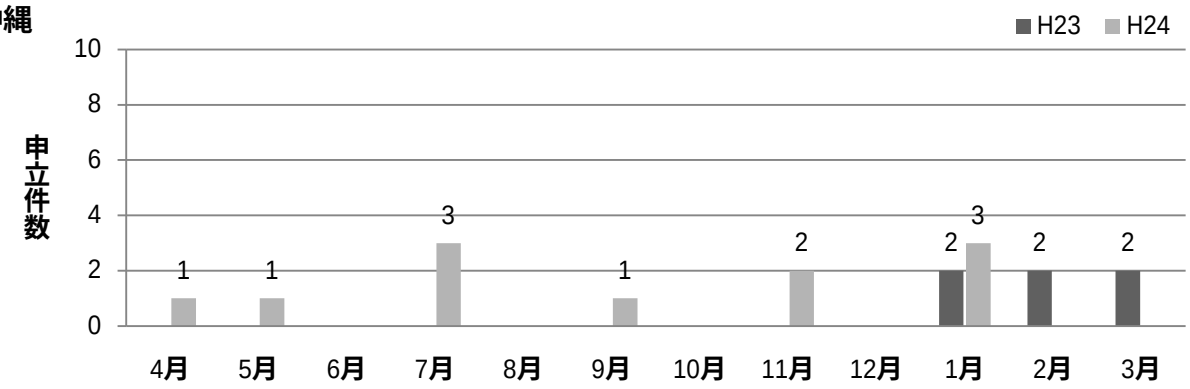

群馬

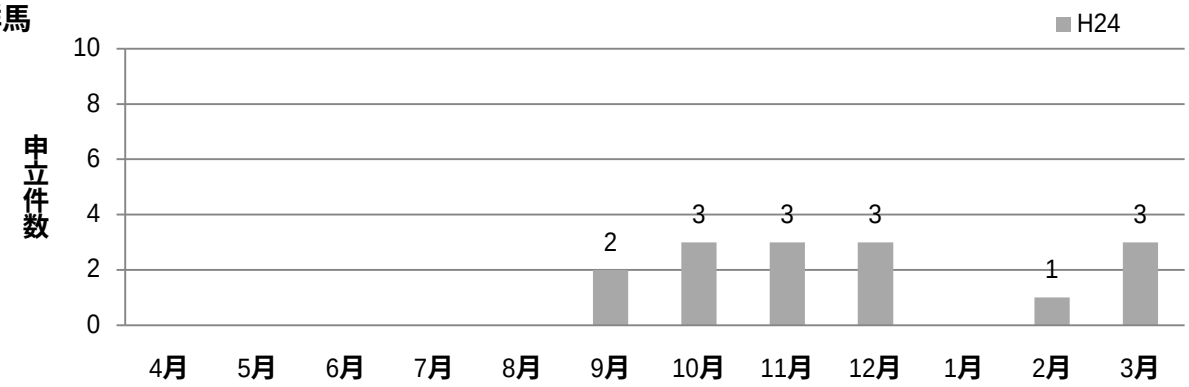

2－(1)表 申立事件の終了状況一覧

1 申立	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	横浜	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県
申立件数	85	136	3	90	5	25	36	7	43	214	27	1	0	44	10	1
①不受理	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
②受　理	85	136	3	90	5	25	35	7	43	214	27	1	0	44	9	1

2 受理事件	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	横浜	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県
(1)話し合いのテーブルにつかなかったケース																
①不　成　立	19	32	0	23	1	12	7	3	11	71	10	0	0	4	2	0
②取　　下	0	8	0	0	1	0	1	0	1	4	0	0	0	10	1	0
③却　　下	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不応諾件数合計	20	40	0	24	2	12	9	3	12	75	10	0	0	14	3	0
(2)回答待ち	13	10	0	7	0	3	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0
(3)話し合いのテーブルについたケース																
①応諾後取下	4	3	2	9	1	0	10	0	1	9	5	1	0	0	0	0
②応諾後却下	5	15	0	18	0	0	0	3	7	28	6	0	0	7	1	0
③進　行　中	13	33	0	9	2	6	5	0	7	50	2	0	0	7	2	1
④解決 (新受)	30	35	1	21	0	4	10	1	12	51	4	0	0	16	3	0
応諾件数合計	52	86	3	57	3	10	25	4	27	138	17	1	0	30	6	1

※東京弁護士会：受理事件90件のうち2件は移管事件

※第一東京弁護士会：受理事件35件のうち1件は移管事件

3 解決事件	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	横浜	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県
①旧受事件	14	19	0	11	0	2	4	0	5	45	1	0	0	3	3	0
②新受事件	30	35	2	21	0	4	10	1	12	51	4	0	0	16	3	0
解決事件合計	44	54	2	32	0	6	14	1	17	96	5	0	0	19	6	0

4 解決形式	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	横浜	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県
①和解	44	49	2	32	0	6	14	1	17	95	5	0	0	19	6	0
	100.0%	90.7%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
②和解→仲裁判断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
③仲裁判断	0	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	0.0%	9.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

5 応諾率	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	横浜	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県
	72.2%	68.3%	100.0%	68.7%	60.0%	45.5%	71.4%	57.1%	69.2%	64.8%	63.0%	100.0%	0.0%	68.2%	66.7%	100.0%

6 受理事件対比解決率	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	横浜	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県
	41.7%	27.8%	33.3%	25.3%	0.0%	18.2%	28.6%	14.3%	30.8%	23.9%	14.8%	0.0%	0.0%	36.4%	33.3%	0.0%

7 応諾事件対比解決率	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	横浜	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県
	76.9%	66.0%	33.3%	43.8%	0.0%	100.0%	50.0%	25.0%	60.0%	58.0%	26.7%	0.0%	0.0%	69.6%	75.0%	0.0%

奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	合計
5	22	9	22	177	14	1	3	10	5	3	2	11	4	2	3	11	15	1046
0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	6
5	21	9	22	177	14	1	3	10	5	2	1	11	3	2	3	11	15	1040

奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	合計
0	7	3	4	28	2	0	0	1	0	0	1	3	0	1	1	4	2	252
0	1	0	1	10	0	0	0	0	0	1	0	4	0	0	0	0	1	44
0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5
0	8	3	5	39	2	0	0	1	0	1	2	7	0	1	1	4	3	301
0	0	1	2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51
1	1	2	6	10	3	0	0	2	1	0	0	0	0	0	1	2	6	80
1	4	0	0	30	0	0	0	1	1	0	0	3	3	0	0	0	0	133
1	2	2	4	29	2	1	1	4	1	1	0	0	0	0	1	0	1	187
2	6	1	5	59	7	0	2	2	2	0	0	1	0	0	0	5	5	285
5	13	5	15	128	12	1	3	9	5	1	0	4	3	0	2	7	12	685

奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	合計
1	4	0	5	35	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	158
2	6	1	5	59	7	0	2	2	2	0	0	1	0	0	0	5	4	285
3	10	1	10	94	10	0	2	2	2	0	0	2	0	0	0	7	4	443

奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	合計
3	10	1	10	94	10	0	2	2	2	0	0	2	0	0	0	7	4	437
100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	98.6%
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%

奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	合計
100.0%	61.9%	62.5%	75.0%	76.6%	85.7%	100.0%	100.0%	90.0%	100.0%	50.0%	0.0%	36.4%	100.0%	0.0%	66.7%	63.6%	80.0%	69.3%

奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	合計
40.0%	28.6%	12.5%	25.0%	35.3%	50.0%	0.0%	66.7%	20.0%	40.0%	0.0%	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	45.5%	33.3%	28.8%

奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	合計
50.0%	54.5%	33.3%	45.5%	59.6%	70.0%	0.0%	100.0%	40.0%	50.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	71.4%	45.5%	57.2%

2-(2)　申立から終了までの事件の流れ

仲裁事件が申し立てられてから，終了するまでの流れは，以下のフローチャートに書いたとおりです。個々の項目の説明は，後記のとおりです。

【フローチャート】

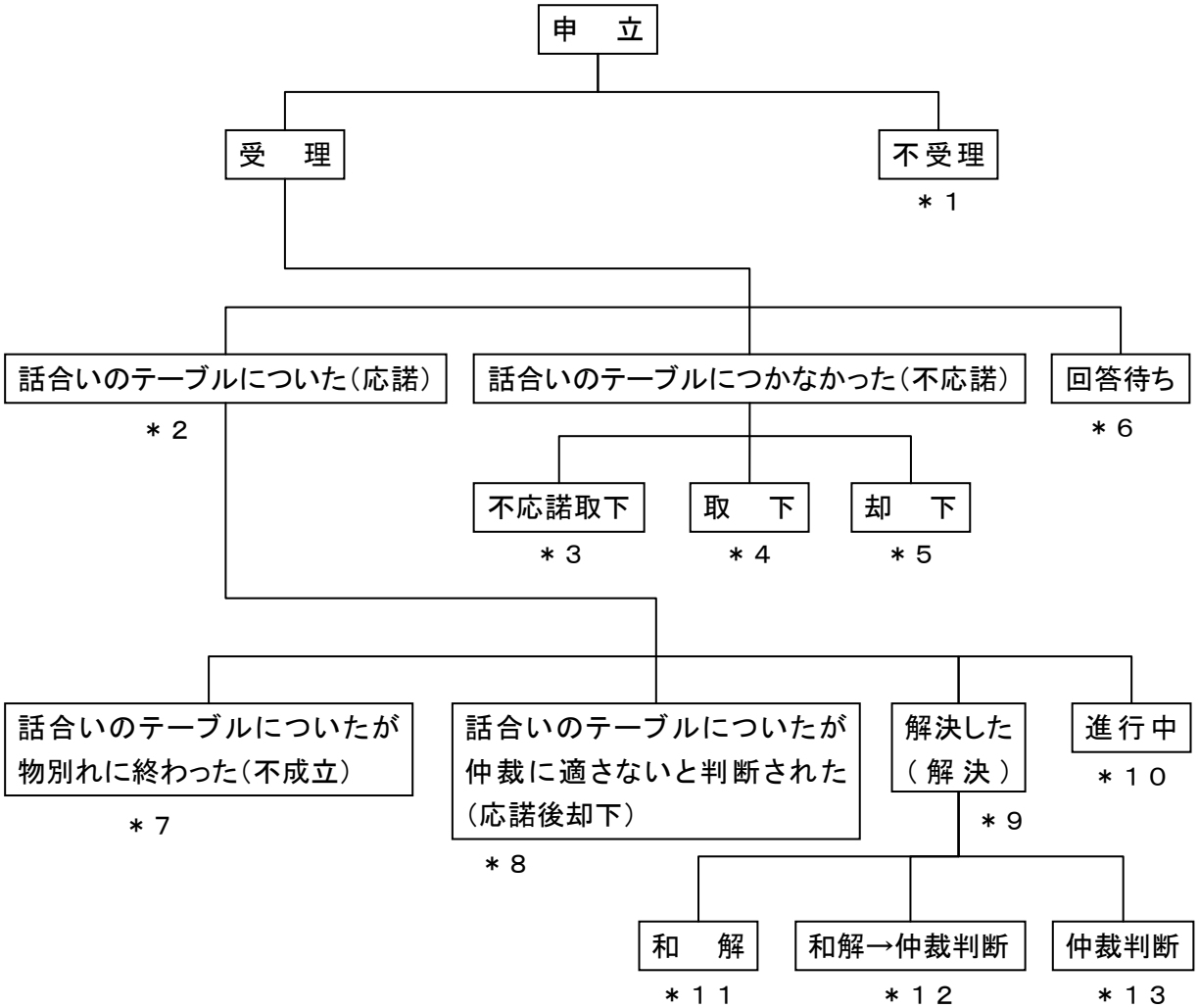

2-(3)　用語の説明

【フローチャート関係】

＊１　不受理

センターのなかには，法律相談段階で審査を行い，事件として受理しないもの，申立書を受け取ったが，仲裁不適合事案として受け付けないものがある。

＊２　応諾

仲裁・あっせん事件として，当事者双方が話合いの席について，手続が進んだケース。

＊３　不応諾取下

相手方が話合いに応じなかったケース。相手方から拒否回答があった，相手方から回答がないまま第１回期日が開かれたが，相手方が出席しなかったケースが含まれる。また，この場合，申立人に取下書を提出させているセンターがあるので，上記の事情によって申立人が申立ての取下げをしたケースも含む。

＊４　取下

もっぱら申立人の事情で取下げたケース。ただし，申立後手続開始前に当事者間に和解ができたケースも含む。

＊５　却下

申立受理後かつ相手方応諾前に，センターまたは仲裁人予定者が仲裁に適さないと判断して，第１回期日前に手続を打切ったケース。

＊６　回答待ち

統計処理上，年度末において締める必要があるため，年度末において相手方からの回答がきていないケース。

＊７　不成立

当事者双方が話合いのテーブルについたが，物別れとなり，和解の合意ができなかったケース。センターによっては，打ち切り，取下げとして扱っているところもある。

＊８　応諾後却下

当事者双方が話合いのテーブルについたが，双方の意見の対立のため，担当仲裁人が仲裁に向かないとして却下したケース。センターによっては，打ち切りのなかに応諾後却下のケースもある。

＊９　解決

当該年度に受理した事件のなかで解決した数のみ計上している。前年度以前の解決ケースを計上すると，応諾率に違う数値がでてくる。当該年度の申立は，新受事件，前年度以前に申し立てられたものは，旧受事件として計上する。

＊１０　進行中

＊６と同様，年度末で区切るための処理。当然，次年度以降この数値は減少することになる。継続中としているセンターもある。

＊１１　和解

和解で解決したケース。

＊１２　和解→仲裁判断

あっせん等により当事者間に和解が成立した後，和解の内容を仲裁判断とする合意が当事者間に成立し，これに基づき仲裁人が仲裁判断書を作成したケース。純然たる仲裁判断と区別する。仲裁判断（和解）あるいは和解的仲裁判断と表記しているものはこれにいれた。ほとんど仲裁判断の理由が書かれていない（仲裁法第３８条，第３９条）。

＊１３　仲裁判断

当事者の仲裁合意に基づき仲裁人が仲裁判断をしたケース。純然たる仲裁判断。

【その他】

１　応諾率

受理事件の中で，話合いのテーブルについた事件の割合。ただし，受理件数の中から回答待ちの件数を差し引いている。

計算式　　応諾件数÷（受理件数－回答待件数）×１００％

２　受理事件対比解決率

受理事件の中で当該年度に解決したケースの割合。

計算式　　解決（新受）件数÷（受理件数－回答待件数）×１００％

３　応諾事件対比解決率

当事者が話合いのテーブルについたもののうち，解決（新受）した事件の比率

計算式　　解決（新受）件数÷（応諾件数－進行中の件数）×１００％

2－(4)グラフ 申立事件の終了状況

① 申立件数（センター別）

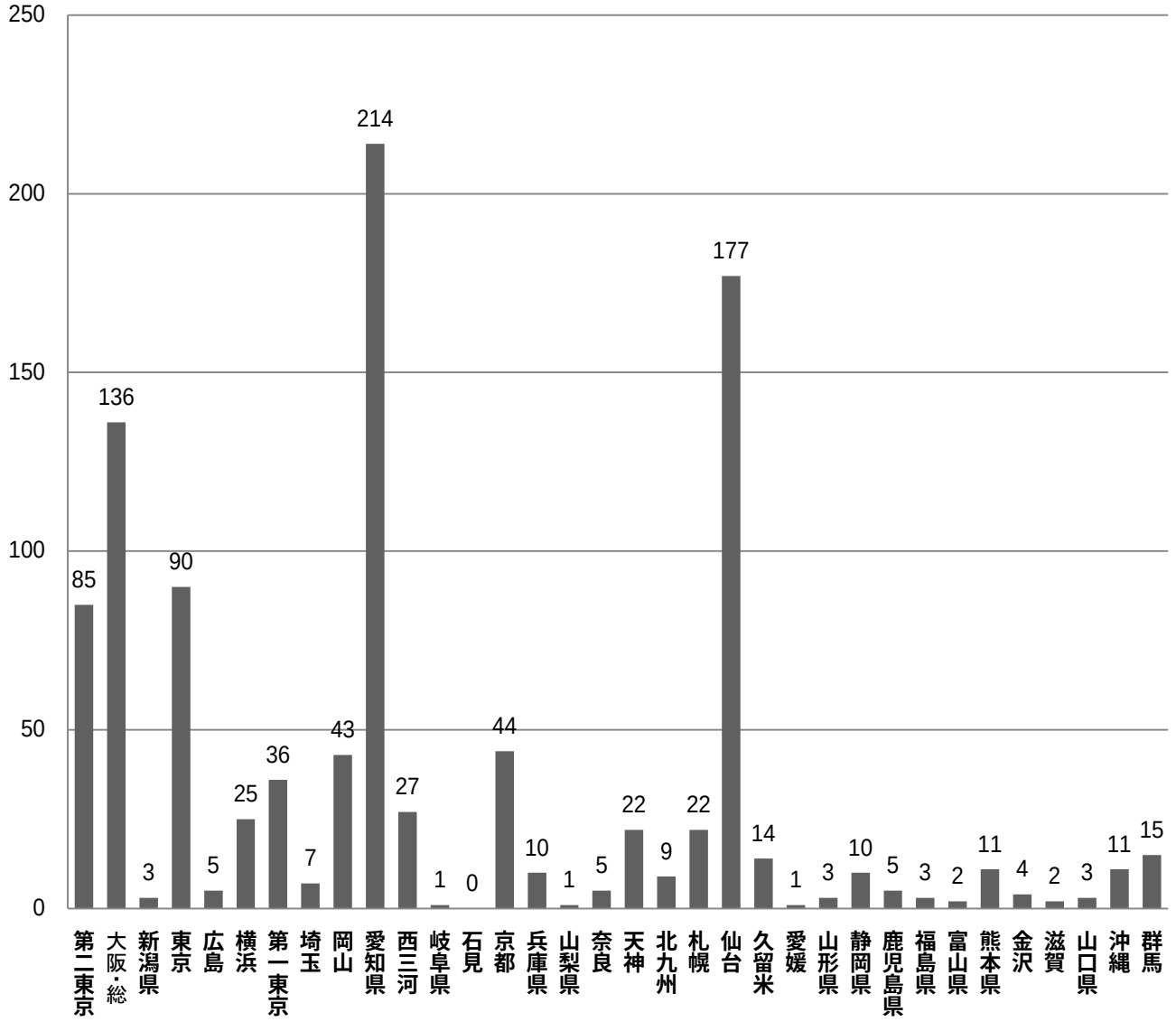

② センター別解決事件数

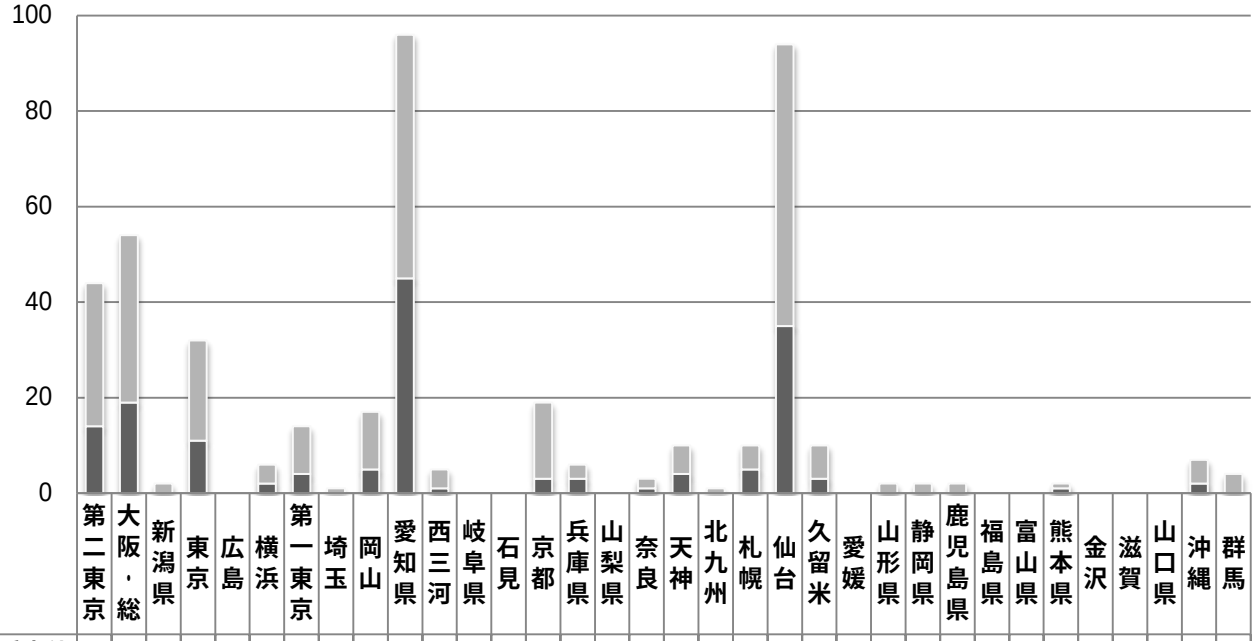

	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	横浜	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬
新受事件	30	35	2	21	0	4	10	1	12	51	4	0	0	16	3	0	2	6	1	5	59	7	0	2	2	2	0	0	1	0	0	0	5	4
旧受事件	14	19	0	11	0	2	4	0	5	45	1	0	0	3	3	0	1	4	0	5	35	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0

2－(4)グラフ 申立事件の終了状況

③ 応諾状況

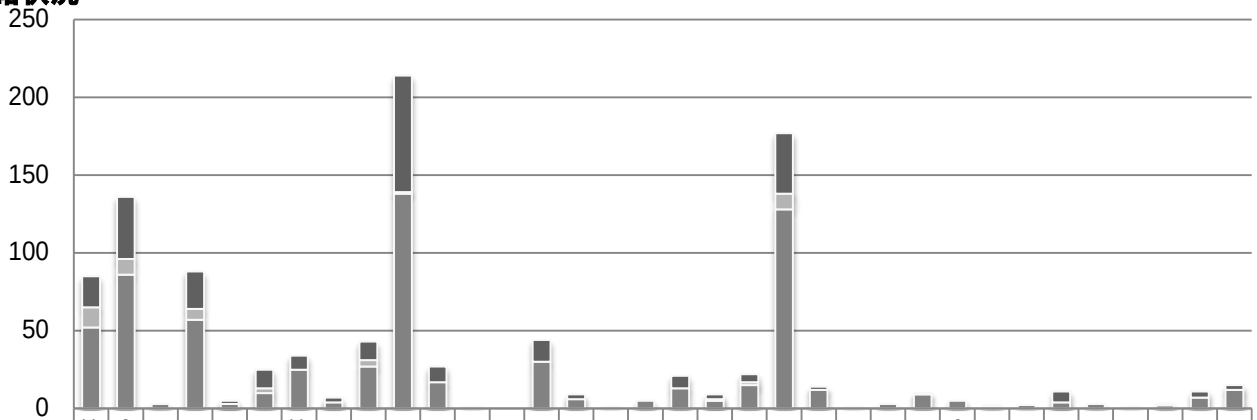

	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	横浜	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬
■不応諾	20	40	0	24	2	12	9	3	12	75	10	0	0	14	3	0	0	8	3	5	39	2	0	0	1	0	1	2	7	0	1	1	4	3
■回答待ち	13	10	0	7	0	3	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
■応諾	52	86	3	57	3	10	25	4	27	138	17	1	0	30	6	1	5	13	5	15	128	12	1	3	9	5	1	0	4	3	0	2	7	12

④ 不応諾事由

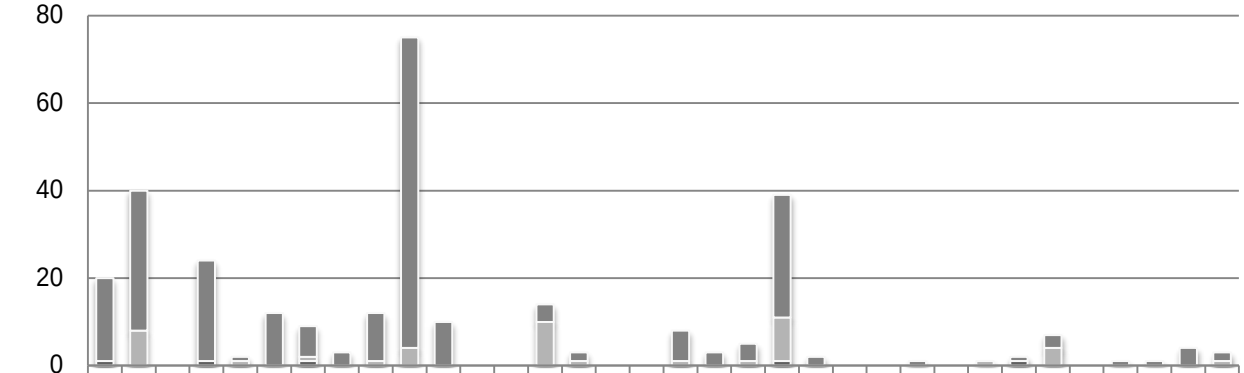

	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	横浜	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬
■不成立	19	32	0	23	1	12	7	3	11	71	10	0	0	4	2	0	0	7	3	4	28	2	0	0	1	0	0	1	3	0	1	1	4	2
■取下	0	8	0	0	1	0	1	0	1	4	0	0	0	10	1	0	0	1	0	1	10	0	0	0	0	0	1	0	4	0	0	0	0	1
■却下	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0

⑤ 解決事件の形式

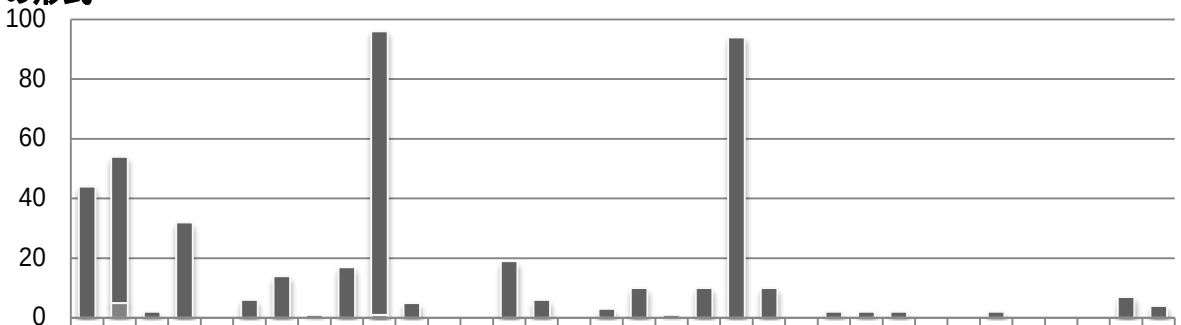

	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	横浜	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬
■和解	44	49	2	32	0	6	14	1	17	95	5	0	0	19	6	0	3	10	1	10	94	10	0	2	2	2	0	0	2	0	0	0	7	4
■和解→仲裁判断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
■仲裁判断	0	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3-(1)表 紛争類型別受理事件一覧

	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	横浜	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	合計
1 不動産売買を巡る紛争	1	4	0	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	18
手付金返還等										1																						1			2
契約解除																					1														1
買い戻し																																			0
その他	1	4		1		2								1				1	1	1	2								1						15
2 不動産賃貸借を巡る紛争	4	11	1	2	0	4	2	1	6	23	1	0	0	3	0	0	0	1	0	0	48	2	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	2	0	114
明渡	2	1					2		2	5				2							23												2		39
賃料増額										1											1														2
賃料減額										1											9														10
敷金･保証金返還	1	1				1			1	1											1														6
賃料配分･管理費用分担																																			0
滞納賃料		2				1			1	4				1							2														11
原状回復費用		3								2											2														7
更新料																																			0
借地権買取						1																													1
修理･修繕費用			1	2				1	1	2								1			5								1						14
その他	1	4				1			1	7	1										5	2					1			1					24
3 請負契約を巡る紛争	4	17	0	5	0	1	1	0	2	23	3	0	0	4	0	0	1	0	1	2	19	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	89
建築工事代金	1	4		2					2	2	2			2			1			1	8				3									1	29
契約の解除		4		1						3				1							4				1										14
建築工事の損害	1	6		1			1			5				1					1		4														20
デザイン料				1																					1										2
その他	2	3				1				13	1									1	3														24
4 貸金を巡る紛争	0	3	0	0	0	0	0	0	1	9	0	0	0	2	1	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
債権額･過払金等を巡る紛争										2											2														4
債務弁済協定															1																				1
その他		3							1	7				2						2															15
5 その他の契約紛争	29	14	1	22	2	5	15	4	3	20	10	1	0	4	1	0	2	5	2	1	10	3	0	1	0	4	0	0	0	0	0	1	2	1	163
リース契約																					2														2
商品委託取引		2		2			3			1									1																9
預り金返還							1			1																									2
動産売買	1	2								1				1				1				3													9
銀行関係	6	2		9	1	1	7	2		4	1	1		1	1		1	1		1				1		4						1			45
手数料返還	3			4																															7
契約不履行	5	2				3	1		1	2	1							1	1																17

	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	横浜	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	合計
立替金									1																										1
サービスの提供を巡る紛争	3	2				1		1	1		1			1				1			1												2	1	15
先物取引を巡る紛争										2																									2
その他	11	4	1	7	1		3	1		9	7			1			1	1			7														54
6 債務不存在確認	0	1	0	0	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
7 不法行為を巡る紛争	33	61	1	42	3	3	13	1	21	72	10	0	0	17	6	0	2	10	5	12	40	3	1	2	4	1	1	0	8	1	0	0	5	7	385
けんか		3	1	4		1				1	1														1								1		13
動物事故		2		1						1				1															1						6
交通事故		16		1			2		3	11	2			4				1			1				1				7				1	3	53
医事紛争	25	22		28	3		8		8	29	3			4	1			8	5	5	10		1	1			1						1	2	165
名誉毀損																					1														1
近隣紛争		2		5					1	6	1				2			1																	18
婚姻外男女関係	4	4				1		1	7	5				1			1			3	7	3		1									1	1	40
賠償額確定		2				1				2					2					1	2				2					1			1	1	15
スポーツ事故																				1															1
故意による加害	1	1							1	4				2							2														11
その他	3	9		3			3		1	13	3			5	1		1			2	17					1									62
8 知的財産権がらみの紛争	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
9 家族間の紛争	5	10	0	11	0	3	0	0	4	30	0	0	0	8	0	0	0	3	0	0	19	3	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	1	2	102
離婚・夫婦関係調整	2	2		1		1				16				4				2			3	2									2				35
婚約破棄		2							3	4												1												1	11
養育費・親権				1		1																													2
相続	2	2		3		1				6				2				1			3												1		21
親子関係	1			4					1	2											1													1	10
その他		4		2						2				2							12							1							23
10 職場の紛争	2	5	0	3	0	0	0	1	2	11	1	0	0	4	0	0	0	1	0	2	12	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	50
解雇・退職		2		2					1	4	1			4						1	4	1			1									1	22
労働災害																					4														4
賃金		1								2											1														4
その他	2	2		1				1	1	5								1		1	3	2											1		20
11 会社関係の紛争	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
12 相隣関係	2	10	0	0	0	7	0	0	1	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	40
13 マンション（区分所有）関係	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
管理費滞納等																																			0
その他	1									1											2														4
14 その他	2	0	0	3	0	0	2	0	3	8	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	3	34
合計	85	136	3	90	5	25	35	7	43	214	27	1	0	44	9	1	5	21	9	22	177	14	1	3	10	5	2	1	11	3	2	3	11	15	1040

3-(2)表 紛争類型別解決事件一覧

	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	横浜	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	合計
1 不動産売買を巡る紛争	2	4	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	15
手付金返還等																																			0
契約解除	1																				1												1		3
買い戻し																																			0
その他	1	4				2								1							4														12
2 不動産賃貸借を巡る紛争	3	5	1	3	0	1	2	0	1	10	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	26	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	58
明渡	2	1		1			2			5					1						13	1											1		27
賃料増額																																			0
賃料減額										1											5														6
敷金･保証金返還	1	1				1															1														4
賃料配分･管理費用分担																																			0
滞納賃料										1											1														2
原状回復費用		2								1										1	3														7
更新料																																			0
借地権買取																																			0
修理･修繕費用			1	2						1				1																					5
その他		1							1	1	1										3														7
3 請負契約を巡る紛争	1	6	0	2	0	0	1	0	1	13	0	0	0	2	0	0	0	1	0	1	12	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	43
建築工事代金				1					1	1										1	5													1	10
契約の解除		1								1											1				1										4
建築工事の損害		4					1			3				2							2														12
デザイン料																									1										1
その他	1	1		1						8								1			4														16
4 貸金を巡る紛争	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
債権額･過払金等を巡る紛争																																			0
債務弁済協定	1																																		1
その他		1								1																									2
5 その他の契約紛争	15	9	1	6	0	1	3	0	1	8	2	0	0	2	1	0	0	2	0	2	6	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	62
リース契約																					1														1
商品委託取引		2		1			1																												4
預り金返還				1																															1
動産売買										2																									2
銀行関係	4			2			2			1				1	1			1						1		1									14
手数料返還	1			1																															2
契約不履行	3									1										1															5

	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	横浜	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	合計
立替金									1																										1
サービスの提供を巡る紛争	1	1				1								1				1			1														6
先物取引を巡る紛争																																			0
その他	6	6	1	1						4	2									1	4												1		26
6 債務不存在確認	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 不法行為を巡る紛争	17	20	0	14	0	2	7	1	12	44	2	0	0	6	4	0	2	5	1	6	20	3	0	1	0	1	0	0	2	0	0	0	3	2	175
けんか		1		1						4																			1				1		8
動物事故		2		1																															3
交通事故		7		1			1		2	5	1			2	1														1				1	1	23
医事紛争	13	3		11			5		3	17				2				3	1	1	3													1	63
名誉毀損															1																				1
近隣紛争									1	2					1																				4
婚姻外男女関係	1	3				1		1	5	4							1	2		3	6	3		1											31
賠償額確定		2				1				1					1						1												1		7
スポーツ事故																																			0
故意による加害	1									4										1	1														7
その他	2	2					1		1	7	1			2			1			1	9					1									28
8 知的財産権がらみの紛争	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
9 家族間の紛争	2	2	0	1	0	0	0	0	2	6	0	0	0	3	0	0	1	1	0	0	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	27
離婚・夫婦関係調整									1	1				2							1														5
婚約破棄		2							1	2												1												1	7
養育費・親権				1																															1
相続	1									2				1				1			1														6
親子関係	1																																		1
その他										1							1				5														7
10 職場の紛争	0	2	0	5	0	0	0	0	0	5	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	7	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	27
解雇・退職		1		3										3							3	1													11
労働災害										1											2														3
賃金																																			0
その他		1		2						4								1			2	2											1		13
11 会社関係の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
12 相隣関係	1	4	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
13 マンション（区分所有）関係	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
管理費滞納等																																			0
その他	1																				2														3
14 その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
合計	44	54	2	32	0	6	14	1	17	96	5	0	0	19	6	0	3	10	1	10	94	10	0	2	2	2	0	0	2	0	0	0	7	4	443

3-(3)グラフ 受理事件･解決事件類型

① 紛争類型別受理事件一覧

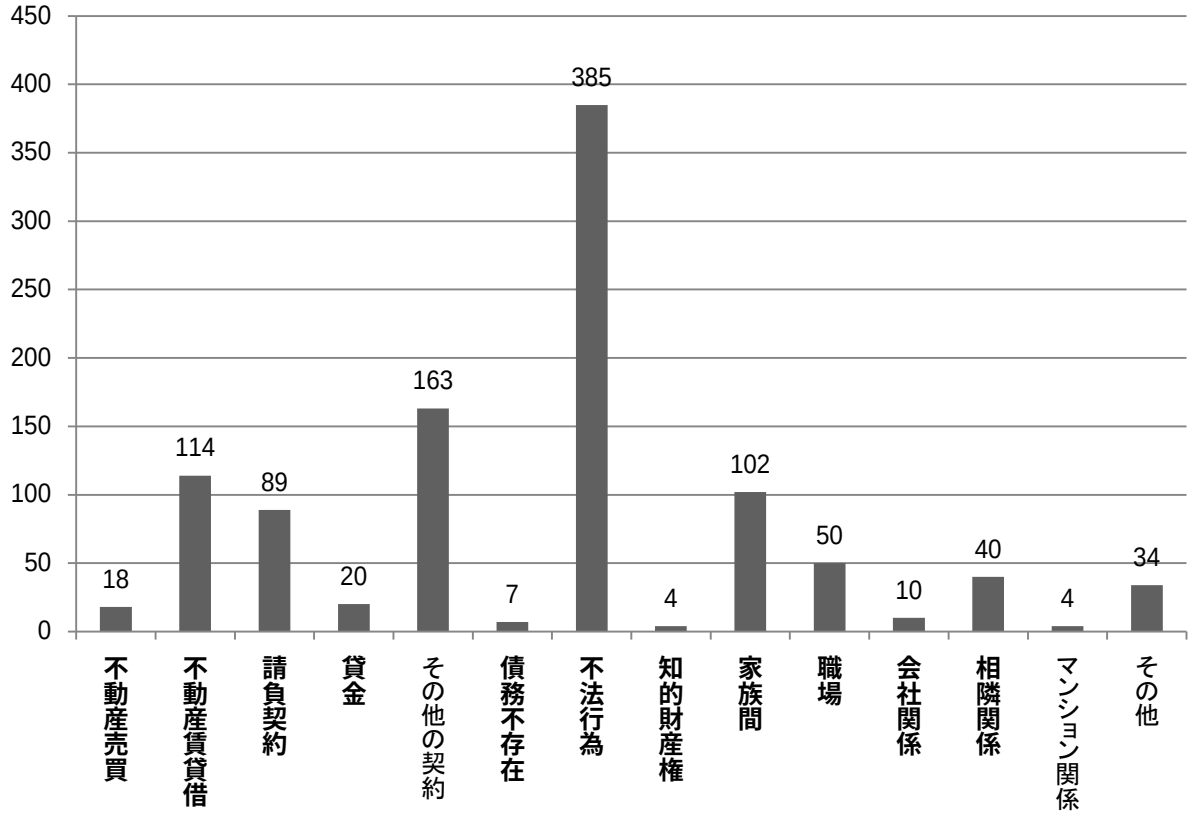

② 紛争類型別解決事件一覧

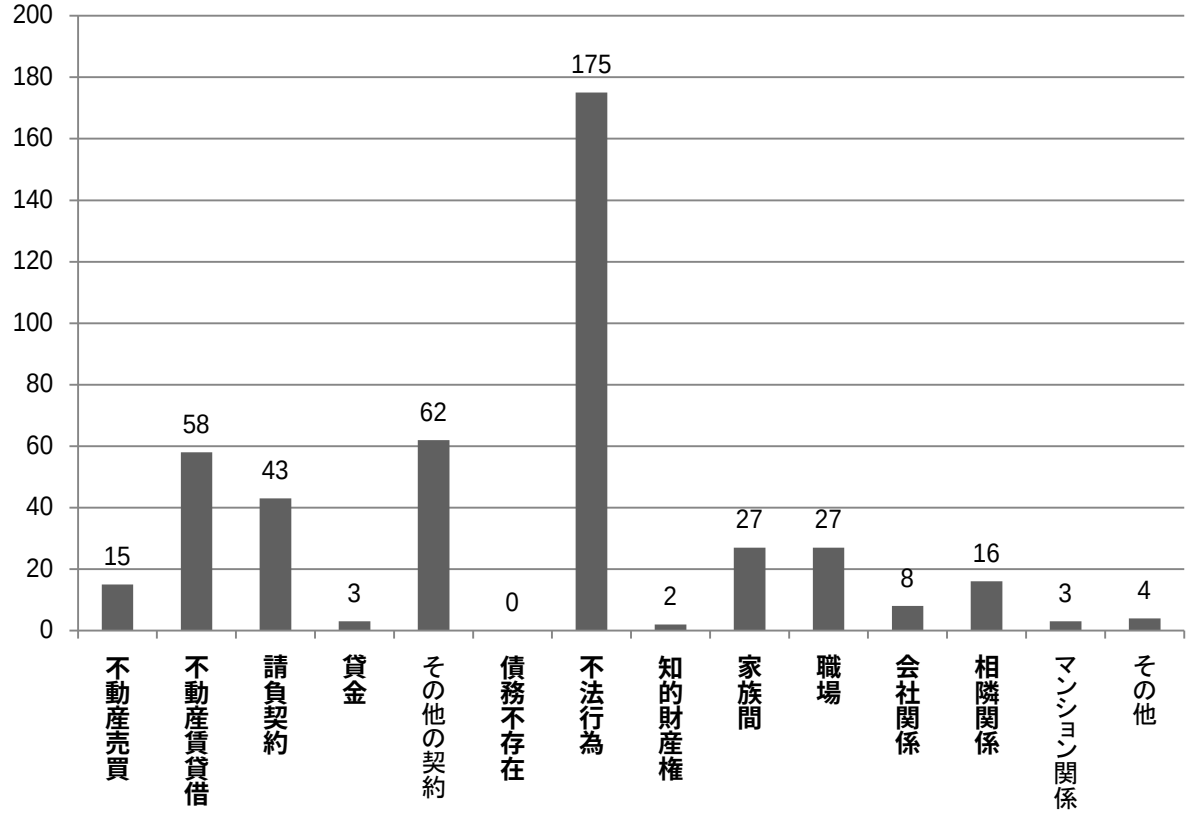

③ 不法行為を巡る紛争の内容

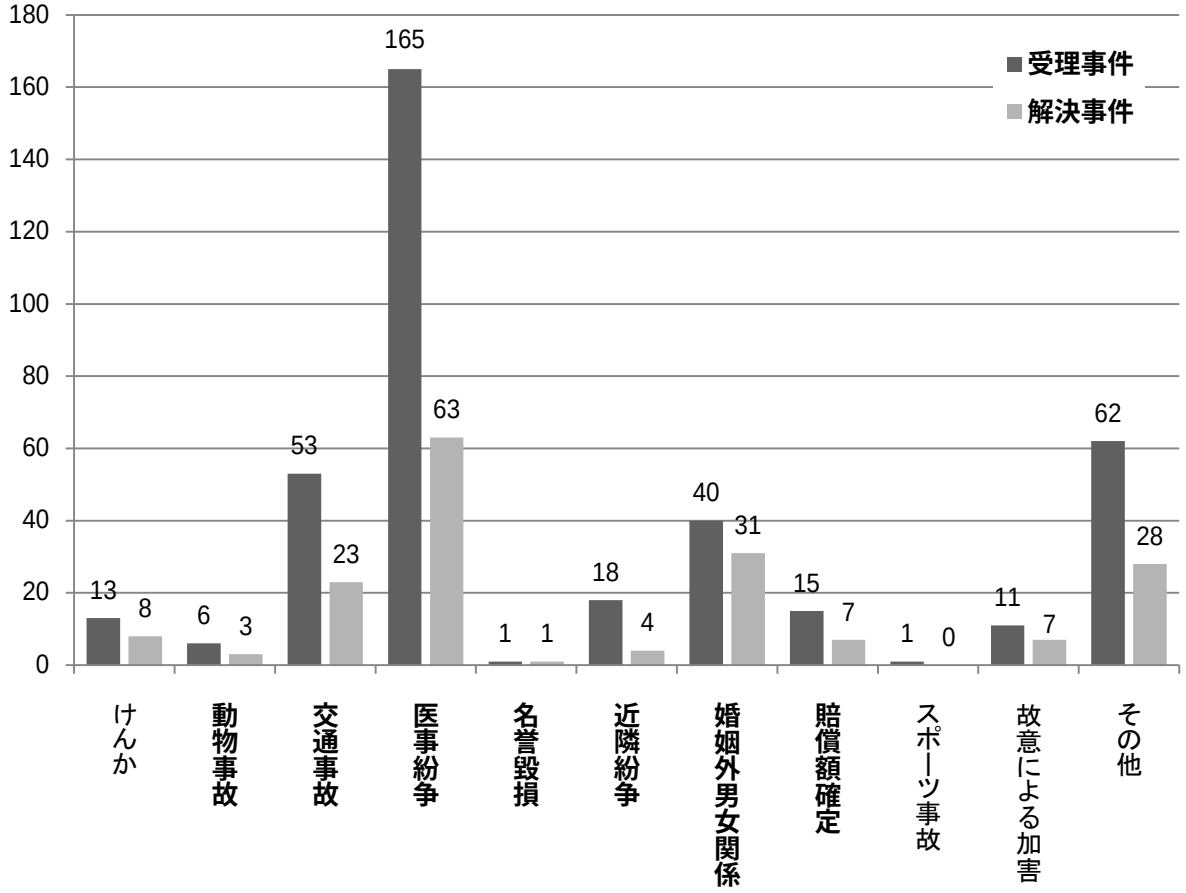

4-(1)表 専門ADR受理事件

	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	横浜	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	合計
1 医療ADR	25	22	0	28	3	0	8	0	6	29	3	0	0	4	1	0	0	8	5	5	10	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	162
一般医療（産科含む）	15	17		20	2		7		4	22	3			2				6	3	3	8		1	1			1						1	1	117
歯科	6	4		7	1				2	6					1			1	1	2															31
美容整形	4													2					1		1														8
柔道整復																																			0
その他		1		1			1			1								1			1														6
2 金融ADR	5	3	1	9	2	1	12	2	1	6	1	1	0	1	2	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	51
デリバティブ損失を巡る紛争	1	2																																	3
その他の金融商品による損失を巡る紛争							4													1															5
説明・顧客対応を巡る紛争	3	1		3		1	2	1	1	4		1			1		1																		19
その他	1		1	6	2		6	1		2	1			1	1			1														1			24
3 震災ADR	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	93	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	93
不動産所有権（滅失問題含む）																					5														5
不動産賃借権（借地）																																			0
不動産賃借権（借家）																					40														40
相隣関係（妨害排除・予防・損害賠償）																					8														8
住宅・自動車・船舶のローン，リース																					1														1
原発事故・環境関連																																			0
労働問題																					1														1
その他																					38														38
合計	30	25	1	37	5	1	20	2	7	35	4	1	0	5	3	0	1	9	5	6	103	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	306

4-(2)表 専門ADR解決事件

	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	横浜	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	合計
1 医療ADR	13	3	0	11	0	0	5	0	2	17	0	0	0	1	0	0	0	3	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	61
一般医療（産科含む）	7	2		9			4		2	11				1				2			2													1	41
歯科	4	1		1						6								1	1	1															15
美容整形	2																				1														3
柔道整復																																			0
その他				1			1																												2
2 金融ADR	3	2	1	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
デリバティブ損失を巡る紛争	1	2		1																															4
その他の金融商品による損失を巡る紛争																				1															1
説明・顧客対応を巡る紛争	2														1																				3
その他			1	1						1				1				1																	5
3 震災ADR	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51
不動産所有権（滅失問題含む）																					2														2
不動産賃借権（借地）																					1														1
不動産賃借権（借家）																					20														20
相隣関係（妨害排除・予防・損害賠償）																					4														4
住宅・自動車・船舶のローン，リース																																			0
原発事故・環境関連																																			0
労働問題																					1														1
その他																					23														23
合計	16	5	1	13	0	0	5	0	2	18	0	0	0	2	1	0	0	4	1	2	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	125

5-(1)表 解決事件の紛争の規模別分類

	30万円以下	30万円超 100万円以下	100万円超 300万円以下	300万円超 1000万円以	1000万円超 1億円以下	1億円超	合計
第二東京	13	13	6	5	7	0	44
	29.5%	29.5%	13.6%	11.4%	15.9%	0.0%	100.0%
大阪･総	13	11	10	9	3	0	46
	28.3%	23.9%	21.7%	19.6%	6.5%	0.0%	100.0%
新潟県	0	0	2	0	0	0	2
	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
東京	6	5	7	7	7	0	32
	18.8%	15.6%	21.9%	21.9%	21.9%	0.0%	100.0%
広島	0	0	0	0	0	0	0
	-	-	-	-	-	-	0.0%
横浜	1	4	1	0	0	0	6
	16.7%	66.7%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
第一東京	1	5	4	2	2	0	14
	7.1%	35.7%	28.6%	14.3%	14.3%	0.0%	100.0%
埼玉	1	0	0	0	0	0	1
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
岡山	3	5	6	2	1	0	17
	17.6%	29.4%	35.3%	11.8%	5.9%	0.0%	100.0%
愛知県	13	37	24	15	7	0	96
	13.5%	38.5%	25.0%	15.6%	7.3%	0.0%	100.0%
西三河	0	2	0	1	2	0	5
	0.0%	40.0%	0.0%	20.0%	40.0%	0.0%	100.0%
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0
	-	-	-	-	-	-	0.0%
石見	0	0	0	0	0	0	0
	-	-	-	-	-	-	0.0%
京都	7	1	8	2	1	0	19
	36.8%	5.3%	42.1%	10.5%	5.3%	0.0%	100.0%
兵庫県	3	0	0	1	2	0	6
	50.0%	0.0%	0.0%	16.7%	33.3%	0.0%	100.0%
山梨県	0	0	0	0	0	0	0
	-	-	-	-	-	-	0.0%
奈良	1	0	1	0	1	0	3
	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%	100.0%
天神	1	4	1	4	0	0	10
	10.0%	40.0%	10.0%	40.0%	0.0%	0.0%	100.0%
北九州	1	0	0	0	0	0	1
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
札幌	3	4	2	1	0	0	10
	30.0%	40.0%	20.0%	10.0%	0.0%	0.0%	100.0%
仙台	30	35	15	11	3	0	94
	31.9%	37.2%	16.0%	11.7%	3.2%	0.0%	100.0%
久留米	1	5	3	1	0	0	10
	10.0%	50.0%	30.0%	10.0%	0.0%	0.0%	100.0%
愛媛	0	0	0	0	0	0	0
	-	-	-	-	-	-	0.0%
山形県	0	1	1	0	0	0	2
	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
静岡県	1	0	1	0	0	0	2
	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
鹿児島県	0	1	1	0	0	0	2
	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
福島県	0	0	0	0	0	0	0
	-	-	-	-	-	-	0.0%
富山県	0	0	0	0	0	0	0
	-	-	-	-	-	-	0.0%
熊本県	0	1	1	0	0	0	2
	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
金沢	0	0	0	0	0	0	0
	-	-	-	-	-	-	0.0%
滋賀	0	0	0	0	0	0	0
	-	-	-	-	-	-	0.0%
山口県	0	0	0	0	0	0	0
	-	-	-	-	-	-	0.0%
沖縄	4	1	1	1	0	0	7
	57.1%	14.3%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	100.0%
群馬	2	1	1	0	0	0	4
	50.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	105	136	96	62	36	0	435
	24.1%	31.3%	22.1%	14.3%	8.3%	0.0%	100.0%

※各センター下段の比率は、各センターの合計数との比較
※大阪･総合紛争解決センター：解決事件54件のうち算定不能8件

5-(2)グラフ 解決事件の紛争の規模別分類

① 全センター

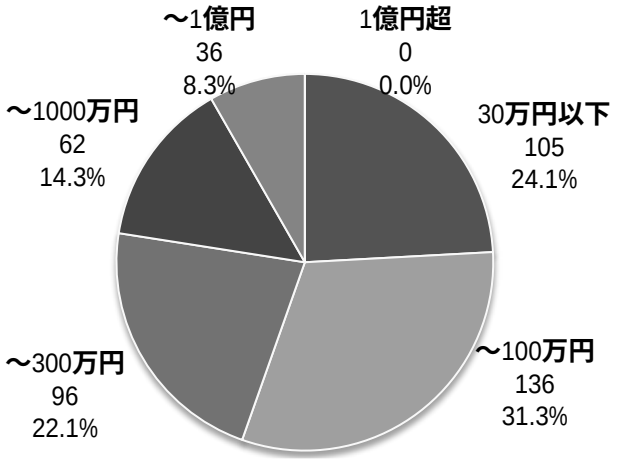

② センター別

30万円以下	～100万円	～300万円	～1000万円	～1億円	1億円超	
13	13	6	5	7	0	第二東京
13	11	10	9	3	0	大阪
0	0	2	0	0	0	新潟県
6	5	7	7	7	0	東京
0	0	0	0	0	0	広島
1	4	1	0	0	0	横浜
1	5	4	2	2	0	第一東京
1	0	0	0	0	0	埼玉
3	5	6	2	1	0	岡山
13	37	24	15	7	0	愛知県
0	2	0	1	2	0	西三河
0	0	0	0	0	0	岐阜県
0	0	0	0	0	0	石見
7	1	8	2	1	0	京都
3	0	0	1	2	0	兵庫県
0	0	0	0	0	0	山梨県
1	0	1	0	1	0	奈良
1	4	1	4	0	0	天神
1	0	0	0	0	0	北九州
3	4	2	1	0	0	札幌
30	35	15	11	3	0	仙台
1	5	3	1	0	0	久留米
0	0	0	0	0	0	愛媛
0	1	1	0	0	0	山形県
1	0	1	0	0	0	静岡県
0	1	1	0	0	0	鹿児島県
0	0	0	0	0	0	福島県
0	0	0	0	0	0	富山県
0	1	1	0	0	0	熊本県
0	0	0	0	0	0	金沢
0	0	0	0	0	0	滋賀
0	0	0	0	0	0	山口県
5	2	1	2	0	0	沖縄
2	1	1	0	0	0	群馬

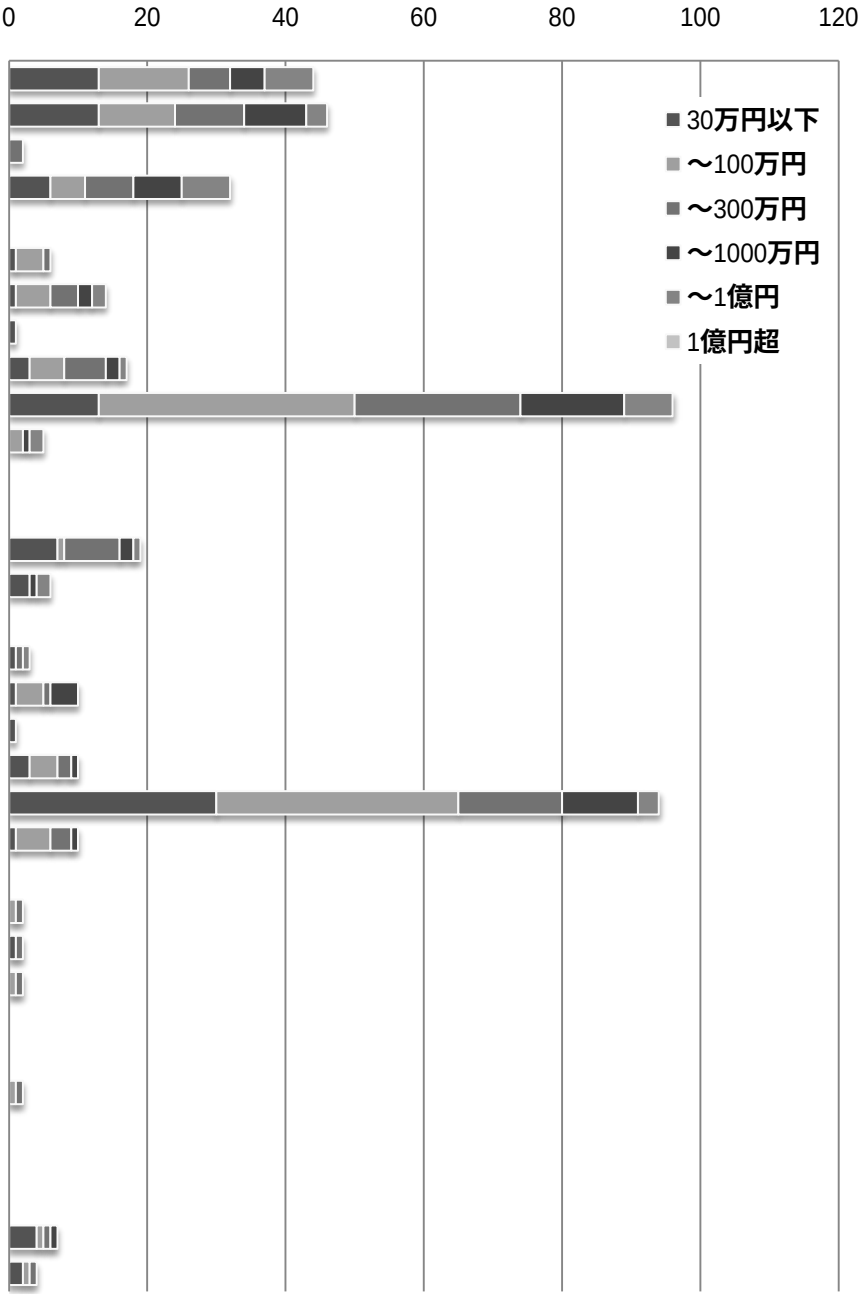

6－(1)表 解決事件の審理期間等

	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	横浜	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	全国
解決件数	44	54	2	32	0	6	14	1	17	96	5	0	0	19	6	0	3	10	1	10	94	10	0	2	2	2	0	0	2	0	0	0	7	4	443
1 審理期間 (単位：日)																																			
①平均	160.6	119.2	105.5	61	―	75.5	187.1	59	208.6	168.7	100.4	―	―	99	336.8	―	155.6	122.2	40	105.4	110.4	92.1	―	69.5	93.5	84.4	―	―	75	―	―	―	30.3	2.9	※1 110.9 ※2 130.7
②最短	25	29	70	18	―	37	45	59	24	27	49	―	―	13	39	―	47	40	40	41	16	48	―	28	54	29	―	―	48	―	―	―	1	1	1
③最長	746	316	141	158	―	168	603	59	1062	1063	168	―	―	388	1436	―	349	179	40	267	461	165	―	111	133	173	―	―	102	―	―	―	90	8	1436
2 審理回数 (単位：回)																																			
①平均	3.9	3.4	2.5	3.4	―	2.3	3.9	1	3	4.1	3.2	―	―	3.5	4.3	―	4.6	2.9	2.0	2.6	3.2	2.9	―	2.0	3.5	2.0	―	―	2	―	―	―	1.9	3	※1 3.0 ※2 3.5
②最短	1	1	2	1	―	2	1	1	1	1	2	―	―	1	2	―	2	1	2	1	1	2	―	1	2	1	―	―	1	―	―	―	1	2	1
③最長	12	7	3	8	―	3	9	1	8	19	6	―	―	11	11	―	10	6	2	4	13	5	―	3	5	4	―	―	3	―	―	―	3	4	19
3 紛争の価額 (単位：千円)																																			
①平均	8,200	3,820	1,060	11,089	―	686	7,068	0	3,017	3,866	10,561	―	―	4,600	6,034	―	5,583	1,887	245	1,024	2,413	1,254	―	800	1,068	1,089	―	―	1,015	―	―	―	1,530	749	※1 3,277 ※2 4,364
②最小	40	0	1,120	10	―	0	100	0	100	40	307	―	―	15	44	―	150	200	245	60	10	150	―	400	136	677	―	―	350	―	―	―	50	174	0
③最大	98,360	87,000	1,000	95,253	―	2,103	38,200	0	26,540	80,000	24,000	―	―	70,000	16,882	―	15,000	3,874	245	3,500	76,550	6,300	―	1,200	2,000	1,500	―	―	1,680	―	―	―	7,700	2,000	98,360

※1：各センターの数値の和を解決事件のあるセンターの数で除したもの。
※2：各センターの平均値×解決件数の和を総解決件数で除したもの。

6-(2)グラフ 解決事件の審理期間等

① 審理期間 (単位：日)

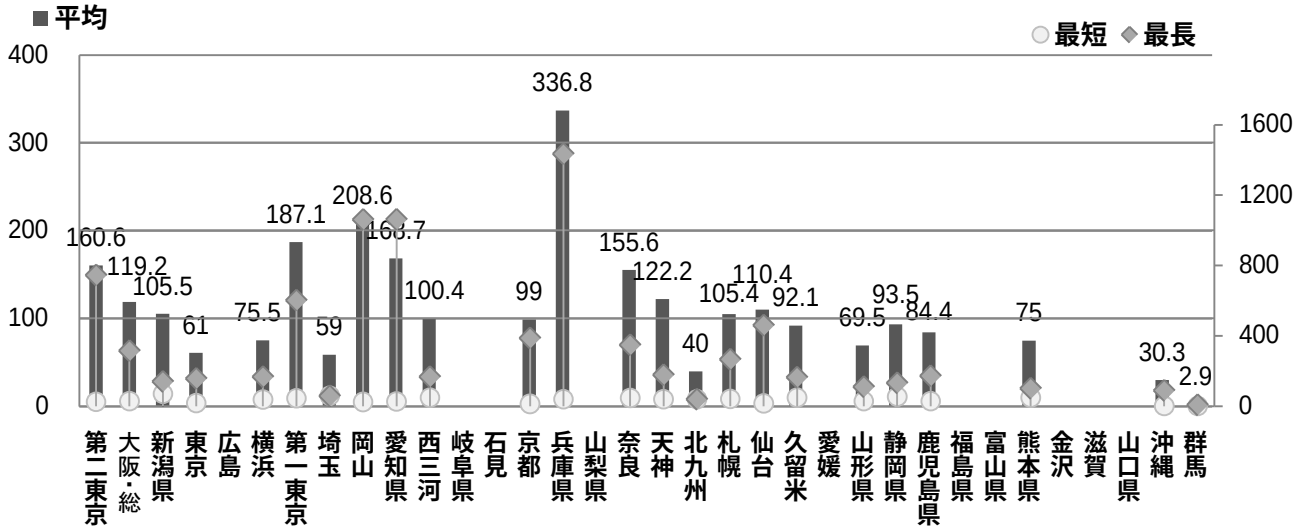

② 審理回数 (単位：回)

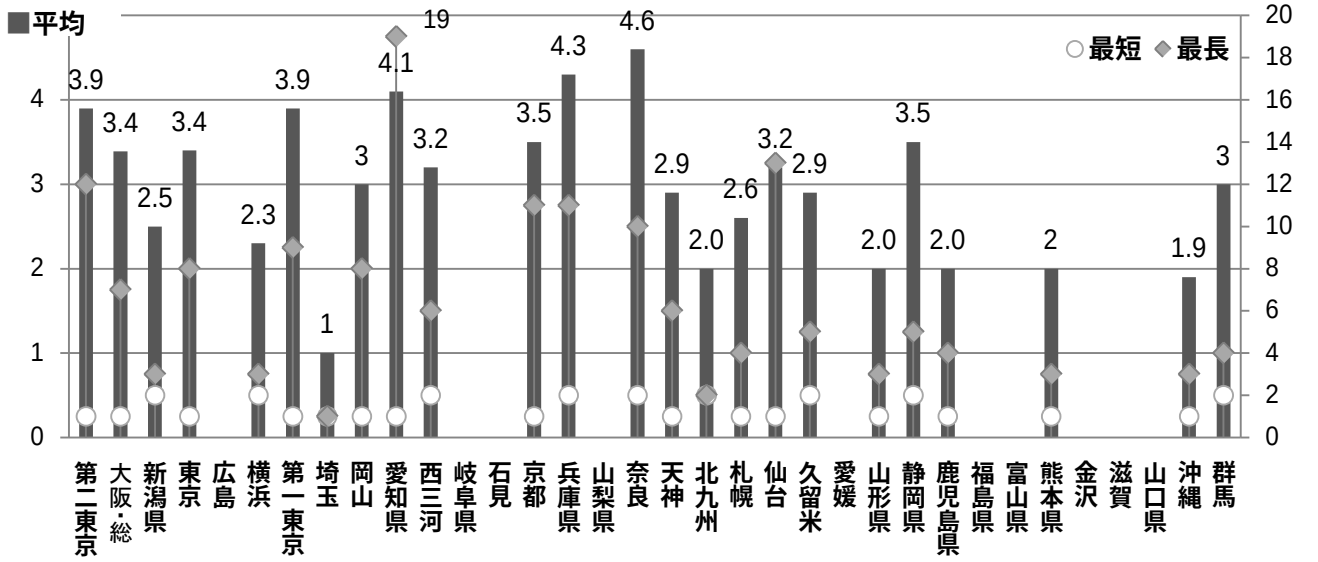

③ 紛争の価額の平均額 (単位：千円)

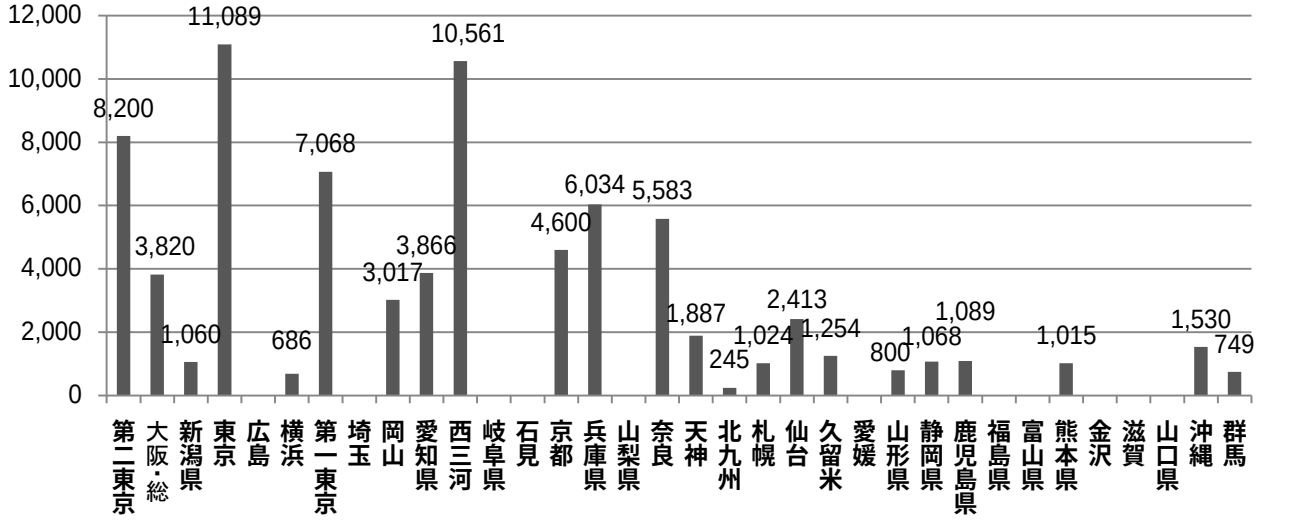

7-(1)表 代理人選任率

1 受理事件と弁護士の関与の関係

	受理件数	①申立人に弁護士なし		②相手方に弁護士なし		③申立人のみに弁護士		④相手方のみに弁護士		⑤双方に弁護士あり		⑥双方とも弁護士なし		関与弁護士数
		件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	
第二東京	85	42	49.4%	48	56.5%	17	20.0%	11	12.9%	26	30.6%	31	36.5%	80
大阪･総	136	81	59.6%	100	73.5%	35	25.7%	16	11.8%	20	14.7%	65	47.8%	91
新潟県	3	1	33.3%	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	2	66.7%	1	33.3%	4
東京	90	42	46.7%	58	64.4%	28	31.1%	12	13.3%	20	22.2%	30	33.3%	80
広島	5	2	40.0%	1	20.0%	0	0.0%	1	20.0%	3	60.0%	1	20.0%	7
横浜	25	17	68.0%	21	84.0%	6	24.0%	2	8.0%	2	8.0%	15	60.0%	12
第一東京	35	19	54.3%	18	51.4%	6	17.1%	7	20.0%	10	28.6%	12	34.3%	33
埼玉	7	7	100.0%	6	85.7%	0	0.0%	1	14.3%	0	0.0%	6	85.7%	1
岡山	43	14	32.6%	29	67.4%	18	41.9%	3	7.0%	11	25.6%	11	25.6%	43
愛知県	214	68	31.8%	92	43.0%	54	25.2%	30	14.0%	92	43.0%	38	17.8%	268
西三河	27	13	48.1%	19	70.4%	9	33.3%	3	11.1%	5	18.5%	10	37.0%	22
岐阜県	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0
石見	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0
京都	44	24	54.5%	35	79.5%	16	36.4%	5	11.4%	4	9.1%	19	43.2%	29
兵庫県	9	7	77.8%	7	77.8%	1	11.1%	1	11.1%	1	11.1%	6	66.7%	4
山梨県	1	0	0.0%	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
奈良	5	2	40.0%	3	60.0%	1	20.0%	0	0.0%	2	40.0%	2	40.0%	5
天神	21	15	71.4%	15	71.4%	2	9.5%	2	9.5%	4	19.0%	13	61.9%	12
北九州	9	6	66.7%	7	77.8%	1	11.1%	0	0.0%	2	22.2%	6	66.7%	5
札幌	22	8	36.4%	12	54.5%	7	31.8%	3	13.6%	7	31.8%	5	22.7%	24
仙台	177	101	57.1%	118	66.7%	31	17.5%	14	7.9%	45	25.4%	87	49.2%	135
久留米	14	3	21.4%	7	50.0%	4	28.6%	0	0.0%	7	50.0%	3	21.4%	18
愛媛	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	2
山形県	3	2	66.7%	2	66.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	33.3%	2	66.7%	2
静岡県	10	3	30.0%	7	70.0%	5	50.0%	1	10.0%	2	20.0%	2	20.0%	10
鹿児島県	5	5	100.0%	4	80.0%	0	0.0%	1	20.0%	0	0.0%	4	80.0%	1
福島県	2	2	100.0%	1	50.0%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	1	50.0%	1
富山県	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0
熊本県	11	4	36.4%	11	100.0%	7	63.6%	0	0.0%	0	0.0%	4	36.4%	7
金沢	3	2	66.7%	1	33.3%	1	33.3%	2	66.7%	0	0.0%	0	0.0%	3
滋賀	2	1	50.0%	2	100.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%	1
山口県	3	1	33.3%	2	66.7%	2	66.7%	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	3
沖縄	11	9	81.8%	11	100.0%	2	18.2%	0	0.0%	0	0.0%	9	81.8%	2
群馬	15	8	53.3%	8	53.3%	3	20.0%	3	20.0%	4	26.7%	5	33.3%	14
合計	1040	511	49.1%	649	62.4%	258	24.8%	120	11.5%	271	26.1%	391	37.6%	920

※関与弁護士数は，当事者の一方のみに代理人が付く場合＝1件につき1名，双方に代理人が付く場合＝1件につき2名としている。

7-(1)表 代理人選任率

2 解決事件と弁護士の関与の関係

	解決件数	①申立人に弁護士なし		②相手方に弁護士なし		③申立人のみに弁護士		④相手方のみに弁護士		⑤双方に弁護士あり		⑥双方とも弁護士なし		関与弁護士数
		件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	
第二東京	44	19	43.2%	18	40.9%	7	15.9%	8	18.2%	18	40.9%	11	25.0%	51
大阪･総	54	33	61.1%	37	68.5%	10	18.5%	6	11.1%	11	20.4%	27	50.0%	38
新潟県	2	1	50.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%	1	50.0%	2
東京	32	15	46.9%	12	37.5%	5	15.6%	8	25.0%	12	37.5%	7	21.9%	37
広島	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0
横浜	6	4	66.7%	2	33.3%	0	0.0%	2	33.3%	2	33.3%	2	33.3%	6
第一東京	14	4	28.6%	5	35.7%	4	28.6%	3	21.4%	6	42.9%	1	7.1%	19
埼玉	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0
岡山	17	6	35.3%	12	70.6%	6	35.3%	0	0.0%	5	29.4%	6	35.3%	16
愛知県	96	32	33.3%	28	29.2%	13	13.5%	17	17.7%	51	53.1%	15	15.6%	132
西三河	5	2	40.0%	4	80.0%	2	40.0%	0	0.0%	1	20.0%	2	40.0%	4
岐阜県	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0
石見	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0
京都	19	8	42.1%	14	73.7%	7	36.8%	1	5.3%	4	21.1%	7	36.8%	16
兵庫県	6	3	50.0%	4	66.7%	1	16.7%	0	0.0%	2	33.3%	3	50.0%	5
山梨県	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0
奈良	3	0	0.0%	1	33.3%	1	33.3%	0	0.0%	2	66.7%	0	0.0%	5
天神	10	6	60.0%	4	40.0%	1	10.0%	3	30.0%	3	30.0%	3	30.0%	10
北九州	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0
札幌	10	4	40.0%	5	50.0%	2	20.0%	1	10.0%	4	40.0%	3	30.0%	11
仙台	94	56	59.6%	54	57.4%	8	8.5%	10	10.6%	30	31.9%	46	48.9%	78
久留米	10	1	10.0%	1	10.0%	0	0.0%	0	0.0%	9	90.0%	1	10.0%	18
愛媛	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0
山形県	2	2	100.0%	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	100.0%	0
静岡県	2	1	50.0%	2	100.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%	1
鹿児島県	2	2	100.0%	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	100.0%	0
福島県	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0
富山県	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0
熊本県	2	2	100.0%	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	100.0%	0
金沢	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0
滋賀	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0
山口県	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0
沖縄	7	6	85.7%	7	100.0%	1	14.3%	0	0.0%	0	0.0%	6	85.7%	1
群馬	4	3	75.0%	1	25.0%	0	0.0%	2	50.0%	1	25.0%	1	25.0%	4
合計	443	212	47.9%	220	49.7%	69	15.6%	61	13.8%	162	36.6%	151	34.1%	454

※関与弁護士数は，当事者の一方のみに代理人が付く場合＝1件につき1名，双方に代理人が付く場合＝1件につき2名としている。

7-(2)グラフ 解決事件と弁護士の関与の関係

① 全センター

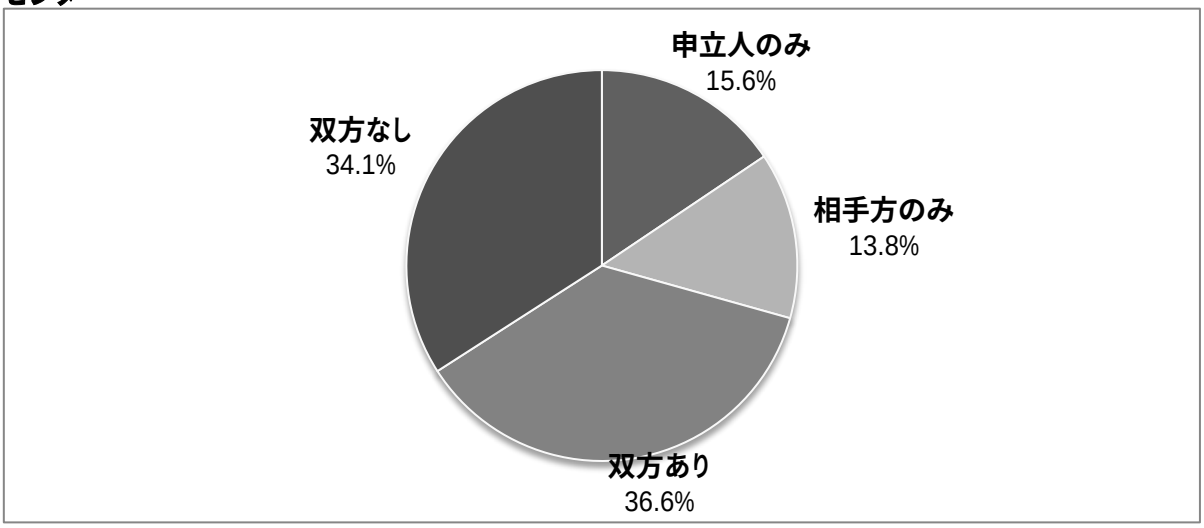

② センター別

第二東京

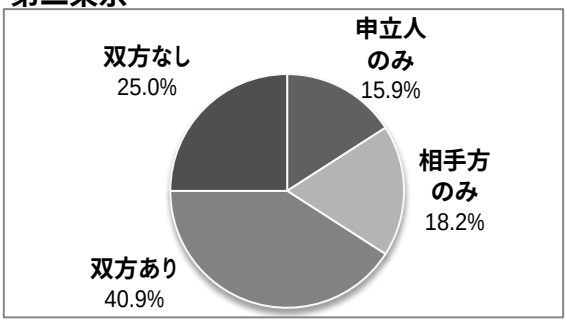

大阪（公益社団法人総合紛争解決センター）

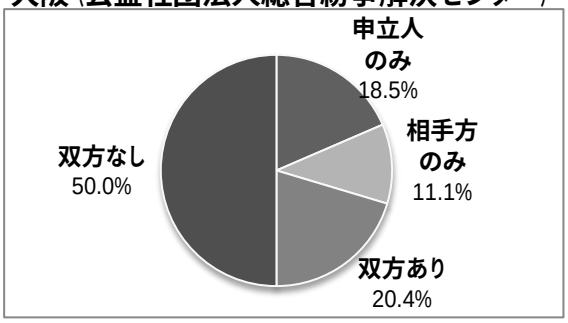

新潟県

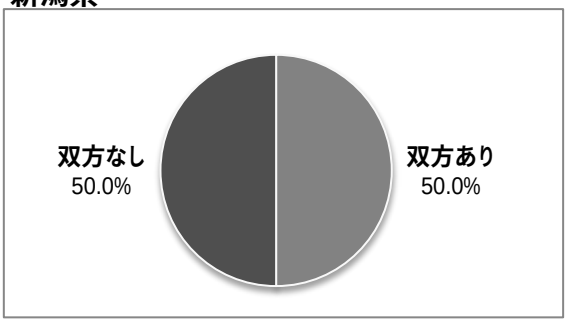

東京

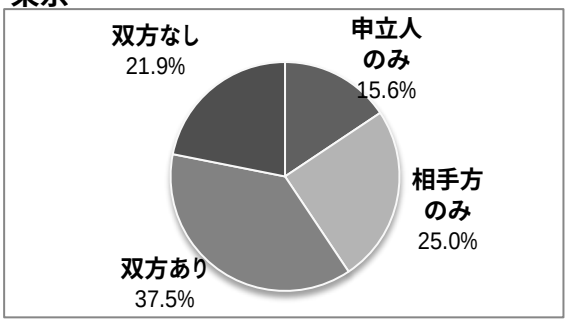

横浜

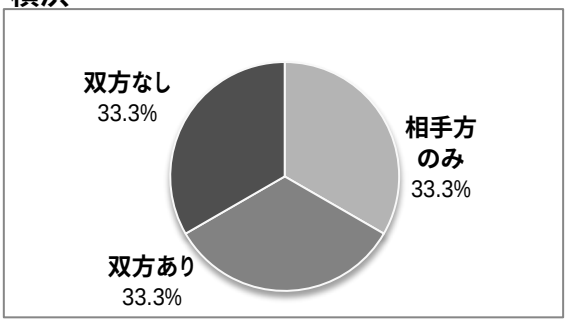

第一東京

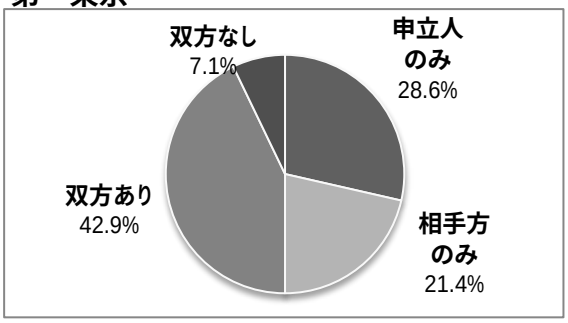

7-(2)グラフ 解決事件と弁護士の関与の関係

埼玉

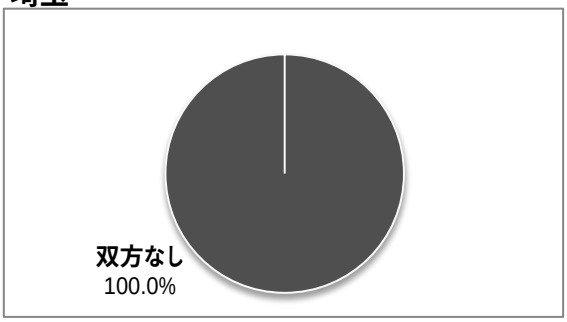

岡山

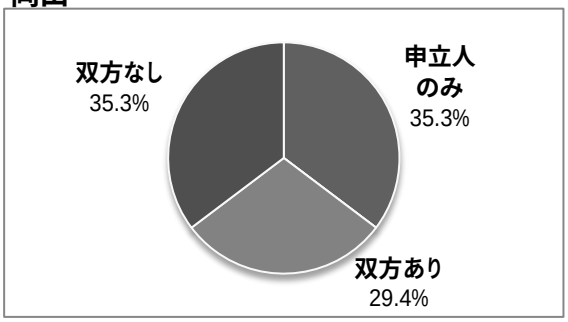

愛知県

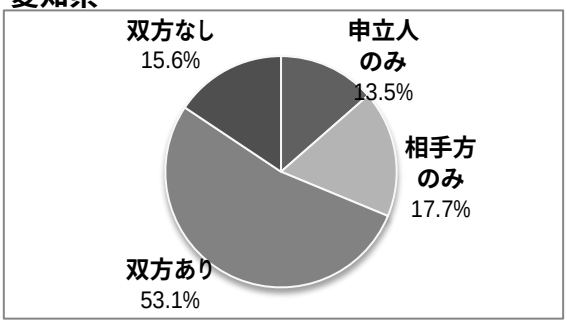

西三河

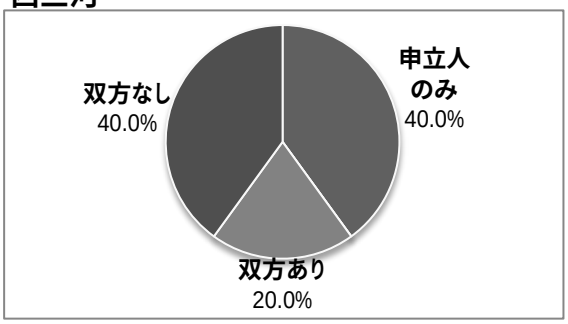

京都

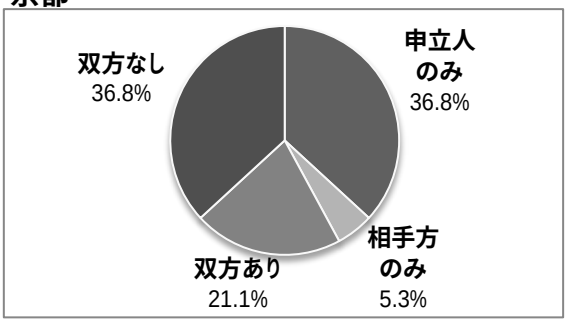

兵庫県

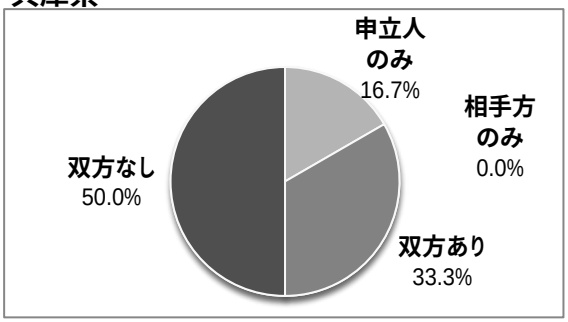

奈良

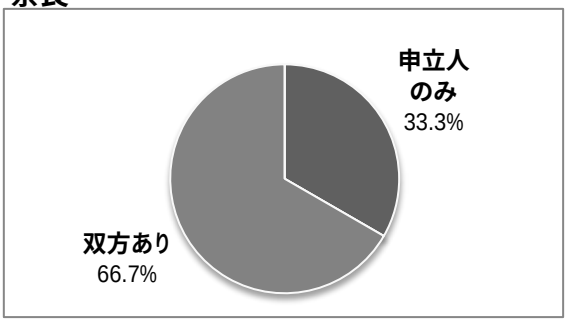

天神

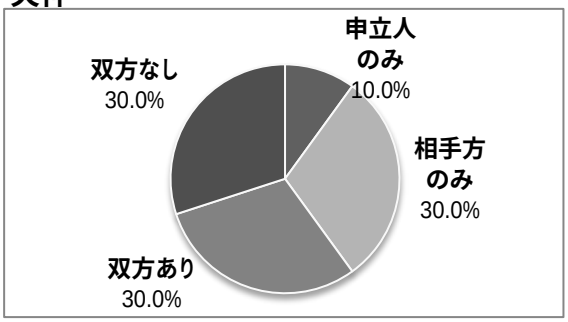

北九州

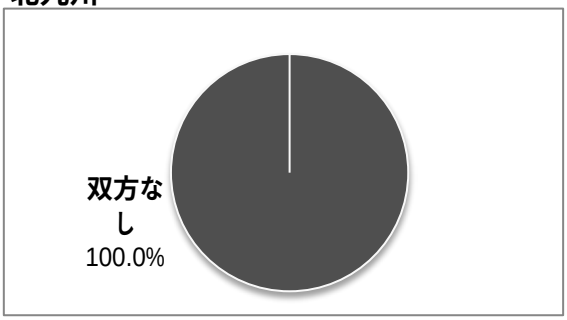

札幌

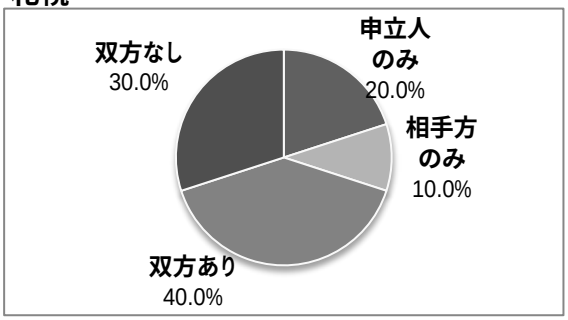

7-(2)グラフ 解決事件と弁護士の関与の関係

仙台

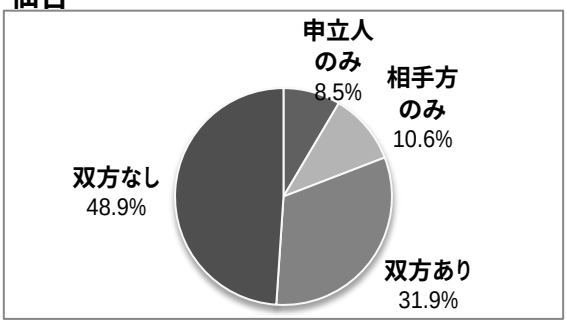

久留米

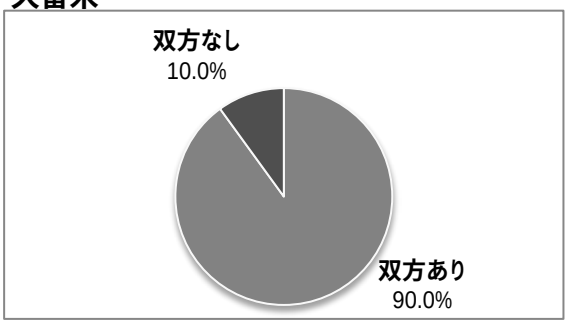

山形県

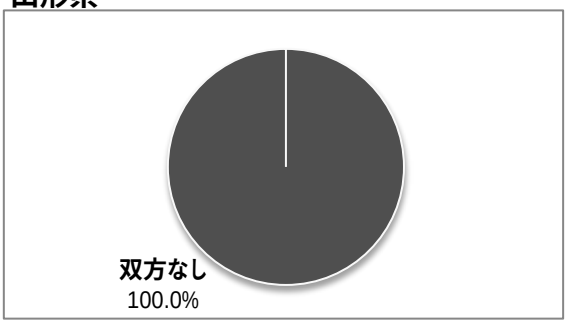

静岡県

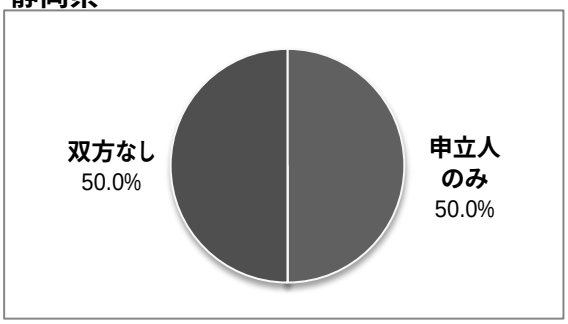

鹿児島県

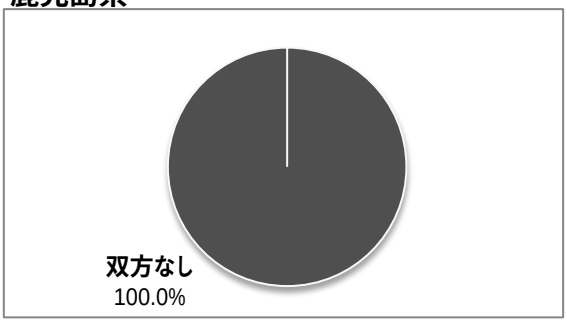

熊本県

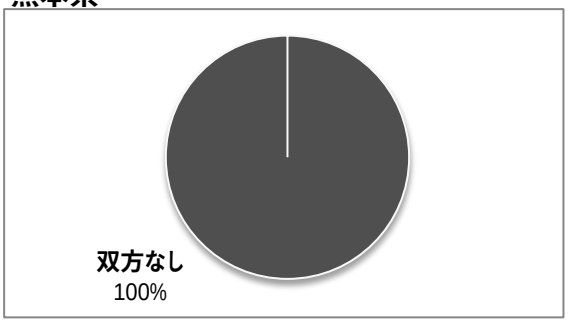

沖縄

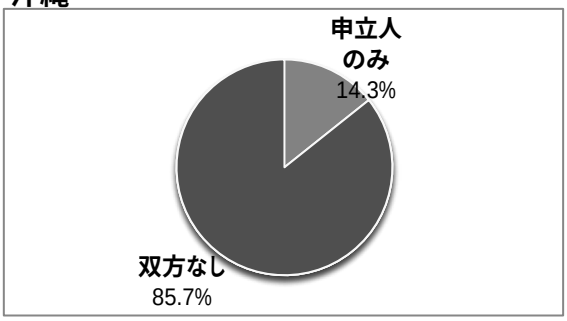

群馬

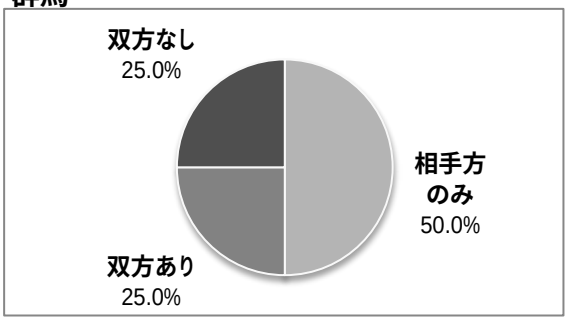

8-(1)表 解決事件の紛争の規模と弁護士の関与状況

①30万円以下	解決件数					関与弁護士数
	計	申立人のみに弁護士	相手方のみに弁護士	双方に弁護士あり	双方とも弁護士なし	
第二東京	13	2	2	2	7	8
大阪・総	13	2	3		8	5
新潟県	0					0
東京	6		2		4	2
広島	0					0
横浜	1		1			1
第一東京	1				1	0
埼玉	1				1	0
岡山	3				3	0
愛知県	13	4	5	3	1	15
西三河	0					0
岐阜県	0					0
石見	0					0
京都	7	1			6	1
兵庫県	3			1	2	2
山梨県	0					0
奈良	1	1				1
天神	1				1	0
北九州	1				1	0
札幌	3		1		2	1
仙台	30	2	1	1	26	5
久留米	1				1	0
愛媛	0					0
山形県	0					0
静岡県	1				1	0
鹿児島県	0					0
福島県	0					0
富山県	0					0
熊本県	0					0
金沢	0					0
滋賀	0					0
山口県	0					0
沖縄	4				4	0
群馬	2		1		1	1
合計	105	12	16	7	70	42
弁護士関与率	－	11.4%	15.2%	6.7%	－	20.0%

②30万円超100万円以下	解決件数					関与弁護士数
	計	申立人のみに弁護士	相手方のみに弁護士	双方に弁護士あり	双方とも弁護士なし	
第二東京	13	2	2	4	5	12
大阪・総	11	2	1	3	5	9
新潟県	0					0
東京	5	1		3	1	7
広島	0					0
横浜	4			2	2	4
第一東京	5	1	1	3		8
埼玉	0					0
岡山	5	2		2	1	6
愛知県	37	7	7	11	12	36
西三河	2			2		4
岐阜県	0					0
石見	0					0
京都	1	1				1
兵庫県	0					0
山梨県	0					0
奈良	0					0
天神	4	1	2	1		5
北九州	0					0
札幌	4	1		2	1	5
仙台	35	3	4	15	13	37
久留米	5			5		10
愛媛	0					0
山形県	1				1	0
静岡県	0					0
鹿児島県	1				1	0
福島県	0					0
富山県	0					0
熊本県	1				1	0
金沢	0					0
滋賀	0					0
山口県	0					0
沖縄	1				1	0
群馬	1			1		2
合計	136	21	17	54	44	146
弁護士関与率	－	15.4%	12.5%	39.7%	－	53.7%

8-(1)表 解決事件の紛争の規模と弁護士の関与状況

③100万円超300万円以下	解決件数					関与弁護士数
	計	申立人のみに弁護士	相手方のみに弁護士	双方に弁護士あり	双方とも弁護士なし	
第二東京	6	1		4	1	9
大阪・総	10	1		3	6	7
新潟県	2			1	1	2
東京	7		4	2	1	8
広島	0					0
横浜	1		1			1
第一東京	4	2	1	1		5
埼玉	0					0
岡山	6	2		3	1	8
愛知県	24	1	5	17	1	40
西三河	0					0
岐阜県	0					0
石見	0					0
京都	8	4	1	3		11
兵庫県	0					0
山梨県	0					0
奈良	1			1		2
天神	1			1		2
北九州	0					0
札幌	2			2		4
仙台	15	1	1	7	6	16
久留米	3			3		6
愛媛	0					0
山形県	1				1	0
静岡県	1	1				1
鹿児島県	1				1	0
福島県	0					0
富山県	0					0
熊本県	1				1	0
金沢	0					0
滋賀	0					0
山口県	0					0
沖縄	1	1				1
群馬	1		1			1
合計	96	14	14	48	20	124
弁護士関与率	－	14.6%	14.6%	50.0%	－	64.6%

④300万円超1000万円以下	解決件数					関与弁護士数
	計	申立人のみに弁護士	相手方のみに弁護士	双方に弁護士あり	双方とも弁護士なし	
第二東京	5	2		3		8
大阪・総	9	2	2	3	2	10
新潟県	0					0
東京	7	3	1	2	1	8
広島	0					0
横浜	0					0
第一東京	2	1	1			2
埼玉	0					0
岡山	2	1			1	1
愛知県	15	1		13	1	27
西三河	1			1		2
岐阜県	0					0
石見	0					0
京都	2	1			1	1
兵庫県	1			1		2
山梨県	0					0
奈良	0					0
天神	4		1	1	2	3
北九州	0					0
札幌	1	1				1
仙台	11	2	4	4	1	14
久留米	1			1		2
愛媛	0					0
山形県	0					0
静岡県	0					0
鹿児島県	0					0
福島県	0					0
富山県	0					0
熊本県	0					0
金沢	0					0
滋賀	0					0
山口県	0					0
沖縄	1				1	0
群馬	0					0
合計	62	14	9	29	10	81
弁護士関与率	－	22.6%	14.5%	46.8%	－	65.3%

8-(1)表 解決事件の紛争の規模と弁護士の関与状況

⑤1000万円超1億円以下	解決件数					関与弁護士数
	計	申立人のみに弁護士	相手方のみに弁護士	双方に弁護士あり	双方とも弁護士なし	
第二東京	7	2	1	4		11
大阪・総	3	1		2		5
新潟県	0					0
東京	7	1	1	5		12
広島	0					0
横浜	0					0
第一東京	2			2		4
埼玉	0					0
岡山	1	1				1
愛知県	7			7		14
西三河	2	2				2
岐阜県	0					0
石見	0					0
京都	1			1		2
兵庫県	2	1			1	1
山梨県	0					0
奈良	1			1		2
天神	0					0
北九州	0					0
札幌	0					0
仙台	3			3		6
久留米	0					0
愛媛	0					0
山形県	0					0
静岡県	0					0
鹿児島県	0					0
福島県	0					0
富山県	0					0
熊本県	0					0
金沢	0					0
滋賀	0					0
山口県	0					0
沖縄	0					0
群馬	0					0
合計	36	8	2	25	1	60
弁護士関与率	−	22.2%	5.6%	69.4%	−	83.3%

⑥1億円超	解決件数					関与弁護士数
	計	申立人のみに弁護士	相手方のみに弁護士	双方に弁護士あり	双方とも弁護士なし	
第二東京	0					0
大阪・総	0					0
新潟県	0					0
東京	0					0
広島	0					0
横浜	0					0
第一東京	0					0
埼玉	0					0
岡山	0					0
愛知県	0					0
西三河	0					0
岐阜県	0					0
石見	0					0
京都	0					0
兵庫県	0					0
山梨県	0					0
奈良	0					0
天神	0					0
北九州	0					0
札幌	0					0
仙台	0					0
久留米	0					0
愛媛	0					0
山形県	0					0
静岡県	0					0
鹿児島県	0					0
福島県	0					0
富山県	0					0
熊本県	0					0
金沢	0					0
滋賀	0					0
山口県	0					0
沖縄	0					0
群馬	0					0
合計	0	0	0	0	0	0
弁護士関与率	−	−	−	−	−	−

8-(2)グラフ 解決事件の紛争の規模と弁護士の関与状況

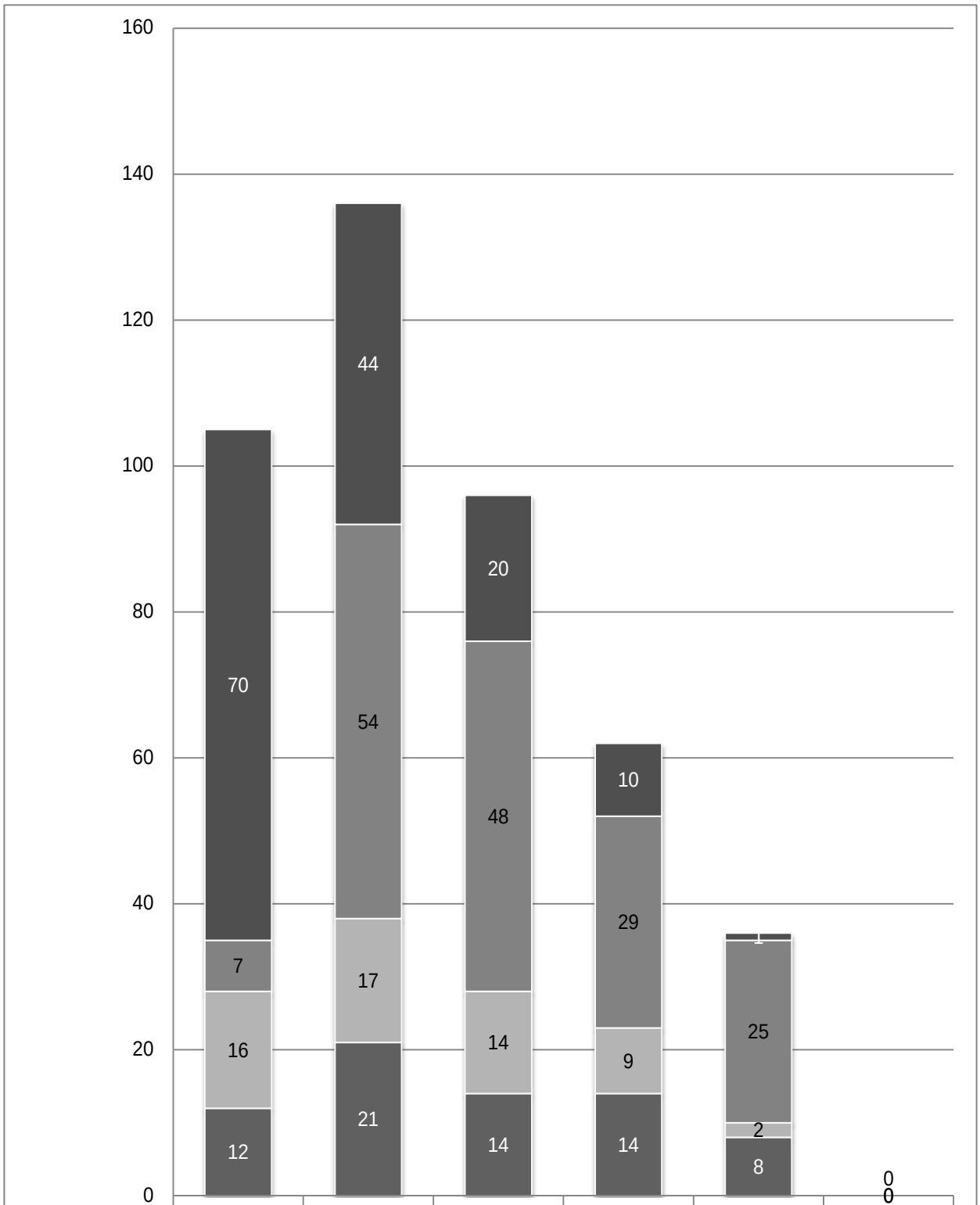

	30万円以下	100万円以下	300万円以下	1000万円以下	1億円以下	1億円超
■双方なし	70	44	20	10	1	0
■双方あり	7	54	48	29	25	0
■相手方のみ	16	17	14	9	2	0
■申立人のみ	12	21	14	14	8	0

9表 解決事件中合議事件・専門家関与事件の件数

	解決件数	①合議事件		②助言者（専門家）		③補助者	
		件数	比率	件数	比率	件数	比率
第二東京	44	20	45.5%	1	2.3%	12	27.3%
大阪・総	54	54	100.0%	54	100.0%	0	0.0%
新潟県	2	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
東京	32	13	40.6%	1	3.1%	0	0.0%
広島	0	0	-	0	-	0	-
横浜	6	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
第一東京	14	5	35.7%	0	0.0%	7	50.0%
埼玉	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
岡山	17	2	11.8%	2	11.8%	3	17.6%
愛知県	96	0	0.0%	12	12.5%	0	0.0%
西三河	5	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
岐阜県	0	0	-	0	-	0	-
石見	0	0	-	0	-	0	-
京都	19	4	21.1%	0	0.0%	0	0.0%
兵庫県	6	1	16.7%	0	0.0%	0	0.0%
山梨県	0	0	-	0	-	0	-
奈良	3	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
天神	10	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
北九州	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
札幌	10	2	20.0%	0	0.0%	0	0.0%
仙台	94	0	0.0%	10	10.6%	15	16.0%
久留米	10	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
愛媛	0	0	-	0	-	0	-
山形県	2	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
静岡県	2	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
鹿児島県	2	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
福島県	0	0	-	0	-	0	-
富山県	0	0	-	0	-	0	-
熊本県	2	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
金沢	0	0	-	0	-	0	-
滋賀	0	0	-	0	-	0	-
山口県	0	0	-	0	-	0	-
沖縄	7	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
群馬	4	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	443	102	23.0%	80	18.1%	37	8.4%

※専門家には，カウンセラー，一級建築士，税理士等がなっている。
※専門家が仲裁人に登録されているセンター（岡山等）があるが，専門家仲裁人や専門委員は②助言者（専門家）に入れた。
※補助者制度は採用しているセンター（二弁等）と採用していないセンターがある。

10表 紛争の主体による分類

	①受理事件				②解決事件			
	事業者 対 事業者	事業者 対 消費者（個人）	個人 対 個人	合計	事業者 対 事業者	事業者 対 消費者（個人）	個人 対 個人	合計
第二東京	12	54	19	85	6	26	12	44
大阪･総	17	66	53	136	14	20	20	54
新潟県	1	1	1	3	1	1		2
東京	14	57	19	90	4	17	11	32
広島		5		5				
横浜	4	5	16	25	1	2	3	6
第一東京	4	26	5	35	2	10	2	14
埼玉	1	4	2	7			1	1
岡山	6	21	16	43	2	7	8	17
愛知県	26	90	98	214	8	36	52	96
西三河	4	11	12	27			5	5
岐阜県		1		1				
石見								
京都	1	16	27	44	1	11	7	19
兵庫県	1	4	4	9		3	3	6
山梨県			1	1				
奈良		4	1	5		1	2	3
天神	1	16	4	21	1	6	3	10
北九州		9		9		1		1
札幌	1	13	8	22		5	5	10
仙台	15	80	82	177	6	38	50	94
久留米		4	10	14		3	7	10
愛媛		1		1				
山形県	1	1	1	3		1	1	2
静岡県	2	6	2	10	1	1		2
鹿児島県		4	1	5		1	1	2
福島県		2		2				
富山県			1	1				
熊本県		4	7	11			2	2
金沢	1	1	1	3				
滋賀			2	2				
山口県		3		3				
沖縄		6	5	11		5	2	7
群馬	1	6	8	15		2	2	4
合計	113	521	406	1040	47	197	199	443

参考資料

（1）震災ＡＤＲ 仙台弁護士会～震災ＡＤＲの流れ～

（2）原発ＡＤＲ 申立件数の結果等（2013 年 7 月 26 日現在）

（3）金融ＡＤＲ 協定申入・締結数一覧（2013 年 7 月末現在）

（4）金融ＡＤＲ 移管・現地調停 協定締結状況一覧（2013 年 8 月末現在）

（5）金融ＡＤＲ 事例紹介（2010 年度～2012 年度）

【参考資料1】

仙台弁護士会～震災ADRの流れ～

震 災 ＡＤＲ

東日本大震災の発生を受け、平成２３年４月に震災ＡＤＲを立ち上げました。平成２４年３月までの約１年間で、賃貸借契約や近隣関係のトラブルを中心に３９６件の申立があり、被災地での現地調停を行うなどして既に１６８件が和解解決しています。申立から解決まで平均で約２ヶ月という速さです。

～震災ＡＤＲの流れ～

仲裁人（弁護士の中から選ばれます）が申立人と相手方の双方の言い分をよく聞いた上で、和解あっせんをします。

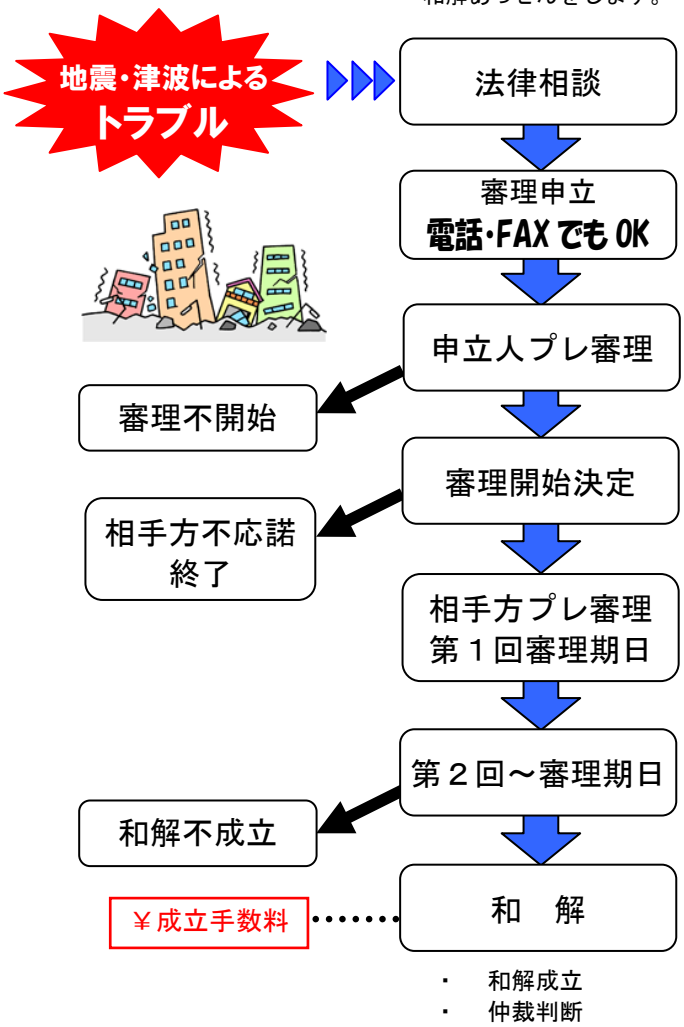

■ 申 立 手 数 料･･･無料

■ 相手方手数料･･･無料

■ 成 立 手 数 料

原則として、下表のとおり解決額に応じて算出された金額を申立人と相手方で折半して負担していただきます。

解　決　金	割　合
100万円までの場合	4%＋消費税
100万円を超え300万円の場合	2%＋2万円+消費税
300万円を超え3000万円の場合	1%＋5万円+消費税
3000万円を超える場合	0．5%＋20万円＋消費税

被災された方々が震災を原因とするトラブルを抱えたときに利用しやすいＡＤＲとなっています。

申立内容を弁護士が電話で聞き取り申立書を作成します。手数料も上記のように一般ＡＤＲに比べ大幅な負担軽減が図られています。

ぜひご利用下さい！

原子力損害賠償紛争解決センターにおける申立て件数の結果等、体制の現状

申立件数の結果等　（平成25年7月26日現在の取扱状況）

	平成23年				平成24年												平成25年							
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	合計
申立件数	38	80	143	260	248	355	466	447	480	409	472	395	281	347	299	343	240	314	307	340	336	322	299	7,221
既済件数	0	1	1	4	8	23	49	91	127	160	215	235	184	266	257	241	331	336	464	457	403	426	337	4,616
（内訳）																								
和解成立（全部）	0	0	1	1	2	7	23	44	64	93	134	151	122	183	187	192	263	270	384	382	340	373	278	3,494
和解打切り	0	0	0	0	1	7	10	11	34	30	36	34	25	29	33	22	28	35	47	44	35	35	43	539
取下げ	0	1	0	3	5	9	16	36	29	37	45	50	37	54	36	27	40	31	33	31	28	18	16	582
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
未済件数累計	38	117	259	515	755	1,087	1,504	1,860	2,213	2,462	2,719	2,879	2,976	3,057	3,099	3,201	3,110	3,088	2,931	2,814	2,747	2,643	2,605	
【参考】																								
一部和解成立	0	0	0	0	0	1	7	9	10	6	21	31	36	39	45	41	56	47	43	52	37	35	31	547
仮払和解成立	0	0	0	0	0	1	3	3	1	5	13	8	8	19	11	8	5	7	5	4	1	0	1	103

※各月の月末における件数を示したものである。

センター体制の現状　（平成25年7月26日現在の取扱状況）

	平成23年				平成24年												平成25年						
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
仲介委員	22	128	128	128	128	128	128	175	175	205	205	205	205	205	205	205	205	206	208	209	209	210	210
調査官	19	23	23	28	30	33	40	42	42	42	43	43	61	74	81	91	107	133	140	153	166	173	180

※各月の月末における人数を示したものである。

【参考資料2】
原子力損害賠償紛争解決センター
原発ADR申立件数等（7月26日現在）

【参考資料3】

金融ADR 協定申入・締結数一覧
（7月末現在）

金融ADR 協定申入・締結数一覧

	協定申入数			協定締結数			取下げ・解約数		
	個社	団体	合計	個社	団体	合計	個社	団体	合計
東京三会	473	7	480	424	7	431	45	0	45
横浜	8	2	10	8	2	10	0	0	0
埼玉	0	2	2	0	2	2	0	0	0
群馬	0	3	3	0	0	0	0	0	0
静岡県	1	2	3	1	2	3	0	0	0
山梨県	0	2	2	0	2	2	0	0	0
新潟県	2	2	4	0	2	2	1	0	1
大阪	24	1	25	18	1	19	6	0	6
京都	6	1	7	6	1	7	0	0	0
兵庫県	14	1	15	13	1	14	0	0	0
奈良	3	1	4	3	1	4	0	0	0
滋賀	3	1	4	3	0	3	0	0	0
和歌山	0	1	1	0	0	0	0	0	0
愛知県	52	1	53	49	1	50	3	0	3
岐阜県	1	1	2	1	1	2	0	0	0
福井	0	2	2	0	1	1	0	0	0
金沢	1	3	4	1	3	4	0	0	0
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	5	1	6	5	1	6	1	0	1
山口県	0	1	1	0	1	1	0	0	0
岡山	11	1	12	11	1	12	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	1	2	3	1	2	3	0	0	0
熊本県	0	2	2	0	2	2	0	0	0
鹿児島県	0	1	1	0	1	1	0	0	0
沖縄	0	1	1	0	1	1	0	0	0
仙台	2	0	2	2	0	2	0	0	0
福島県	0	1	1	0	1	1	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
札幌	10	2	12	7	2	9	1	0	1
愛媛	5	1	6	4	1	5	1	0	1
合計	**622**	**46**	**668**	**557**	**40**	**597**	**58**	**0**	**58**

※大阪：公益社団法人総合紛争解決センターの協定申入れ・締結数　　2013年7月末現在

【参考資料4】

金融ADR 移管・現地調停に関する協定書締結状況一覧（8月末現在）

金融ADR 移管調停・現地調停に関する協定書 締結状況報告

弁護士会ADR設置会	弁護士会ADR未設置会	移管調停	現地調停
札幌		○	○
	函館		○
	旭川		○
	釧路		○
	青森県		○
	秋田		○
	岩手		○
山形県		○	○
仙台		○	
福島県		○	○
	茨城県		○
	栃木県		○
群馬			○
東京		／	／
第一東京		／	／
第二東京		／	／
埼玉		○	
	千葉県		○
横浜		○	
山梨県		○	○
静岡県			
新潟県			○
	長野県		○
富山県			
金沢		○	
	福井		○
岐阜県		○	
愛知県		○	
滋賀			○
	三重		
京都			
大阪			
奈良		○	
和歌山			○
兵庫県		○	○
岡山		○	
広島		○	○
	鳥取県		○
島根県			○
山口県			○
	香川県		○
愛媛		○	○
	徳島		○
	高知		○
福岡県		○	○
	佐賀県		
	長崎県		○
熊本県		○	○
	大分県		○
	宮崎県		○
鹿児島県		○	
沖縄			○
32	20	18	34

2013年8月末現在

【参考資料5】

金融ADR 事例紹介
（2010年度～2012年度）

■2010年度（2010.10-2011.3）

【東京弁護士会紛争解決センター】

番号	東京①	
申立年月日	2010年11月10日	
終了年月日	2011年2月10日	
紛争の種類・金融商品	定期預金・積立金についての支払請求(定期預金・積立金)	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人，女性	
事案の概要	顧客の立場： 銀行担当者に預けた定期預金・積立金について200万円の支払を求める。	
	金融機関の立場： (ADRにおいて，払戻請求書等の資料等を提出して説明したうえで)仮に預金・積金に不明な点があれば当時問題になっていたはずであり，顧客が納得できない場合には，職員の名誉にもかかわることであるので法的手続きにより解決したい。	
結果	不成立	
経過	双方折り合いがつかず不成立により終了	
審理期間・期日回数	審理期間：93日，期日回数：3回	
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	東京②	
申立年月日	2010年11月28日	
終了年月日	2011年2月16日	
紛争の種類・金融商品	別件「調停案」に従えとのあっせんを求めた事案	
金融機関	信用金庫・農協	
顧客	法人	
事案の概要	顧客の立場： 顧客は，別件民事調停で提示されている調停案に本件相手方金融機関が同意しないので，「調停案に従え」というあっせんを求めた。	
	金融機関の立場： 金融機関は，本申立は金融ADRの本旨に反する利用である，と述べた。	
結果	不成立	
経過	話合いがまとまる見込みなし。	
審理期間・期日回数	審理期間：81日，期日回数：1回	
代理人	顧客：あり	金融機関：あり

【第一東京弁護士会仲裁センター】

番号	第一東京①
申立年月日	2010年12月
終了年月日	2011年2月
紛争の種類・金融商品	住宅ローン控除相当額補償請求（貸金）
金融機関	労働金庫
顧客	個人，男性，50代

事案の概要	顧客の立場: 顧客は，金融機関から住宅ローンを借り入れ，所得税の住宅ローン控除を受けられるものと信じて税務申告を行ったが，特殊な事案であったため，税務署は控除の要件を欠くと判断した。顧客は，金融機関の説明義務違反・専門家責任等を主張し，住宅ローン控除相当額の補償を請求した。	
	金融機関の立場: 金融機関は，①通常の住宅ローンについて，住宅ローン控除ができなければ責任があるが，本件においては金融機関においても想定・認識しえなかった特殊な事情が融資後に存在しており，金融機関に責任はない，②融資当時に一般的な控除の要件の説明はしたはずである，③顧客はお客様なので，可能な範囲で対応し，不親切だった点は改善したい，と述べた。	
結果	取下げ	
経過	金融ADRの申立てを契機に，金融機関においても，顧客が控除の適用を受けるための方法が検討された。そして，期日において，金融機関から複数のアイデアが提示され，顧客において，当該アイデアの実現可能性について税務署に確認を行うこととなった。その後，顧客から，感謝の言葉と共に取下げがなされた。	
審理期間・期日回数	審理期間:約60日，期日回数:1回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

【大阪・公益社団法人総合紛争解決センター】

番号	総紛①	
申立年月日	2010年4月6日	
終了年月日	2010年6月3日	
紛争の種類・金融商品	掛金返還請求(定期積立)	
金融機関	協同組合	
顧客	個人	
事案の概要	顧客の立場: 顧客の母親は，相当期間の意識不明状態の後に死亡した。顧客は，母親の遺品から金融機関が母親名義の定期積立を管理していることが分かったので，金融機関に尋ねたところ，すでにいずれの定期積立も満期解約されているとのことであった。 しかし，金融機関が言う解約時期は，顧客の母親が当時意識不明であったので解約手続が出来るはずがなく，金融機関の説明には納得いかない。 そこで，定期積立の掛け金の返金について和解あっせんを求める。	
	金融機関の立場: 債権の準占有者へ支払いをしたことによる債権の消滅を主張した。金融機関の当時の記録では本人への支払いをしたことになっているが，当時，十分な本人確認がされなかったことは認めざるを得ないものの，金銭支払いの和解は困難である。	
結果	不成立	
経過	債権の準占有者として証書と印鑑に基づいて支払いがされたことは明らかであるが申込書の署名が本人のものでないなど多少ずさんな点があったことは否めない。 しかしながら，金融機関の主張を前提とすれば，もともと和解は困難な事案であった。	
審理期間・期日回数	審理期間:60日，期日回数:1回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	総紛②
申立年月日	2010年6月30日
終了年月日	2010年11月16日
紛争の種類・金融商品	貯金払戻請求(貯金)

金融機関	協同組合	
顧客	個人	
事案の概要	顧客の立場: 顧客は金融機関に貯金口座を有していたところ，同口座から100万円の払出しがされていることに気付き，金融機関に問い合わせたところ，金融機関の説明では顧客の妻から出金依頼があり渉外担当者が自宅に現金を届けたとのことであった。しかし，顧客の妻は別件で渉外担当者を自宅に呼んだものの，出金依頼はしていないし，現金を受け取っていない。そこで，顧客は，金融機関が，100万円を返金することについて，和解あっせんを求める。	
	金融機関の立場: 担当者が，当日に出金し，間違いなく届けていることから，顧客に対し100万円を支払うことは二重払いになるので，応じられない。	
結果	不成立	
経過	当時の顧客と金融機関担当者のやりとりを詳細に聞き取った上で，金融機関より，金融機関担当者が顧客の担当となった以後の関連書類の開示を受けて確認をした。 結果，書類に不備があることが判明したが，そのことが直ちに金融機関担当者が不正出金した事実につながるものではなく，金融機関が不正出金した事実を認めておらず，これを証明するものもないことから，不成立となった。	
審理期間・期日回数	審理期間:140日，期日回数:2回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	総紛③	
申立年月日	2010年12月8日	
終了年月日	2011年1月11日	
紛争の種類・金融商品	共済金支払請求(共済金)	
金融機関	共済組合	
顧客	個人	
事案の概要	顧客の立場: 申立人は共済組合である相手方に加入していたところ，肝機能障害を患ったことから，共済金の請求をしたが，相手方は支払い事由に当たらないとして支払いを拒否している。 しかしながら，申立人は共済金支払い事由に該当するものと考えるので，相手方より申立人に対して共済金を支払う旨の和解あっせんを求める。	
	金融機関の立場: 一切話し合いには応じない。	
結果	不応諾	
経過	一切話し合いには応じないため，不応諾として終結	
審理期間・期日回数	審理期間:34日，期日回数:0回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	総紛④
申立年月日	2010年12月14日
終了年月日	2011年2月16日
紛争の種類・金融商品	共済金支払請求(共済金)
金融機関	共済組合
顧客	個人

事案の概要	顧客の立場: 申立人は共済組合である相手方に加入していたが，相手方の求めに応じて平成22年2月に共済契約を解約し，自転車で走行中にトラックに当て逃げされた事故について相手方に報告したところ，当該事故は解約3日前の事故であるから3日間分の共済金を支払うとのことであった。 しかし，承服できないので，相手方は申立人に対し，適切な共済金を支払う旨の和解あっせんを求める。	
	金融機関の立場: 一切話し合いには応じない。	
結果	不応諾	
経過	一切話し合いには応じないため，不応諾として終結	
審理期間・期日回数	審理期間:64日，期日回数:0回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	総紛⑤	
申立年月日	2011年2月9日	
終了年月日	2011年2月15日	
紛争の種類・金融商品	契約無効確認請求（ポケットローン）	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人	
事案の概要	顧客の立場: 顧客は金融機関の勧誘によりポケットローンの申し込みをした。 顧客は，当該ポケットローンが必要なときに引き出すことができる商品であると思っていたが，実際には，顧客口座に50万円が振り込まれており，申込時に貸し付けられるものであった。 顧客は，振り込まれている事実も知らず，後に金融機関より催告書が届いたことから，確認したところ，50万円が振り込まれた後，毎月1万円が引き落とされていた。 金融機関の商品説明が不十分であったため，顧客の知らぬ間に50万円が貸し付けられ，顧客は50万円を使用することもなかったことから，当該ポケットローン契約は無効とする旨の和解あっせんを求める。	
	金融機関の立場:	
結果	取下げ	
経過	顧客が和解あっせんを申立てたことを金融機関に連絡したところ，金融機関より和解あっせん外で和解したいとの申入れがあったとのことで取下げとなった。	
審理期間・期日回数	審理期間:10日，期日回数:0回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

【京都弁護士会紛争解決センター】

番号	京都①
申立年月日	2010年12月
終了年月日	2011年2月
紛争の種類・金融商品	保証料返還請求(住宅ローン)
金融機関	農協
顧客	個人，男性
事案の概要	顧客の立場: 住宅ローンを一括返済した際，返ってきた保証料が本来返ってくる金額より10万円少なかった。保証会社に確認したところ，解約違約金の25%相当分との回答であった。契約時に農協から違約金のことは一切聞いていない。契約書にも書かれていない。違約金を減額してほしい。

事案の概要	金融機関の立場: 確かに当初の保証契約書には違約金の料率等は記載されておらず，その後，保証契約書が改訂されて「25%」という数字が入るようになった。農協としては，繰上償還の際，「保証料は80%くらいしか戻らない」という趣旨の説明をしている。改めて改正後の（数字の入った）契約書を申出人宅に持参して説明したが，納得が得られない状況である。	
結果	不成立	
経過	金銭の支払いによる解決の見込みがなく，和解成立の見込みがないと判断した。	
審理期間・期日回数	審理期間:50日，期日回数:2回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

【愛知県弁護士会紛争解決センター】

番号	愛知県①	
申立年月日	2010年11月	
終了年月日	2010年12月	
紛争の種類・金融商品	預金払戻請求(預金)	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人，女性	
事案の概要	顧客の立場: 信用金庫に対し，市税の滞納に基づく差押の無効を理由として預金の払戻を求める。	
	金融機関の立場: 預金契約者は第三者であり，申立人ではない。 また，申立人が預金差押えを知りながら異議申立をせず，預金満期を迎えたので，税務署からの差押え命令に応じたのは正当である。	
結果	不成立	
経過	双方に出席の元，聴取するが解決の見込みがないと判断した。	
審理期間・期日回数	審理期間:37日，期日回数:1回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	愛知県②	
申立年月日	2010年11月	
終了年月日	2011年2月	
紛争の種類・金融商品	共済金請求(共済金)	
金融機関	共済組合	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場: 相手方に対し，共済金請求を行った所，告知義務違反で解除され不支給であった。	
	金融機関の立場: 申立人には告知義務違反があり，申立人加入の生命傷害契約を解除したのは正当であり，共済金支払義務はない。	
結果	不成立	
経過	双方出席で期日を開催し，事情聴取したが，申立人が請求金額を減額する意向がないため不成立となる。	
審理期間・期日回数	審理期間:73日，期日回数:2回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	愛知県③	
申立年月日	2010年12月	
終了年月日	2011年3月	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求(負傷事故)	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人，女性	
事案の概要	顧客の立場: 金融機関入口の自動ドアに挟まれ申立人が負傷した。2500万円および謝罪，治療費などを求める。	
	金融機関の立場: 申立人に対し，一定の金員を支払わなければならないことは認めるが，申立人の主張する金額は高額すぎる。	
結果	和解成立	
経過	双方に出席の元，聴取する。相手方が提案した和解案を申立人が受け入れる形で和解となる。	
審理期間・期日回数	審理期間:99日，期日回数:3回	
代理人	顧客:あり	金融機関:あり

番号	愛知県④	
申立年月日	2011年1月	
終了年月日	2011年2月	
紛争の種類・金融商品	債務不存在確認(連帯保証債務)	
金融機関	銀行	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場: 申立人が以前就任していた会社の代表取締役時に締結した連帯保証債務の解消を求める事案	
	金融機関の立場: あっせん仲裁手続に応じられないため不出頭。	
結果	取下げ	
経過	相手方不応諾のため，期日開催前取り下げとなる	
審理期間・期日回数	審理期間:41日，期日回数:0回	
代理人	顧客:あり	金融機関:なし

番号	愛知県⑤
申立年月日	2011年2月
終了年月日	2011年3月
紛争の種類・金融商品	貯金支払請求(貯金)
金融機関	農協
顧客	個人，女性
事案の概要	顧客の立場: 相続財産に属するはずの預金が不正に相手方に処理され，その回復を求める。
	金融機関の立場: 申立人の相続分に関する貯金支払請求には応じられない。また相手方より申立人に対する不当利得返還請求権もあり，訴訟手続にて最終解決を図りたい。
結果	不成立
経過	双方出席で期日を開催し，事情聴取したが，相手方が訴訟手続での解決を希望したこともあり不成立となる。
審理期間・期日回数	審理期間:31日，期日回数:1回

代理人	顧客:あり	金融機関:あり

【岡山弁護士会岡山仲裁センター】

番号	岡山①	
申立年月日	2010年10月	
終了年月日	2010年11月	
紛争の種類・金融商品	相続手続の未完了，個人情報の流失(借入金，共済)	
金融機関	農協	
顧客	個人，女性	
事案の概要	顧客の立場: 被相続人の借入金について，被相続人の口座が凍結されておらず，その口座から借入金の返済が行われていた。また，借入金の担保に入っている共済契約の解約手続を行った。この解約金の入金情報について，当該金融機関の元職員から通知があった。これは個人情報の漏洩ではないのか。相続手続をしなかったことの根拠及び個人情報の扱いについて金融機関の考えを文書で示してほしい。	
	金融機関の立場: 顧客からの文書による回答の求めに対し，金融機関はその必要なしと拒絶した。	
結果	不成立	
経過	顧客は文書による説明を求めたが，金融機関はその必要なしと拒絶した。	
審理期間・期日回数	審理期間:29日，期日回数:1回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	岡山②	
申立年月日	2011年1月	
終了年月日	2011年3月	
紛争の種類・金融商品	普通預金払戻(預金)	
金融機関	農協	
顧客	個人，男性，70代	
事案の概要	顧客の立場: 普通預金口座から10万円を払い出し，本人・娘の普通預金口座へその一部を入金，残額を現金で顧客宅へ持参してもらうよう依頼した。娘の口座には依頼したとおりの金額が入金されていたが，顧客本人の口座には入金されていない。担当職員は(娘の口座に入金した額を控除した)残額全額を持参したと，金融機関には言われたが，顧客はその半額しか受け取っていない。	
	金融機関の立場: 担当職員に事情を聞くとともに，訪問前後の伝票取引履歴等の確認をしたが，口座相違等の入金ミスは発見できなかった。顧客に処理ミスの無いことを伝え，事情を再度確認のうえ，再調査をしたが，入金ミスは発見できなかった。出金は正しく成立しているものと考えられ，担当職員の不正も考えられない。顧客に対して，役員を交え数回にわたり説明し，理解を求めていたところであった。	
結果	不成立	
経過	和解案を検討するも，和解困難となり手続き終了	
審理期間・期日回数	審理期間:55日，期日回数:3回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

■2011年度（2011.4-2012.3）

【東京弁護士会紛争解決センター】

番号	東京①	
申立年月日	2010年11月17日	
終了年月日	2011年5月12日	
紛争の種類・金融商品	損害賠償（貸金）	
金融機関	信用金庫	
顧客	法人	
事案の概要	顧客の立場： 顧客は，金融機関から，負債の一本化借換えの提案があり，当該金融機関への借換え作業に取り組んだが，すぐに借換えができるという顧客の当初の想定に反し，借換えの実行までに1年以上かかった。その間に資金繰りに苦しみ，取引先への支払いが滞って信用を失ったほか，一本化借換えのために想定を超える手間・コストをかけさせられる羽目になったとして，営業損害，役員の慰謝料等の損害賠償を請求した。また，借り換えた借入金の返済が延滞状態にあり，その借入金のリスケジュール，返済額減額等の条件変更を求めた。さらには，期日には，新規融資まで希望した。	
	金融機関の立場： 金融機関は，借換え等の申請及び実行等に時間がかかったのは，すべて顧客側の事情に原因がある，借換えが成立した後は，毎月の元金返済が3分の1になったとして顧客から感謝すらされていたと述べた。その後，返済が滞り，すでに保証協会から代位弁済を受けているが，未払利息及び遅延損害金が残っており，これらを請求したいとした。	
結果	和解成立	
経過	未払利息を一括で支払い，それを条件に遅延損害金全額を免除する。	
審理期間・期日回数	審理期間：177日，期日回数：5回	
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

番号	東京②	
申立年月日	2011年4月7日	
終了年月日	2011年6月29日	
紛争の種類・金融商品	リスケジュール（返済困難のため，返済条件の変更を求める）	
金融機関	信用組合	
顧客	法人	
事案の概要	顧客の立場： 顧客は，過去2回リスケをしており，2回目のリスケ後に代表者が変更したため，現代表者の連帯保証が外れている状況であるが，通算3回目のリスケを求め，現代表者の保証には応じたくないとのことであった。	
	金融機関の立場： 金融機関は，顧客が未払利息全額及び元本の一部を支払うこと，現代表者が連帯保証をすることを条件に，リスケに応じる，と述べた。	
結果	和解成立	
経過	代表者が保証人になることを承諾し，金融機関はリスケに応じることとなった。	
審理期間・期日回数	審理期間：84日，期日回数：2回	
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

番号	東京③
申立年月日	2011年4月14日
終了年月日	2011年6月30日
紛争の種類・金融商品	定期預金の満期払戻請求（定期預金）

金融機関	農協	
顧客	個人，女性	
事案の概要	顧客の立場： 顧客は，5年前に始めた定期預金の満期払戻金（満期2年）を金融機関に対し請求したが，未だに払戻しを受けていないとして，その払戻しを求めた。	
	金融機関の立場： 金融機関は，顧客本人の自宅に行って現金を渡しており，受取証の交付を受けており，対応する出金データもある，と述べた。もっとも，現金を渡す際にその場で金額を確かめていないことは認めた。	
結果	不成立	
経過	和解の見込みがないため終了	
審理期間・期日回数	審理期間：78日，期日回数：2回	
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	東京④	
申立年月日	2011年8月2日	
終了年月日	2011年10月21日	
紛争の種類・金融商品	預金払戻請求（預貯金）	
金融機関	労働金庫	
顧客	個人，男性，60代	
事案の概要	顧客の立場： 顧客は，昭和47年当時の約13万円の残高が記帳された通帳を発見し，金融機関に対し当該預金の払戻しを請求したが，口座が確認できないと言われて払戻しができなかったとして，その払戻しを求めた。	
	金融機関の立場： 金融機関は，昭和53年に預金残がないことが確認できるので，すでに払戻し済みである可能性が高いが，実際に払い戻したという記録までは残されていない，と述べた。	
結果	取下げ	
経過	預金台帳の存在を指摘するとともに，払い戻したという記録はないが，その後20年以上経過しており，保存期間が満了しているため，もはややむをえないのではないかと説明したところ，顧客はその説明に納得して，取り下げた。	
審理期間・期日回数	審理期間：81日，期日回数：1回	
代理人	顧客：なし（妻が代理人）	金融機関：なし

番号	東京⑤	
申立年月日	2011年9月2日	
終了年月日	2011年9月20日	
紛争の種類・金融商品	連帯保証債務の錯誤無効主張（貸金）	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場： 顧客は，連帯保証が非常に重い責任であると説明を受けていれば署名捺印しなかったとして，連帯保証債務の錯誤無効を主張した。	
	金融機関の立場：	
結果	移管調停（移管後不成立，金沢①）	
経過	両当事者が同一の県内のため同県に移管調停になった。	
審理期間・期日回数	審理期間：19日	
代理人	顧客：なし	金融機関：-

番号	東京⑥	
申立年月日	2011年9月8日	
終了年月日	2011年12月16日	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求（外貨建預金の為替変動による損害）（外貨預金）	
金融機関	大手金融機関	
顧客	法人	
事案の概要	顧客の立場： 顧客は，金融機関から融資を受ける際に外貨建預金を行ったが，これは当該金融機関がその優越的地位を利用して外貨建預金を迫った不当なものであるとして，その為替変動による損害の賠償を求めた。	
	金融機関の立場： 金融機関は，融資と外貨建預金とは関係がなく，また外貨建預金はいつでも解約が可能であり，優越的地位の濫用はなかった，と述べた。	
結果	和解成立	
経過	優越的地位利用の有無についてはやや不明確な点があるものの，預金はいつでも解約でき解約を制約する要素は認められないので，損害との因果関係が弱かった。そこで，損害の一部金融機関負担のあっせん案を提示したところ，双方が合意した。	
審理期間・期日回数	審理期間：100日，期日回数：2回	
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

番号	東京⑦	
申立年月日	2011年10月6日	
終了年月日	2011年11月2日	
紛争の種類・金融商品	解約払戻金市場金利連動型個人生命保険についての契約無効主張（生命保険）	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人，女性，80代	
事案の概要	顧客の立場： 申立人は，自己が理解不能の保険商品を購入させられたため，契約をなかったことにして欲しいと申し立てた。	
	金融機関の立場：	
結果	移管調停（移管後不成立，広島①）	
経過	広島弁護士会に移管	
審理期間・期日回数	両当事者が同一の県内のため，同県に移管調停となった。	
代理人	顧客：なし（娘婿が代理人）	金融機関：なし

番号	東京⑧
申立年月日	2011年10月18日
終了年月日	2012年2月3日
紛争の種類・金融商品	株取引に基づく損失の損害賠償請求（断定的判断の提供等）（株式）
金融機関	投資顧問会社
顧客	個人，男性，60代
事案の概要	顧客の立場： 顧客は，資産形成のために前記金融機関の会員になって株式投資を開始し，当該金融機関からインサイダー情報に当たる間違いのない裏情報があるから絶対投資すべきとアドバイスされ，勧められた企業の株式を購入したところ，その後株価が急落して800万円超の損失を被ったとして，損害賠償を求めた。

事案の概要	金融機関の立場: 金融機関は，そもそも株式投資は自己責任である上，株式投資の性質上「絶対」などの言葉を使うことはない，本件の株式を勧めたのは確かな情報に基づいた分析の結果である，と述べた。	
結果	和解成立	
経過	相手方が申立人に対し損害の1割程度を支払う。	
審理期間・期日回数	審理期間:109日，期日回数:2回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	東京⑨	
申立年月日	2011年10月25日	
終了年月日	2012年1月5日	
紛争の種類・金融商品	住宅ローン保証料返還請求（貸金）	
金融機関	労働金庫	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場: 顧客は一括前払いをした住宅ローンの保証料について，事前に十分な説明がなかったため，日割計算で完済時に戻ってくるものと思っていたとして，住宅ローン保証料の日割り計算での返還額不足分を請求した。	
	金融機関の立場: 金融機関は，保証料と返戻保証料等について適切に説明しており，その説明内容を確認し，内容説明書に署名捺印してもらった，と述べた。	
結果	取下げ	
経過	申立人は自己の署名済み確認書の開示を受け納得し，申立を取り下げた。（宮崎県での現地調停）	
審理期間・期日回数	審理期間:73日，期日回数:1回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	東京⑩	
申立年月日	2011年11月7日	
終了年月日	2011年11月25日	
紛争の種類・金融商品	EB債購入費用の全額返還請求（債券）	
金融機関	証券会社	
顧客	個人，女性	
事案の概要	顧客の立場: 顧客は，外資預金，投資信託等の解約後EB債券のリスクについての説明もなく金融機関担当者に無断でEB債を購入されたと主張した。	
	金融機関の立場: 金融機関は，弁護士会との協定は投資助言，代理業務に限定されており，金融商品に係る紛争はFINMACが指定紛争解決機関であるので弁護士会ADRへの応諾義務はないと述べた。	
結果	取下げ	
経過	協定外の事案であり，金融機関不応諾，金融ADRとしての受理ができないため，顧客に取り下げてもらった。	
審理期間・期日回数	審理期間:19日，期日回数:0回	
代理人	顧客:	金融機関:

番号	東京⑪
申立年月日	2012年2月2日
終了年月日	2012年2月13日
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求（年金）

金融機関	信用金庫	
顧客	個人，女性，60代	
事案の概要	顧客の立場： 申立人は，年金の繰り上げ請求手続きの代行を相手方に依頼したところ，相手方担当者の手続きミスにより，年金の額が減額してしまったため，慰謝料を請求する。	
	金融機関の立場： 愛知県弁護士会へ移管	
結果	移管調停（移管後和解成立，愛知県⑨）	
経過	両当事者が同一県内のため，同県に移管調停となった。	
審理期間・期日回数	審理期間：12日（同意書受領による移管日まで），期日回数：0回	
代理人	顧客：	金融機関：

【第一東京弁護士会仲裁センター】

番号	第一東京①	
申立年月日	2011年6月	
終了年月日	2011年11月	
紛争の種類・金融商品	債務額確認（貸金）	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人，女性，50代	
事案の概要	不動産購入資金のためのローンの借入れの経緯等をめぐる紛争。 金融機関は，顧客の主張には理由はないと述べたものの，話し合いができるのであれば解決したいとの意向を示した。	
結果	和解成立	
経過	債務残高を確認した上で，一定額を免除することにより和解した。	
審理期間・期日回数	審理期間：約130日，期日回数：4回	
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

番号	第一東京②	
申立年月日	2011年9月	
終了年月日	2011年12月	
紛争の種類・金融商品	一時払型生命保険解約請求等（預金・生命保険）	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人，男性，70代	
事案の概要	顧客の立場： 顧客は，定期預金を解約して一時払型生命保険を契約したところ，金融機関の担当者との間で，別途，トラブルが生じたことから，当該生命保険契約についても不信を持ち紛争となった。また，顧客は慰謝料を請求した。	
	金融機関の立場： 金融機関は，自らに非はないとしながらも，紛争の早期解決の観点から譲歩を検討した。	
結果	和解成立	
経過	生命保険を解消して定期預金に戻すことにより和解。	
審理期間・期日回数	審理期間：約100日，期日回数：4回	
代理人	顧客：なし（息子が代理人）	金融機関：あり

【埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター】

番号	埼玉①	
申立年月日	2011年1月	
終了年月日	2011年4月	
紛争の種類・金融商品	取引履歴の開示請求（預貯金）	
金融機関	農協	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場： 母親の成年後見人なのに，母親名義貯金口座の取引履歴を開示してもらえない。	
	金融機関の立場： 申立人が成年後見人に選任される前の取引履歴について，守秘義務ゆえ開示することはできない。	
結果	不成立	
経過	和解の成立の見込みがないため終了。	
審理期間・期日回数	審理期間：93日，期日回数：1回	
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

番号	埼玉②	
申立年月日	2011年11月	
終了年月日	2012年2月	
紛争の種類・金融商品	相続貯金払戻請求（預貯金）	
金融機関	農協	
顧客	個人，女性	
事案の概要	顧客の立場： 父の相続に関し，次女，三女は生前贈与を受けているが，申立人だけもらっていない。 相手方から相続人全員の印がないと払い戻しに応じないといわれている。相続トラブルがあっても相手方に一切迷惑をかけない旨の念書を入れても構わないので，払い戻して欲しい。	
	金融機関の立場： 次女と連絡をとっており，払い戻しを認めないで欲しいといわれている。 被相続人と後妻の婚姻について，訴訟を提起する予定と聞いている。 この結論によって，法定相続分も異なってくる。また次女は，他の払い戻しをした金融機関に対しても返還訴訟を予定しているとのことなので，この裁判の決着がつくまでは解決困難。	
結果	不成立	
経過	関連する裁判の結論によって，法定相続分が変動するので，相続財産の払い出しには応じられない。	
審理期間・期日回数	審理期間：92日，期日回数：2回	
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	埼玉③
申立年月日	2011年12月
終了年月日	2012年2月
紛争の種類・金融商品	貯金払戻請求（預貯金）
金融機関	農協
顧客	個人，女性
事案の概要	顧客の立場： 自分が開設・管理してきた子供名義の貯金の払い戻しに応じて欲しい。

事案の概要	金融機関の立場: 訴訟により権利者を決定し，その判決に従い払い戻しに応じるか，名義人から払い戻しの同意書を提出してもらった上で払い戻しに応じるかのどちらかでなければ応じられない。	
結果	不成立	
経過	和解の成立の見込みがないため終了。	
審理期間・期日回数	審理期間:62日，期日回数:1回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

【大阪・公益社団法人総合紛争解決センター】

番号	総紛①	
申立年月日	2011年3月1日	
終了年月日	2011年6月6日	
紛争の種類・金融商品	代位弁済請求（貸金）	
金融機関	信用金庫（申立人）	
顧客	財団法人	
事案の概要	顧客の立場: 申立人は，貸付実行後，金融機関は資金使途の確認（設備購入時の領収書の写しの徴収等）を行うとの保証契約に違反しており，免責されるとの主張をしている。	
	金融機関の立場: 申立人信用金庫は，申立外A社を債務者，相手方を保証人とする5000万円の融資を実行した（保証割合は90%）。融資後，第1回の返済期日に申立外A社は，履行せず，その後の申立人の再三の督促にもかかわらず履行しなかった。そのため，申立人は相手方に対し，代位弁済を求めたところ，相手方は申立人に融資実行後の資金使途の確認，融資管理に問題があるとして，代位弁済をしようとしない。 そこで，相手方は申立人に対して金約4700万円を支払う旨の和解あっせんを求める。	
結果	和解成立	
経過	第1回期日において双方から事情を聴取した上で，第2回期日において和解案を提示した。第3回期日において双方から和解案の意向聴取し，第4回期日において和解成立となった。	
審理期間・期日回数	審理期間:97日，期日回数:4回	
代理人	顧客:あり	金融機関:なし

番号	総紛②
申立年月日	2011年3月7日
終了年月日	2011年3月28日
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求（株式，仕組債）
金融機関	証券会社
顧客	個人
事案の概要	顧客の立場: 申立人は，自営する飲食店の常連客から，申立外A社の株で利益を得たことを聞き，自身もA社の株を3700万円分購入した。その後，A社の株は大きく下落し，申立人は，特に知識もなく購入したので，下落分はあきらめようと，相手方に，A社の株の売却を依頼したところ，相手方の担当者より，損した分を取り返しましょうと，他社の株式の他，仕組外債などの金融商品への買い替えの勧誘を受けた。この際，相手方より，当該金融商品について十分なリスク説明や，目論見書の交付もなく，結局，申立人は，約430万円の損害を蒙った。 そこで，相手方は，申立人に対し同額を支払う旨の和解あっせんを求める。
	金融機関の立場: 一切話し合いには応じない。

結果	不応諾	
経過	一切話し合いには応じないため，不応諾として終結	
審理期間・期日回数	審理期間:21日，期日回数:0回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	総紛③
申立年月日	2011年4月8日
終了年月日	2011年5月20日
紛争の種類・金融商品	株式銘柄情報提供金返還請求
金融機関	個人
顧客	個人
事案の概要	申立人の立場: 申立人は，相手方が運営する株式銘柄に関する情報を掲載したブログを見て相手方とメールのやり取りをするようになり，相手方が100万円を預けてもらえば，預けた人に限定の株式銘柄情報を提供するとのことであったので，相手方に100万円を預けた。当該100万円は1年間で返金する預り金であるとの説明であったところ，その後，申立人においてお金が必要になり，相手方に返金を求めたが，相手方は1年間は返金できないが分割であれば，少しずつ返金するとのことで，2万円は返金されたものの，一括の返金は拒み続けている。 そこで，相手方は申立人に対し，残金98万円を支払うとの和解あっせんを求める。
	相手方の立場: 連絡するも一切，回答がなく，期日にも出頭しなかった。
結果	不応諾
経過	一切話し合いには応じないため，不応諾として終結
審理期間・期日回数	審理期間:42日，期日回数:1回
代理人	顧客:なし　　金融機関:なし

番号	総紛④
申立年月日	2011年5月13日
終了年月日	2011年6月13日
紛争の種類・金融商品	損害補填請求（貸金庫）
金融機関	信用金庫
顧客	個人
事案の概要	顧客の立場: 顧客は金融機関と貸金庫利用契約を締結し，その貸金庫内に現金2000万円を保管していたところ，現金50万円が無くなっていることが判明したので，金融機関に補填するよう求めたが，金融機関は補填に応じない。 そこで，金融機関は顧客に対し金50万円を支払う旨の和解あっせんを求める。
	金融機関の立場: 全自動貸金庫システムの構造上，鍵を持っている借主以外のものが貸金庫を開けることは出来ない。よって，金融機関に責任はなく，顧客の主張には応じられない。
結果	不成立
経過	双方から事実関係を聞いたが，そもそも顧客が現金2000万円を貸金庫に保管していたかどうかも含めて証明するものはなく，金融機関の貸金庫システムの構造からも和解に至るものではなかった。
審理期間・期日回数	30日，期日1回
代理人	顧客:なし　　金融機関:なし

番号	総紛⑤
申立年月日	2011年6月29日

終了年月日	2011年8月1日	
紛争の種類・金融商品	保険金支払請求（個人年金）	
金融機関	生命保険会社	
顧客	個人	
事案の概要	顧客の立場： 申立人は平成15年に相手方生命保険会社との間で3件の積立率変動型個人年金保険を締結し，平成22年に満期を迎えたところ，契約時に相手方担当者が書面で示した満期金を下回るものであった。 そこで，相手方は申立人に対し，契約時に書面にて提示した満期金を支払うことについて和解あっせんを求める。	
	金融機関の立場： 申立てに対して協議する余地なしとして，話し合いには応じない。	
結果	不応諾	
経過	一切話し合いには応じないため，不応諾として終結	
審理期間・期日回数	審理期間：33日，期日回数：0回	
代理人	顧客：あり	金融機関：なし

番号	総紛⑥	
申立年月日	2011年6月30日	
終了年月日	2012年5月23日	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求（仕組債）	
金融機関	証券会社	
顧客	自治体	
事案の概要	顧客の立場： 申立人は，相手方4社（証券会社）より，2006～08年に基金運用のため，およそ80億円で，金融派生商品を組み込んだ「仕組み債」を購入したところ，円高の影響で5月末までに約12億円の評価損が出た。 申立人は仕組み債を販売した相手方証券会社など4社に対しリスクの説明が不十分だったとして損失分の返還を求めて，相手方4社と損失分の返還を求めて協議したが，解決にいたらなかった。 そこで，相手方は申立人に対し，損失分の返還について和解あっせんを求める。	
	金融機関の立場： 適合性原則違反，説明義務違反及び指導助言義務違反のいずれも認められず，錯誤無効も成立し得ず，かつ，申立人に具体的な損害が発生していないことから，申立人の損害賠償請求は認められない。	
結果	不成立	
経過	基金が含み損を抱えたまま30年もいわゆる塩漬け状態となることを回避するため，金融機関から必要な金額を長期低利で借り入れるという方策を提案したが，解決には至らなかった。	
審理期間・期日回数	審理期間：328日，期日回数：4回	
代理人	顧客：あり	金融機関：あり

番号	総紛⑦
申立年月日	2011年11月21日
終了年月日	2012年1月13日
紛争の種類・金融商品	定額貯金支払請求（定額貯金）
金融機関	協同組合
顧客	個人

事案の概要	顧客の立場: 顧客は父親が死亡した際に亡父名義の定期貯金について，金融機関に解約を申し出たところ，すぐには解約できないとされた。その後，金融機関は，定期貯金が不明になっているので調査させて欲しいとの説明をしていたが，結局，データも定期証書も見当たらないので，払戻には応じられないとのことであった。 そこで，金融機関は顧客に対し，顧客の亡父親名義の定期貯金300万円を支払う旨の和解あっせんを求める。	
	金融機関の立場: 顧客が主張する定期貯金については存在が認められず，払出しには応じられない。	
結果	不成立	
経過	双方から事実関係を聴取したところ，顧客の主張は，もっぱら記憶に基づくものであり，証拠類はない。なお，金融機関の調査結果については，十分に顧客に対して説明がなされていないと思われることから，再度，説明することを提示し，本手続は，不成立として終了した。	
審理期間・期日回数	審理期間:50日，期日回数:1回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	総紛⑧	
申立年月日	2012年1月10日	
終了年月日	2012年3月29日	
紛争の種類・金融商品	債務不存在確認請求（貸金）	
金融機関	生命保険会社	
顧客	個人	
事案の概要	顧客の立場: 申立人は平成6年に相手方より住宅ローンを借入れ，毎月返済をしていたが，給与の減額などにより返済に窮するようになり，消費者金融からの借入れをするなどして，住宅ローンの返済及び生活費を賄っていたものの，消費者金融への利息支払が嵩み，申立人の経済状況は更に悪化した。 そこで，申立人は平成21年2月に申立代理人弁護士に債務整理を委任し，申立代理人は，申立人と取引のあった消費者金融各社との協議を行った結果，大幅に債務総額を減額したうえ，相当額の過払い金の返還を受けることができたことから，相手方に住宅ローンの返済について，期限の利益の回復及び月額の協議を申入れた。 ところが，協議は難航し，平成22年12月に申立人は相手方に返済月額10万5千円，別途の保証人は付さない，遅延損害金部分については元本の弁済に先立って月額12万円の分割弁済とする内容を提案したが，平成23年3月になっても相手方は回答を示さず，その後も再三にわたり督促するも，相手方は社内決済などに時間がかかっている旨述べて，回答を示さなかったところ，平成23年11月になって返済シミュレーション案が提示されたが，同シミュレーション案には，シミュレーション案提示日までの遅延損害金が計上されていた。 しかし，平成22年12月に申立人が相手方に提案して以降，平成23年11月までの期間の経過は，相手方の都合によるものであるので，納得のできるものではない。 そこで，相手方は申立人に対し，29万円を超える遅延損害金の請求をしない旨の和解あっせんを求める。	
	金融機関の立場: 遅延損害金については，協議を行うが，その他の事項については概ね，当初の契約どおり対応していただくべきである。	
結果	和解成立	
経過	当初から，相手方も申立人が現実的な提案をした時点までの遅延損害金を支払うことにつき，了承していたため，第1回期日において概ね，和解に合意し，第2回期日で和解成立となった。	
審理期間・期日回数	審理期間:79日，期日回数:2回	
代理人	顧客:あり	金融機関:あり

【京都弁護士会紛争解決センター】

番号	京都①	
申立年月日	2011年9月	
終了年月日	2011年11月	
紛争の種類・金融商品	会員保障制度適用請求	
金融機関	クレジット会社	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場： 海外で地下鉄の切符購入時にクレジットカードを盗まれ,日本円にして約11万円が引き出される被害に遭った。会員保障制度を適用し，同額の補填を求める。	
	金融機関の立場： 会員規約に基づき，申立人に請求したものである。本件では暗証番号取引がされているところ，暗証番号取引については補償対象外となっている。会員規約においては会員に客観的な過失があったかどうかが問題となっているのではなく，クレジット会社の裁量において過失があったと認めるかどうかが補償の適用要件となっている。	
結果	和解成立	
経過	あっせん人が示した和解案（7割を相手方が申立人に支払う）で両当事者が合意した。	
審理期間・期日回数	審理期間：50日，期日回数：2回	
代理人	なし	金融機関：なし

番号	京都②	
申立年月日	2011年9月	
終了年月日	2011年12月	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求（預貯金）	
金融機関	農協	
顧客	個人，女性	
事案の概要	顧客の立場： 相続対象貯金の不正支出があり，損失金額の補償を求める。相続人の一人が，被相続人生存中に，被相続人から預かった貯金通帳と印鑑を自由に使い，多額のお金を引き出した。委任状・本人確認なしで出金されており，不正行為である。	
	金融機関の立場： 本件は，正当な代理権行使に基づく預金払い戻しであり，問題はないと認識している。申立人ら相続人間で解決すべき問題と考えており，和解に応じるつもりはない。	
結果	不成立	
経過	和解成立の見込みなし。	
審理期間・期日回数	審理期間：118日，期日回数：3回	
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

【兵庫県弁護士会紛争解決センター】

番号	兵庫県①
申立年月日	2011年6月
終了年月日	2012年1月
紛争の種類・金融商品	生命共済金返還請求（生命共済金）
金融機関	農協

顧客	個人，女性，30代	
事案の概要	顧客の立場： 夫は自己が契約者となり，顧客を死亡共済金受取人とする生命共済契約を締結した。亡夫の生前，顧客は死亡共済金請求権に金融機関の質権を設定した。顧客としては，夫自身の金融機関からの借入金だけに質権を設定したつもりであった。ところが，夫の死後，死亡共済金を請求したところ，金融機関は，夫の経営していた会社の借入金の保証債務についてまで質権を実行した。会社の当該債務には不動産担保が設定され，会社は返済を遅滞していない。確かに，顧客が署名押印した担保差入証には，夫の金融機関に対する一切の債務を被担保債権として質権を設定すると記載されているが，金融機関からそのような説明は受けなかった。夫の保証債務についてまで質権を実行したことは不当であり，その分の返還（共済金の支払い）を求める。	
	金融機関の立場： 死亡共済金請求権に対する質権の設定及び実行手続に法律上の問題はないので，顧客の請求には応じられない。	
結果	不成立	
経過	あっせん委員は，①説明義務の履行②優越的地位の濫用③生命共済金の特殊性等を指摘し，金融機関の質権の設定及び実行手続に問題があったという認識のもと，当事者双方の「責任割合」を考えた上で，金融機関は保証債務に対する質権実行を撤回し共済金を支払う，顧客は保証債務の一部を任意に返済すること等を内容とするあっせん案を提示した。金融機関に対しては，上部団体とも協議するよう要請したが，金融機関は，金融機関の責任割合が大きすぎて，顧客からの任意返済額が少なすぎるという理由で，あっせん案を拒否した。そこで，あっせん委員は，あっせん案と同じ内容の特別調停案を改めて双方へ提示した。顧客は受諾したものの，金融機関は拒否したので，あっせん手続は打切られた。その後，金融機関は，顧客を被告とする訴訟を提起した。	
審理期間・期日回数	審理期間：211日，期日回数：5回	
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	兵庫県②	
申立年月日	2011年9月	
終了年月日	2012年1月	
紛争の種類・金融商品	抵当権抹消請求（貸金）	
金融機関	信用金庫	
顧客	法人	
事案の概要	顧客の立場： 顧客は金融機関を窓口として，顧客の代表者の配偶者の姉が所有する不動産上に根抵当権を設定して，保証協会から1500万円を借り受けた。顧客はこの1500万円を返済したが，その後，保証協会から別に融資を受け債務が残っており，根抵当権ゆえに抹消できないと説明された。しかし，当該融資は既に完済されているので根抵当権の抹消を請求する。	
	金融機関の立場： 顧客は根抵当権の設定にあたり普通抵当と根抵当の区別について説明を受けていないと主張するが，金融機関は契約書の作成にあたり，これを説明している。別の担保物件を提供してもらえるならば，今回の物件から設定を外す事は可能である。	
結果	不成立	
経過	顧客が別の物件を代替担保に提供し，本件不動産上の根抵当権を抹消することを金融機関に検討してもらったが，金融機関は，顧客が代わりに提供する物件には既に別の抵当権が設定されており担保余力に乏しいため，この提案を受け入れるのは困難と拒絶したため，和解の見込が無く打切とした。	
審理期間・期日回数	審理期間：121日，期日回数：3回	
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

【愛知県弁護士会紛争解決センター】

番号	愛知県①	
申立年月日	2011年3月	
終了年月日	2011年4月	
紛争の種類・金融商品	証券取引のトラブルに関する紛争（証券取引）	
金融機関	証券会社	
顧客	個人，女性	
事案の概要	顧客の立場： 認知症となった母が行っていた証券取引を引き継いだが，不当な売買を業者が繰り返したことによる証券会社に対する取引解約などを求める。	
	金融機関の立場： あっせん仲裁手続に応じられないため不出頭。	
結果	不応諾	
経過	第1回期日にて申立人に事情をお伺いするが，相手方不応諾（不出頭）のため，終了宣言となる	
審理期間・期日回数	審理期間：49日，期日回数：1回	
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	愛知県②	
申立年月日	2011年6月	
終了年月日	2011年7月	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求（証券取引）	
金融機関	証券会社	
顧客	個人（夫婦）	
事案の概要	顧客の立場： 証券会社の顧客が担当者に勝手に口座を利用されて損害を被った。	
	金融機関の立場： あっせん仲裁手続に応じられないため不出頭。	
結果	不応諾	
経過	相手方不応諾の為，申立人らの意向を受け，あっせん仲裁人より期日を開かず終了宣言にて手続終了する。	
審理期間・期日回数	審理期間：39日，期日回数：0回	
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	愛知県③
申立年月日	2011年6月
終了年月日	2011年7月
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求（預貯金等）
金融機関	信用金庫
顧客	個人，女性
事案の概要	顧客の立場： 不正に引き出された預金，クレジット等の補償を求める
	金融機関の立場： 申立人自身が預金を引き落としており，また，カード被害については警察が被害届を受理していないので被害補償には応じられない。
結果	取下げ
経過	第1回期日を双方出席の元行うが，申立人が期日にて訴訟移行のため明確に取下げの意向を示され，取下げとなる。
審理期間・期日回数	審理期間：51日，期日回数：1回

代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	愛知県④	
申立年月日	2011年6月	
終了年月日	2011年7月	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求(預貯金)	
金融機関	銀行	
顧客	個人，女性	
事案の概要	顧客の立場: 不正に引き出された預金，クレジット等の補償を求める	
	金融機関の立場: あっせん仲裁手続に応じられないため不出頭。	
結果	取下	
経過	申立人が訴訟移行のため期日前に取下げをして手続終了。	
審理期間・期日回数	審理期間:40日，期日回数:1回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	愛知県⑤	
申立年月日	2011年7月	
終了年月日	2011年10月	
紛争の種類・金融商品	定期預金払戻請求(定期預金)	
金融機関	農協	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場: 再発行された定期貯金証書払戻を請求した所，既に払戻がなされているとして拒否された為，払戻を請求。 申立人は，定期貯金証書を再発行しながら，それに基づいた払戻をしないで払戻をしてしまったのは全く理解できない。父からも払戻を受けたと聞いていないと主張。	
	金融機関の立場: 相手方は，元帳に払戻の記帳があるだけで関連資料がない。貯金証書を再発行しながらそれに基づかない払戻は通常あり得ない。ただ，その証書の交付を受けたことで処理をした可能性があると予想できると主張。	
結果	和解成立	
経過	定期預金証書と引き換えに一定額を支払うという和解で解決する。	
審理期間・期日回数	審理期間:35日，期日回数:2回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	愛知県⑥
申立年月日	2011年9月
終了年月日	2012年2月
紛争の種類・金融商品	預金払戻請求(預貯金)
金融機関	農協
顧客	個人，男性
事案の概要	顧客の立場: 第三者による貯金の引き出しを主張し，払戻を請求。 申立人は，自分の貯金が知らないうちに第三者によって引き出されたことを主張。

事案の概要	金融機関の立場: 申立人が預金者かどうか疑わしいと主張する。 申立人は自身が預金者であることを証明する書面を出せないが，相手方は，申立人が預金者ではないことを示す書面が農協内に残っていないと主張。	
結果	和解成立	
経過	相手方から一定額の支払いを申立人が受けることでの和解解決となる。	
審理期間・期日回数	審理期間:118日，期日回数:5回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	愛知県⑦	
申立年月日	2011年10月	
終了年月日	2011年10月	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求（社債）	
金融機関	証券会社	
顧客	個人，女性	
事案の概要	顧客の立場: 証券会社が勧めた社債を購入したが，会社が破綻したとして損失の補填を請求。	
	金融機関の立場: 申立人が当センターに申立する前に，FINMACで申立てをしていたこと（結果は打ち切り）を理由に応じないとの意向を示した。	
結果	不受理	
経過	相手方の意向を受け，協定書の内容と照らし合わせ，委員会にて不受理を決定。	
審理期間・期日回数	期日回数:0回（不受理）	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	愛知県⑧	
申立年月日	2011年10月	
終了年月日	2011年12月	
紛争の種類・金融商品	債務不存在確認	
金融機関	農協	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場: 仲介手数料の支払請求に対し仲介業者に債務不履行があり支払義務はないと主張する。	
	金融機関の立場: あっせん仲裁手続に応じられないため不出頭。	
結果	不応諾	
経過	相手方不応諾の為，申立人のみで第1回期日を開くが，解決の見込みがないため，終了宣言にて手続終了となる。	
審理期間・期日回数	審理期間:58日，期日回数:1回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	愛知県⑨
申立年月日	2012年2月
終了年月日	2012年3月
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求（年金）
金融機関	信用金庫
顧客	個人，女性

事案の概要	顧客の立場: 相手方信用金庫が申立人の承諾を得ずに年金の繰上支給申請をしたとして損害賠償を請求。 申立人が相手方に年金受給の繰上請求の相談をした際，相手方担当者が年齢を聞き流し，申請書類を代筆し，処理を進めたので，年金受取額が減額してしまったことに対する慰謝料を請求。	
	金融機関の立場: 相手方は，申立人に対し，年金繰り上げに関し一部説明不足があったこと，職員が申請書類を代筆したことを認めるが，相手方の対応は不法行為ではない。これ以上説明により誠意を尽くすことはできない。	
結果	和解成立	
経過	相手方が申立人に対し，解決金を支払う内容の和解解決となる。 (東京弁護士会からの移管調停 東京⑪)	
審理期間・期日回数	審理期間:32日，期日回数:1回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

【金沢弁護士会紛争解決センター】

番号	金沢①	
申立年月日	2011年9月2日(東京弁護士会受付)→2011年9月22日当会へ移管	
終了年月日	2011年11月2日	
紛争の種類・金融商品	債務不存在(貸金)	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人，男性，40代	
事案の概要	顧客の立場: 保証委託契約の無効を求める。	
	金融機関の立場: すでに代位弁済が実行されており，応じることはない。	
結果	不成立	
経過	紛争の性質，期日における当事者の態度等その他事情を勘案して和解の見込みはないと判断した。(東京弁護士会からの移管調停 東京⑤)	
審理期間・期日回数	審理期間:41日，期日回数:2回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

【広島弁護士会仲裁センター】

番号	広島①
申立年月日	2011年11月
終了年月日	2011年12月
紛争の種類・金融商品	個人年金保険についての契約無効請求(個人年金)
金融機関	信用金庫
顧客	個人，女性，80代
事案の概要	顧客の立場: 高齢者に対し，リスクの高い個人年金契約を，契約させたことについて，契約の無効，払込金の返還を求める。
	金融機関の立場: 契約は有効であり，返金には応じられない。
結果	不成立
経過	双方の主張に隔たりが大きく，和解の見込みがない。 (東京弁護士会からの移管調停 東京⑦)
審理期間・期日回数	審理期間:30日，期日回数:1回

代理人	顧客:あり(親族)	金融機関:あり

【岡山弁護士会岡山仲裁センター】

番号	岡山①	
申立年月日	2011年3月	
終了年月日	2011年8月	
紛争の種類・金融商品	定期積金払戻請求(定期積金)	
金融機関	農協	
顧客	個人, 女性, 50代	
事案の概要	顧客の立場: 顧客の夫が農協職員という立場を利用して, 顧客の了解を得ずに, 顧客の給振口座から口座振替にて定期積金を契約し, 解約・新規を繰り返した。その額は500万円に上る。夫といえども, 名義人本人の知らないところで解約・新規を繰り返していれば, それは夫婦間の問題ではなく, 正当な手続に基づかない不適切な処理ではないのか。口座から定期積金に振り替えられた500万円を戻してほしい。	
	金融機関の立場:	
結果	和解成立	
経過	顧客の夫が顧客に対して支払いをする, 金融機関は支払いに関し指導確認する等の内容の和解成立。	
審理期間・期日回数	審理期間:128日, 期日回数:3回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	岡山②	
申立年月日	2011年4月	
終了年月日	2011年6月	
紛争の種類・金融商品	ATM入金(預貯金)	
金融機関	農協	
顧客	個人, 女性, 60代	
事案の概要	顧客の立場: 顧客は農協のATMを利用して, 母の口座にキャッシュカードで入金をしたが, 後日, 通帳を確認したところ, 入金になっていなかった。	
	金融機関の立場: ジャーナル, 監視モニターを確認したが, 顧客が来店し入金した形跡はなかった。ATMのメーカーにも確認を依頼したが,「まず考えられない」との意見であった。数回にわたり調査を行ったが, 入金の事実は無かった。	
結果	不成立	
経過	和解の成立の見込みがないため終了。	
審理期間・期日回数	審理期間:61日, 期日回数:2回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	岡山③
申立年月日	2011年9月
終了年月日	2011年9月
紛争の種類・金融商品	ローン取引契約無効確認請求, 慰謝料請求(貸金)
金融機関	農協
顧客	個人, 男性, 40代

事案の概要	顧客の立場: 顧客名義で勝手に署名・捺印したローン契約がある。平成12年に契約されたローンであるが，顧客は平成23年にこのローンの存在を知った。契約に至った経緯の説明を金融機関に求めたが説明がなかった。ローン契約に至った経緯の説明とこれまで返済した金の返金及び慰謝料請求を求める。	
	金融機関の立場: 少なくとも2回，契約経緯について説明したが，顧客の理解は得られていない。ローン契約書の署名は，顧客の母親が行ったものではあるが，母親が継続的に使用しており，返済も母親から受入れているものであり，契約は有効との見解である。ローンの返済金についても，母親が返済したもので，顧客から返済を受けたものではないとしている。	
結果	不成立	
経過	話し合いができる雰囲気ではなく，打ち切りとした。	
審理期間・期日回数	審理期間:17日，期日回数:1回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	岡山④	
申立年月日	2011年10月	
終了年月日	2011年11月	
紛争の種類・金融商品	生命保険契約(生命保険)	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人，女性，60代	
事案の概要	顧客の立場: 生命保険であるとの説明を受けずに，生命保険契約を締結した。金融機関からは，元本保証であり500万円を預けると600万円になるとの説明はあったが，生命保険との説明はなかった。元本保証であるかを何度も確認し，信用してお金を預けた。結果として100万円の損害を受けたので，その賠償を求める。	
	金融機関の立場:	
結果	和解成立	
経過	金融機関が顧客に解決金として一定額を支払う内容の和解成立。	
審理期間・期日回数	審理期間:33日，期日回数:2回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	岡山⑤	
申立年月日	2011年12月	
終了年月日	2012年1月	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求(預貯金等)	
金融機関	農協	
顧客	個人，男性，60代	
事案の概要	顧客の立場: 母親の死亡に伴い，相続手続の為，取引履歴を請求して確認を行ったところ，金融機関の不適切な事務処理が原因により，その後の貯金(相続額)が減少していたので，相当額の賠償を求める。母親名義のキャッシュカード発行時の申込書が代筆であった。母親同席のもと対応したと金融機関は説明するが，意思確認，本人確認等の記録が保存されておらず，適切な事務処理が行われたとは言いがたい。また，その数ヶ月後，定期積金の解約申込書に母親が自署しているのは，時系列的に考えても不思議である。	
	金融機関の立場:	
結果	不成立	
経過	和解の成立の見込みがないため終了。	
審理期間・期日回数	審理期間:32日，期日回数:1回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	岡山⑥	
申立年月日	2011年12月	
終了年月日	2012年3月	
紛争の種類・金融商品	投資信託損失補填（投資信託）	
金融機関	地方銀行	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場： 特に苦情は出しておらず，金融機関の申し出に応じる旨の意思を示している。	
	金融機関の立場： 顧客に対して投資信託を販売した。顧客には知的障害があり，申込書の記載は母親が代筆した。金融機関担当者は，両親が同意しているので，販売も代筆も問題ないと考えた。金融機関の内部調査により，本件は不適切な販売の可能性があることが判明した。金融機関が顧客と再度面談したところ本件の販売は適切さに欠けた面があったと判断したので，謝罪の上，何らかの解決をしたい旨を申し出た。	
結果	和解成立	
経過	金融機関が顧客に和解金として一定額を支払う内容の和解成立。	
審理期間・期日回数	審理期間：71日，期日回数：2回	
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

【熊本県弁護士会紛争解決センター】

番号	熊本県①	
申立年月日	2012年2月	
終了年月日	2012年3月	
紛争の種類・金融商品	借入金返済の一部免除，残金の分割払の承認を求める（貸金）	
金融機関	銀行	
顧客	法人	
事案の概要	顧客の立場： 相手方金融機関の勧めにより株式及び投資信託を購入し，借入金の担保に差し入れた。相手方は申立人の同意を得ることなく，担保価値の下がっているタイミングで株式及び投資信託を売却し，結果として合計約2500万円の損失が出た。担保価値の毀損の責任は相手方にもあるため，担保価値の減少による不利益を相手方も負担すべきである。また，リスケの相談をしても相手方は不誠実な対応で，申立人の申込みを検討することもなく，いきなり申立人及び関係者らの相手方銀行口座を凍結した。これは中小企業に対する金融の円滑化を図るために臨時措置に関する法律第3条に違反する。	
	金融機関の立場：	
結果	不応諾	
経過	―	
審理期間・期日回数	―	
代理人	顧客：あり	金融機関：なし

【鹿児島県弁護士会紛争解決センター】

番号	鹿児島県①
申立年月日	2011年11月
終了年月日	2012年3月
紛争の種類・金融商品	金融渉外担当者による不適切な貯金払戻・解約処理（預貯金）
金融機関	農協

顧客	個人，女性，90代	
事案の概要	顧客の立場： 伯母の貯金取引の中に，本人の申出によらない取引が日常的に，多数回にわたり混在しているのではとの疑念が払拭されない。	
	金融機関の立場： 申出内容に対し，農協としては正しいやり方で業務を行っており，落ち度はない。	
結果	不成立	
経過	和解の成立の見込みがないため終了。	
審理期間・期日回数	審理期間：115日，期日回数：2回	
代理人	顧客：相談者の甥	金融機関：なし

【仙台弁護士会紛争解決支援センター】

番号	仙台①	
申立年月日	2011年6月	
終了年月日	2012年1月	
紛争の種類・金融商品	増担保請求等撤回請求（貸金）	
金融機関	農協	
顧客	法人	
事案の概要	顧客は金融機関から手形貸付けを受け，継続的に書替に応じて貰っていたが，今般より担保不足等を理由に書替を拒否されたため，貸付の継続を求めた事案。	
結果	不成立	
経過	貸し付け条件が折り合わず和解成立の見込みなしとして終了。	
審理期間・期日回数	審理期間：233日，期日回数：5回	
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	仙台②	
申立年月日	2011年9月	
終了年月日	2011年10月	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求，貯金払出事務説明請求（預貯金）	
金融機関	農協	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客は金融機関へ貯金をしていたが，過去3度にわたり身に覚えのない引き出しがされていたため事実確認および損害賠償の支払を求めた事案。	
結果	不成立	
経過	和解成立の見込みなしとして終了。	
審理期間・期日回数	審理期間：33日，期日回数：2回	
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	仙台③
申立年月日	2012年1月
終了年月日	2012年2月
紛争の種類・金融商品	損害賠償等請求（貸金）
金融機関	農協
顧客	個人，男性

事案の概要	顧客は金融機関から無利子で借入ができる制度を紹介され，それを利用する前提で，新規事業の準備を行った。ところが金融機関担当者が手続きを進めておらず，無利子での借入ができずに結局有利子での借入をすることになった。 また，あわせて適正な事業計画に対する指導が受けられなかったことにより，私財を売却するなどして追加投資をせざるを得なくなった為，金融機関へ損害賠償を求める。	
結果	不成立	
経過	金融機関も基本的には過失を認めるものの，損害の対象範囲について主張の開きが大きく，和解成立の見込みなしとして終了。	
審理期間・期日回数	審理期間：44日，期日回数：2回	
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

【愛媛弁護士会紛争解決センター】

番号	愛媛①	
申立年月日	2011年2月2日	
終了年月日	2011年4月11日	
紛争の種類・金融商品	貸金請求調停事件（貸金）	
金融機関	銀行（申立人）	
顧客	Y1会社・Y2個人男性	
事案の概要	平成20年7月，申立銀行は相手方Y1会社に対して金2,000万円を貸付け，相手方Y1会社は，その金員で相手方Y1会社の代表者である相手方Y2からの借入金を返済した。 相手方Y1会社から貸付金2,000万円の返済を受けた相手方Y2は，この金員で申立銀行の「元本割れの危険のある外貨預金」を利用し1ユーロ約169円で預入した。 しかし，平成20年9月のリーマンショックの為，1ユーロ約137円となり，返還が確定した時点での含み損は，約360万円となった。 相手方Y2は，「リーマンショック以前に外貨での受取になる可能性があったのであれば，申立銀行は，経過報告をするべきであったのにそれがなく納得できない」等を主張し，相手方Y2が受けた損失は，申立銀行或いは申立銀行の当時の勧誘者が損失補償すべきであると要求した。 同時に，相手方Y1会社が申立銀行に対して負っている前記貸付債務2,000万円に対する弁済も一切拒絶している。	
結果	取下げ	
経過	顧客側が2回とも出席せず，取下げとなった。	
審理期間・期日回数	期日回数：2回	
代理人	顧客：　なし	金融機関：　あり

■2012年度（2012.4-2013.3）

【東京弁護士会紛争解決センター】

番号	東京①	
申立年月日	2011年11月11日	
終了年月日	2012年4月26日	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求（デリバティブにおける通貨クーポンスワップ）	
金融機関	大手金融機関	
顧客	法人	
事案の概要	顧客の立場： リスクを十分に説明せずに，デリバティブの知識に乏しい申立人にデリバティブ取引を強いたものであり，損失の5割を負担してほしい。	
	金融機関の立場： リスク説明は十分にしており，責任はない。	
結果	和解成立	
経過	資料等顧客の主張が認められるか疑問があったが，他方，金融機関側の説明もとおりいっぺんであり，リスクについての説明不足が疑われうるものであった。最終的には，本件契約の解約，解約清算金及び未払い延滞金額の合計額の1割の免除，未払延滞元金に対する遅延損害金を免除，残余の支払方法は別途協議，という和解が成立した。	
審理期間・期日回数	審理期間：168日，期日回数：5回	
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

番号	東京②	
申立年月日	2012年2月22日	
終了年月日	2012年7月5日	
紛争の種類・金融商品	不動産競売手続停止等請求	
金融機関	信用組合	
顧客	法人	
事案の概要	顧客の立場： 顧客は被担保債権の不存在等を理由に，不動産競売手続きの廃止等を求めた。	
	金融機関の立場： 金融機関は，被担保債権は存在し，不動産競売手続きに何ら問題はないと述べた。	
結果	不成立	
経過	成立の見込みがないので不調。	
審理期間・期日回数	審理期間：135日，期日回数：3回	
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

番号	東京③
申立年月日	2012年5月9日
終了年月日	2012年6月20日
紛争の種類・金融商品	保証債権に関連する請求
金融機関	信用金庫
顧客	個人，男性
事案の概要	顧客の立場： 顧客は保証債権に関連する請求をなした。

事案の概要	金融機関の立場: 金融機関は請求に応じられないと述べた。	
結果	不成立	
経過	錯綜した事実関係があり，永年争われており，その一環として申し立てられた事案であるが，話し合いにはなじまないものと判断された。	
審理期間・期日回数	審理期間:42日，期日回数:1回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	東京④
申立年月日	2012年6月5日
終了年月日	2012年7月19日
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求（融資を受けられなかったことによる損害）
金融機関	信用金庫
顧客	法人
事案の概要	顧客の立場: 顧客は，金銭機関の対応からして融資を受けられると思っていたが，結局融資を受けることができず損害を被ったとしてその賠償を求めた。
	金融機関の立場: 金融機関は融資が可能と期待させる発言はしていないと述べた。
結果	不成立
経過	主張が正反対，あっせんでは事実認定ができず妥協点を見出しうる状況になかった。
審理期間・期日回数	審理期間:44日，期日回数:1回
代理人	顧客:なし　　金融機関:なし

番号	東京⑤	
申立年月日	2012年7月24日	
終了年月日	2012年8月23日	
紛争の種類・金融商品	根抵当権設定登記抹消登記手続請求	
金融機関	信用組合	
顧客	個人	
事案の概要	顧客の立場: 顧客は極度額設定が過剰で価値利用が阻害されているとして，根抵当権設定登記抹消手続を求めた。	
	金融機関の立場:	
結果	移管調停（移管後和解成立，愛知県④）	
経過	両当事者が同一県内のため，同県に移管調停となった。	
審理期間・期日回数	審理期間:30日（同意書受領による移管日まで），期日回数:0回	
代理人	顧客:あり	金融機関:-

番号	東京⑥
申立年月日	2012年8月3日
終了年月日	2013年1月18日
紛争の種類・金融商品	貯金払戻請求
金融機関	農協
顧客	個人（11人）

事案の概要	顧客の立場: 申立人らは，相手方の顧客Aの相続人であるところ，顧客Aが約10年間入所していた特別養護老人ホームを退所した際，顧客Aの妻の親類であるBが，同施設から顧客Aの貯金通帳と届出印を受け取り，複数回に分けて合計800万円余を払い戻した。Bが無権限であるにもかかわらず貯金の払戻しに応じた相手方には過失がある。よって，申立人らは，相手方に対し合計約700万円余を払い戻すよう和解あっせんを求める。	
	金融機関の立場: Bは顧客Aの貯金通帳と届出印を持参して来店し，担当者は，Bが持参した顧客Aの国民健康保険被保険者証等やBの運転免許証を確認した上で，顧客Aとの関係も聴き取って払戻しに応じており，払戻しには過失はない。支払いには応じられない。	
結果	和解成立	
経過	申立人は準備書面2通，相手方は準備書面3通をそれぞれ提出。ひととおり主張が出揃ったところで，相手方が申立人らに合計約350万円を支払う旨のあっせん案を提示したところ，両当事者がこれに応じた。	
審理期間・期日回数	審理期間:169日，期日回数:3回	
代理人	顧客:あり	金融機関:あり

番号	東京⑦	
申立年月日	2012年9月6日	
終了年月日	2013年1月18日	
紛争の種類・金融商品	連帯保証債務弁済調整申立事件	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場: 1）申立人が連帯保証する申立外会社の相手方金融機関に対する債務と申立外会社の定期預金との相殺が，相手方の不当な圧力により，申立人に不利な形で行われた。かかる不当な圧力がなければ，申立人が保証する債務は，約1200万円ではなく，約700万円であった。 2）申立人は，申立外会社に関連する他の連帯保証債務の支払いもあり，2か月20万円程度の分割返済であれば可能である。 3）以上をふまえた上で，債務総額の減額及び分割弁済を認めるよう求める。	
	金融機関の立場: 1）相殺に関する申立人の主張は法的理由がないため，保証債務総額の減額に応じることはできない。 2）分割弁済の希望については応じる余地がある。	
結果	和解成立	
経過	双方が出席のもと，聴取する。期日外において，申立人・相手方が協議の上作成した和解条項案をもとに，紛争解決センターが和解契約書を作成，これを両方が受け容れる形で和解となる。	
審理期間・期日回数	審理期間:135日，期日回数:3回	
代理人	顧客:あり	金融機関:あり

番号	東京⑧
申立年月日	2012年10月29日
終了年月日	2012年11月22日
紛争の種類・金融商品	定期預金口座の取引明細書の提出と中途解約口座の返還請求
金融機関	信用金庫
顧客	個人，男性
事案の概要	顧客の立場: 申立人は亡くなった母親の定期預金について，相手方信用金庫に対し，平成19年1月以降に中途解約された各定期預金口座の取引明細書の提出を求めるとともに，本人署名以外の定期預金中途解約口座があれば，返還請求したい。

事案の概要	金融機関の立場:	
結果	移管調停(移管後不成立, 岐阜県①)	
経過	両当事者が同一県内のため同県に移管調停となった。	
審理期間・期日回数	審理期間:25日(移管日まで), 期日回数:0回	
代理人	顧客:なし	金融機関:-

【第一東京弁護士会仲裁センター】

番号	第一東京①	
申立年月日	2012年2月	
終了年月日	2012年11月	
紛争の種類・金融商品	債務額確認及び説明請求等(貸金)	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人, 男性, 70代	
事案の概要	顧客の立場: 顧客は, ①(約20年前の融資につき)金融機関は, 顧客に融資金を利用させないまま, 高額の利息を徴収した, ②金融機関は, 返済金の不払いを理由に期限の利益を喪失したとの内容証明を送付してきたが, 顧客の計算によれば完済しているはずである, ③金融機関からは十分な説明がない, と述べた。	
	金融機関の立場: 金融機関は, ①新店舗が決まったら直ぐに利用したいとの顧客の要望を受けて, 新店舗が決まる前に, 新店舗開店資金を使途として融資をしたが, 新店舗を開店しなかった以上, 融資金を利用させることはできなかった, ②融資から約3年後に決済した際に, 定期預金相当額の利息を支払うことにより解決したと考えている, と述べた。	
結果	和解成立	
経過	顧客及び配偶者(連帯債務者)が, 抵当権の目的である自宅に引き続き居住することを強く希望しているなどの事情をふまえ, 顧客らが金融機関の計算に従った債務額を認めた上で, 毎月支払い可能な範囲の一定額をいわば家賃として支払い続けることにより和解した。	
審理期間・期日回数	審理期間:約260日, 期日回数:3回	
代理人	顧客:あり(途中から)	金融機関:なし

番号	第一東京②	
申立年月日	2012年4月	
終了年月日	2012年5月	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求(建物更生共済保険)	
金融機関	農協	
顧客	個人, 女性	
事案の概要	顧客は, 貯蓄型の保険と誤解して契約したが, その実質は損害保険であったので, 掛金と解約返戻金の差額の支払いを求めた。	
結果	却下。なお, 通常ADR事件として取り扱うことを提案したが, 受け入れられなかった。	
経過	共済保険に関する紛争は, 弁護士会と農協との間の協定の対象外のため却下。	
審理期間・期日回数	審理期間:約30日	
代理人	顧客:あり	金融機関:-

番号	第一東京③
申立年月日	2012年4月
終了年月日	2013年2月

紛争の種類・金融商品	デリバティブ取引無効確認等請求（店頭為替デリバティブ）	
金融機関	銀行	
顧客	法人	
事案の概要	適合性原則違反，説明義務違反等が争われた事案。	
結果	和解成立	
経過	争点を適合性原則違反・説明義務違反に絞った上で手続を進め，裁判例やあっせん事例の標準値を考慮した上で検討を行い，合意解約及び解約清算金の一部を金融機関が負担する条件で和解に至った。 当事者双方に，今後も取引関係を維持したいとの気持ちがあったため，解決に至ったとみられる。	
審理期間・期日回数	審理期間：約280日，期日回数：7回	
代理人	顧客：あり	金融機関：あり

番号	第一東京④	
申立年月日	2012年5月	
終了年月日	2012年6月	
紛争の種類・金融商品	不正の是正，損害賠償請求（貸金）	
金融機関	信用組合	
顧客	個人，男性，50代	
事案の概要	不動産購入資金のためのローンの借入れの経緯等をめぐる紛争。なお，関連事件に関する判決が存在する。	
結果	不成立	
経過	事実認識が大きく異なり，和解案の提案の余地はないことなどから終了。	
審理期間・期日回数	審理期間：約30日，期日回数：1回	
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	第一東京⑤	
申立年月日	2012年5月	
終了年月日	2012年7月	
紛争の種類・金融商品	株式売買における損失補填請求等（外国金融機関発行の債券 （複数株式参照型　期限前償還条項　他社株転換条項付　円建債券））	
金融機関	証券会社	
顧客	個人，男性，80代	
事案の概要	顧客の立場： 契約時に説明を受けた内容と実際の商品の内容が異なる。	
	金融機関の立場：	
結果	不応諾	
経過	-	
審理期間・期日回数	審理期間：約50日，期日回数：0回	
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	第一東京⑥
申立年月日	2012年7月
終了年月日	2012年11月
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求等（預金）
金融機関	信用組合
顧客	個人，男性

事案の概要	顧客の立場: 顧客は，数年前に和解が成立した際には，金融機関は他に違法行為はないと説明していたが，最近になって預金口座の出金停止措置の解除未履行が判明したとして，損害賠償請求等を求めた。	
	金融機関の立場: 金融機関は，当時の事情は不明であるものの，速やかに出金停止措置を解除し，繰り返し謝罪したと説明した。	
結果	不成立	
経過	和解の成立の見込みがないため終了。(兵庫県での現地調停)	
審理期間・期日回数	審理期間:約100日，期日回数:2回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	第一東京⑦	
申立年月日	2012年7月	
終了年月日	-	
紛争の種類・金融商品	預金払戻等請求	
金融機関	信用金庫(西日本)	
顧客	個人，女性，西日本在住	
事案の概要	相続をめぐる紛争。	
結果	移管調停(移管後不成立，広島①)	
経過	顧客から，移管調停または現地調停を希望する旨の申立てがあり，両当事者が同一の県内(ADRセンターあり)に所在することもあって，両当事者の合意により移管調停となった。	
審理期間・期日回数	-	
代理人	顧客:あり	金融機関:-

番号	第一東京⑧	
申立年月日	2012年9月	
終了年月日	2013年2月	
紛争の種類・金融商品	借入金返済無効等(貸金)	
金融機関	信用組合	
顧客	法人	
事案の概要	顧客の立場: 通帳に返済の記載がないとおり，借入金の返済を行っておらず，借入金は時効により消滅した。	
	金融機関の立場: 貸金の一部について，持参による支払いがなされたので，債務の承認があった。	
結果	不成立	
経過	和解の成立の見込みがないため終了。	
審理期間・期日回数	審理期間:約140日，期日回数:3回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	第一東京⑨
申立年月日	2012年10月
終了年月日	2012年12月
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求等(預金)
金融機関	信用金庫
顧客	個人，女性

事案の概要	顧客の立場: 顧客は，キャッシュカード詐欺に遭ったとして，その補填を求めた。	
	金融機関の立場: 金融機関は，当該事案は預金保護法の対象にならず，被害者には重大な過失もあり，被害者の心情は察するが，応じられないとの立場を説明した。	
結果	不成立	
経過	和解の成立の見込みがないため終了。	
審理期間・期日回数	審理期間:約60日，期日回数:2回	
代理人	顧客:なし(息子が代理人)	金融機関:あり

番号	第一東京⑩	
申立年月日	2012年10月	
終了年月日	2012年11月	
紛争の種類・金融商品	抵当権設定登記抹消・不動産競売取下請求(貸金)	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人，男性(債務者の相続人)	
事案の概要	顧客の立場: 顧客は，抵当権の目的不動産を任意売却し，その代金を以て，決済日に全額弁済する予定であるが，金融機関が応じてくれないと主張した。	
	金融機関の立場: 金融機関は，行き違いがあったが，全額回収及び費用負担について合意できれば，応じると説明した。	
結果	取下げ	
経過	合意ができたものとみられる。	
審理期間・期日回数	審理期間:約50日，期日回数:1回	
代理人	顧客:あり	金融機関:なし

番号	第一東京⑪	
申立年月日	2012年11月	
終了年月日	2012年12月	
紛争の種類・金融商品	借入金条件変更及び競売停止請求等(貸金)	
金融機関	信用組合	
顧客	個人，男性(個人事業主)	
事案の概要	顧客の立場: 借入金の条件変更及び競売停止を求める。	
	金融機関の立場: 金融機関は，従前，顧客の要請に応じて多数回の条件変更に応じてきた。現状を踏まえると，これ以上の条件変更に応じることは困難である。	
結果	不成立	
経過	和解の成立の見込みがないため終了。	
審理期間・期日回数	審理期間:約50日，期日回数:2回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	第一東京⑫
申立年月日	2013年1月
終了年月日	2013年2月
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求及び原状回復請求等(貸金)
金融機関	信用金庫
顧客	個人，男性

事案の概要	顧客の立場: 預金残高が存在するにもかかわらず，金融機関は，口座引落しを行わず，期限の利益を喪失させて，信用保証協会による代位弁済をさせた。その結果，顧客の信用が失墜し，事業が立ち行かなくなり，関係者が破産するに至った。損害賠償および現状回復を求める。	
	金融機関の立場: 顧客が預金口座に入金をした事実については連絡がなかった上に，入金した金額も数日後には引き出された。繰り返し返済を督促し，期限の利益を喪失させる旨の通知をした上で代位弁済に至ったものであり，金融機関には責任はない。	
結果	不成立	
経過	和解の成立の見込みがないため終了。	
審理期間・期日回数	審理期間:約40日，期日回数:1回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

【第二東京弁護士会仲裁センター】

番号	第二東京①	
申立年月日	2011年6月6日	
終了年月日	2013年2月26日	
紛争の種類・金融商品	預金（遺産）払戻請求	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場: 顧客の兄弟（本手続の申立外）名義で金融機関の預金口座にある金銭は，亡父の遺産である。亡父の遺言，負債はないので，共同相続人の一人である自分の相続分について，当然の権利として払い戻しを求める。	
	金融機関の立場: 顧客の主張する払戻請求権の前提として，まずは顧客が相続人であることと，顧客の兄弟名義の預金口座内の金銭の位置付け（亡父の遺産であるとする理由）を確認する必要がある。	
結果	不成立	
経過	あっせん人にて，現状で払い戻し等を求めることが難しい旨と，別途進行中の家裁調停で解決を目指した方が現実的である旨を踏まえ不調とした。	
審理期間・期日回数	審理期間:632日，期日回数:3回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	第二東京②
申立年月日	2011年12月27日
終了年月日	2012年4月6日
紛争の種類・金融商品	借入金返済猶予請求
金融機関	信用金庫
顧客	個人，男性
事案の概要	顧客の立場: 金融機関に借入金の一定期間の元本返済猶予を申し入れたところ，猶予に応ずる旨の回答を受けたが，返済猶予開始直前になり違約金発生を告げられた。顧客は，違約金の発生は納得がいかないとして違約金なしの返済猶予を求め申し立てた。
	金融機関の立場: ①本件の融資には，返済条件を変更できない特約があり，変更する場合は，一旦繰上返済になることから違約金が発生する，②当初担当者が特約を見落としていたが，気付いた後は誠実に対応してきた，③特約に反する取扱いはできないが妥当な解決策を検討する用意はある，と述べた。

結果	取下げ	
経過	違約金の根拠等について金融機関から説明がなされ，違約金相当額の融資等の提案があったが，顧客の取下げにより終了。	
審理期間・期日回数	審理期間：102日，期日回数：2回	
代理人	顧客：あり	金融機関：あり

番号	第二東京③
申立年月日	2012年1月12日
終了年月日	2012年4月9日
紛争の種類・金融商品	定期貯金満期金請求
金融機関	農協
顧客	個人，男性
事案の概要	顧客の立場： 顧客の定期預金が満期になり，顧客の妻（90歳代）が，自宅を訪れた金融機関担当者に解約手続きを依頼した。金融機関は，後日満期金を現金で手渡したとするが受領した事実はないとして，その支払いを請求した。
	金融機関の立場： 満期金は後日自宅に持参した，定期貯金証書預かり時に受取書を交付し，それと引換えに顧客の妻に現金を交付した，と述べた。
結果	不成立
経過	事実関係の争いが大きく，和解成立の見込みがないため終了。
審理期間・期日回数	審理期間：89日，期日回数：2回
代理人	顧客：あり（親族）　金融機関：あり

番号	第二東京④
申立年月日	2012年3月6日
終了年月日	2012年7月4日
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求（外貨預金，変額年金保険等）
金融機関	信用金庫
顧客	個人，女性
事案の概要	顧客の立場： 金融機関に外貨預金，変動年金保険等の契約をさせられ損失を被ったとして，損害賠償を求めた。
	金融機関の立場： 契約手続に問題はなかった旨主張した。
結果	和解成立
経過	あっせん人から和解案を提示し，外貨預金契約解約等により確定した損失の一部を金融機関が負担することで和解成立。
審理期間・期日回数	審理期間：121日，期日回数：4回
代理人	顧客：あり（親族）　金融機関：あり

番号	第二東京⑤
申立年月日	2012年5月18日
終了年月日	2012年8月10日
紛争の種類・金融商品	財形年金支払請求
金融機関	労働金庫
顧客	個人，女性

事案の概要	顧客の立場: 金融機関に受領を失念していた財形年金の支払いを求めたが，既に口座が存在しないため解約済のはずであると説明された。手元に証書が残っており，納得できないとして，その支払を請求した。	
	金融機関の立場: ①財形年金は約20年前に解約された記録が残っているが，当時の処理の詳細は不明である，②証書は担当者が回収を忘れたものと推測される，③年金請求権の消滅時効を援用する，と述べた。	
結果	和解成立	
経過	あっせん人から，金融機関に不手際があったことから解決金支払いによる和解を提案したところ，双方ともに応諾した。（長野県での現地調停）	
審理期間・期日回数	審理期間:85日，期日回数:2回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	第二東京⑥	
申立年月日	2012年12月26日	
終了年月日	2013年2月21日	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求（先物，自動売買システム障害）	
金融機関	投資顧問会社	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場: 金融機関の自動売買システムの障害が原因で損害を被ったので，賠償を求める。	
	金融機関の立場: 自動売買システムの特性等は公開しているとおりであり，システム上の必要措置は講じているので，責任はない。	
結果	和解成立	
経過	あっせん人から，自動売買システムの瑕疵について両者の意見を確認し，瑕疵に基づく損害賠償を提案したところ，両者が和解に応じた	
審理期間・期日回数	審理期間:58日，期日回数:1回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

【横浜弁護士会紛争解決センター】

番号	横浜①
申立年月日	2012年3月23日
終了年月日	2012年5月30日
紛争の種類・金融商品	定期貯金
金融機関	協同組合
顧客	個人，女性，高齢者
事案の概要	顧客の立場: 協同組合支店に現金50万円を持参して，窓口で定期貯金を作成した。それなのに総合口座から同額の預金を引き出して，定期貯金をしたことにされている。それで普通預金の残高がマイナスになった。普通預金の残高がないのに，定期貯金をすることはあり得ない。現金を封筒に入れて持参し，窓口のカウンターで，封筒から現金を出し渡した記憶がある。50万円と総合口座の貸越利息の合計額及び相当額の慰謝料の支払いを求めたい。
	金融機関の立場: 現金は持参していない。普通預金（総合口座通帳）から振り替えて定期預金契約をした。当日の定期貯金受入申込書に，引き落とし口座と金額の記載，署名・押印がある。当日の防犯カメラの映像を確認したところ，不鮮明ではあったが現金の授受については，確認できなかった。また，現金50万円の裏付けについて変遷がある。

結果	不成立	
経過	両者の主張は平行線で，金融機関側は貸越利息分の支払もできないとしたので，不調	
審理期間・期日回数	審理期間:68日，期日回数:2回	
代理人	顧客:なし	金融機関:協同組合職員

番号	横浜②
申立年月日	2012年7月30日
終了年月日	2012年9月13日
紛争の種類・金融商品	預金返還請求事件
金融機関	農協
顧客	個人，女性
事案の概要	顧客の立場: 農協の共済契約の掛金を二重払いさせられた，受領済みとされる解約返戻金を受領していない，顧客名義の定期預金がほかにも存在するなどと主張して，金融機関に対して，金員の支払いを請求した事案である。
	金融機関の立場: 掛金の二重払いはない，解約返戻金は顧客が受領している，顧客が主張するような定期預金は存在しないとして，顧客の前記主張をすべて争った。なお，金融機関としては，顧客に対して，丁寧に金融機関の主張を裏付ける証拠資料を開示して，顧客の納得を得ようとしていた。
結果	不成立
経過	金融機関からその主張の裏付けとなる証拠資料をすべて提出してもらったが，申立人は，それに納得せず，妥協点を見いだすことができなかった。
審理期間・期日回数	審理期間:44日，期日回数:2回
代理人	顧客:なし　　金融機関:なし

【埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター】

番号	埼玉①
申立年月日	2012年2月
終了年月日	2012年5月
紛争の種類・金融商品	貯金払戻請求
金融機関	農協
顧客	個人，女性
事案の概要	顧客の立場: 申立人名義の貯金が勝手に解約されていた。亡くなった母の遺品整理をしていたところ，申立人名義の定期貯金が出てきた。母が申立人名義で貯金を作ったものと思われるが，申立人は知らなかった。農協の窓口に持参したところ，全額解約されていた。当該貯金の証書紛失・再発行・解約について，どのように本人確認し，処理を行ったか，経緯等納得いくように説明してほしい。事実関係の確認ができないなら，貯金の原状回復をしてほしい。
	金融機関の立場: 当時の担当職員等へのヒアリングでは，本人確認時の状況は判明しなかったが，手続き書類の調査の結果，印鑑は印鑑票と一致，定期貯金証書喪失届に記入された保険証番号が申立人本人のものと一致，筆跡も本人のものと思われ，農協としては，申立人本人と取引したものと判断。
結果	不成立
経過	和解の成立の見込みがないため終了
審理期間・期日回数	審理期間:107日，期日回数:4回
代理人	顧客:なし　　金融機関:なし

番号	埼玉②	
申立年月日	2012年11月	
終了年月日	2013年1月	
紛争の種類・金融商品	定期貯金返還請求	
金融機関	農協	
顧客	個人，女性	
事案の概要	顧客の立場： 顧客は，農協の担当者が積み立て預金の集金にきた際に，担当者に現金100万円と口座開設申込書を渡したが，定期貯金証書をもらっていないとして，100万円の返金を求めた。	
	金融機関の立場： 現金100万円は渡されていないと主張。	
結果	不成立	
経過	事実認識が大きく異なり，和解案の提案の余地がないことから終了	
審理期間・期日回数	審理期間：45日，期日回数：1回	
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	埼玉③	
申立年月日	2013年2月	
終了年月日	2013年3月	
紛争の種類・金融商品	相続貯金の取引経過の開示請求	
金融機関	農協	
顧客	個人，女性	
事案の概要	顧客の立場： 相続人の1人である娘からの申立。被相続人は，7年前に死亡。別の相続人が農協に通知するまで，7年に渡り，被相続の貯金口座が凍結されることなく，解約・払戻し・名義変更等が行われ，相続財産の一部が消滅していた。 死亡後における取引にかかる払戻請求書等の開示を要求し，これに対して農協が他の相続人の同意，または法律的根拠に基づく請求手続を要請したところ，申立人らから了解してもらえず，申立人において本件申立てに至った。責任の所在および釈明と謝罪書面および権利の回復を要求。	
	金融機関の立場： 別の相続人からの通知により初めて被相続人死亡の事実を知り，同日死亡登録を行った。 開示については拒否しているわけではなく，守秘義務や個人情報に関係すること，とりわけ申立人と他の相続人との間において遺産等をめぐる紛争もあることから，公平に対応することが強く要請されるものであったため，他の相続人の同意，または法律的根拠に基づく請求手続を要請したものである。	
結果	不成立	
経過	利益相反的問題も含め，相手方から謝罪やその他申立人が求める一切の要求について譲歩を引き出すことが極めて困難と判断し，不成立	
審理期間・期日回数	審理期間：39日，期日回数：1回	
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

【新潟県弁護士会示談あっせんセンター】

番号	新潟県①
申立年月日	2012年11月9日
終了年月日	2013年1月18日
紛争の種類・金融商品	住宅資金ローン・農機具ローン
金融機関	農協
顧客	個人・法人

事案の概要	顧客の立場: 申立人は相手方金融機関に対し住宅資金ローン・農機具ローンの借り入れについて「中小企業者等に対する金融円滑化を図る為の臨時措置に関する法律」により支払条件の変更を申し入れた。支払条件の変更を申入れた理由は申入時期の米価が低かった為，約定通りの返済が困難であったことによる。一旦は相手方金融機関より支払期限が間近かで時間がないので変更できないと言う理由で断られたが，申出人が金融庁へ問い合わせをした上で再度申し入れをしたところ円滑化法に基づく手続きが進められることになった。その後相手方金融機関から申立人に対し今後の返済計画等の話し合いが行われ，返済期間の延長，外各種契約の変更手続きがされた。ところがその頃よりクレジットカード・銀行融資の融資審査が通らないなどの状況が生じはじめた。信用情報機関CICに確認したところ2種の住宅ローンに平成22年10月△日付けで『異動』の記載がされていることが判明した。当『異動』情報の訂正を求めたい。	
	金融機関の立場: 申立人は多忙な為出張などが多く面談などの話し合いが遅れた。2種の住宅ローンの返済が3か月以上継続したこと，契約条件の変更により延滞が解消したこと等は事実であり，『異動』情報になんら誤りはない。	
結果	和解成立	
経過	債務金額・債務返済残高・返済期間の確認をすることにより合意した。	
審理期間・期日回数	審理期間:70日，期日回数2回	
代理人	顧客: あり	金融機関: あり

【大阪・公益社団法人総合紛争解決センター】

番号	総紛①	
申立年月日	2011年10月18日	
終了年月日	2012年8月29日	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求・欧州国債ファンド	
金融機関	証券会社	
顧客	個人	
事案の概要	顧客の立場: 申立人は相手方証券会社の営業担当者の勧誘を受けて欧州国債ファンドを購入した。 営業担当者の説明では，外国は日本と違い借金が少なく金利が高い，しかも安全であるとのことであったが，本年10月時点において約650万円の評価損が出ている。 そこで，相手方は申立人に対し，評価損に相手方の手数料を加えた約680万円を支払う旨の和解あっせんを求める。	
	金融機関の立場: 相手方は申立人に対して，十分に説明をした上，買付いただいており，その際には，申立人の代理人（本件申立人代理人とは別の方）も同席し，同意いただいているため，申立人の請求に対して，相手方は損害賠償等の金銭支払いを要しない。	
結果	和解成立	
経過	双方からの事情聴取をもとに，あっせん人が当初購入額から今後の売却金額とこれまでの分配金との合計の約5割の解決金を相手方が申立人に支払う和解案を提示し，双方合意したため，和解成立となった。	
審理期間・期日回数	審理期間:316日，期日回数:6回	
代理人	顧客:あり	金融機関:なし

番号	総紛②
申立年月日	2011年12月16日
終了年月日	2012年4月4日
紛争の種類・金融商品	損害補填請求・貸付信託

金融機関	信託銀行	
顧客	個人	
事案の概要	顧客の立場: 申立人は，信託銀行である相手方に普通預金口座を設けていたところ，相手方の不正取得により，当該預金口座の預金が減少しているとして，相手方に補填を求めたが，相手方は，支払おうとしない。 そこで，相手方は，不正に取得した約440万円を申立人に支払う旨の和解あっせんを求める。	
	金融機関の立場: 相手方には，申立人の主張にかかる不正の事実はないので，申立趣旨に基づく金額の支払いに応じることはできない。	
結果	不成立	
経過	申立人の主張の説明を受けたが，それらを裏づける書証に乏しく，和解を成立させることは困難であった。	
審理期間・期日回数	110日，期日2回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	総紛③	
申立年月日	2012年6月26日	
終了年月日	2012年12月5日	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求・不動産証券化商品	
金融機関	不動産証券化商品販売業者	
顧客	個人	
事案の概要	顧客の立場: 顧客は，金融機関である不動産特定共同事業法に基づく不動産証券化商品の販売を業とする株式会社と，約1年間の期間に，十数回に亘り同事業法に基づく不動産特定共同事業契約を締結し，各契約に基づく出資金として計約1億8000万円を支払った。 しかしながら，顧客は，持病により，本契約内容をほとんど理解できない状況であり，適合性の原則に反する。 また，金融機関は，顧客に対し，本件契約に際し，重要事項説明書の交付をするのみで，説明をしておらず，さらには，「元金保全」と書いてある新聞記事を見せ，「これは元本を保証するという意味だが，保証とは書けないので保全と書いている。」と説明するなどの説明義務違反があった。 その結果，顧客は，約1億4000万円の損害を被った。 そこで，金融機関は，顧客に対し，上記損害金及び弁護士費用を支払う旨の和解あっせんを求める。	
	金融機関の立場: 顧客は，何度も来店して，納得の上契約していただいている。顧客に理解力，判断力が低下している様子は見受けられなかった。	
結果	和解成立	
経過	第1回期日において事実確認をした上で顧客提案の和解案を金融機関に持ち帰って検討してもらい，第2回期日において金融機関より対案が提示された。第3回期日においては第2回，第3回の期日間にて当事者間で詰められた和解条項案を確認し，最終的に条項を詰めた上で第4回にて和解成立となった。	
審理期間・期日回数	162日，期日4回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

【京都弁護士会紛争解決センター】

番号	京都①
申立年月日	2012年10月
終了年月日	2012年11月
紛争の種類・金融商品	債務不存在確認（消滅時効）請求

金融機関	信用金庫	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場： カードローンに関する消滅時効の援用を相手方が認めることを請求する。平成7年2月に全額返済したが，平成19年9月に残高がマイナス約10万円との決算通知葉書が届いた。	
	金融機関の立場： 消滅時効の援用を認めない。	
結果	和解成立	
経過	カードローン契約を終了させ，残高の請求をしない。	
審理期間・期日回数	審理期間：21日，期日回数：1回	
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

【兵庫県弁護士会紛争解決センター】

番号	兵庫県①	
申立年月日	2011年9月	
終了年月日	2012年5月	
紛争の種類・金融商品	預金返還請求（預金）	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人，女性	
事案の概要	顧客の立場： 顧客は10年以上前，金融機関に定期預金・積立預金をしていたが，解約しようとしたところ，既に解約されていた。全く身に覚えがないので，その全額の支払いを求める。	
	金融機関の立場： 顧客は，解約手続きをしている。 資料は震災でなくなっているが，仮に証明できなくても，時効である。	
結果	不成立	
経過	合意の見込がないため打切。	
審理期間・期日回数	審理期間：267日，期日回数：3回	
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	兵庫県②
申立年月日	2012年2月
終了年月日	2012年5月
紛争の種類・金融商品	債務履行請求（宝くじ付き定期預金）
金融機関	信用金庫
顧客	個人，女性
事案の概要	顧客の立場： 顧客は金融機関が平成12年に販売した宝くじ付き定期預金（期間1年間，3000円分相当，自動更新有り）につき，金融機関から突然販売を終了するとの通知があり一方的に更新を拒絶されたが，更新を継続してもらいたい。
	金融機関の立場： 当該商品は△周年の記念商品であること，10年間販売を継続してきた実績があることから更新拒絶は正当である。定期預金の販売中止は，金融機関内部の決定事項である。
結果	不成立

経過	当該商品が時期をずらして4回にわたって販売されたにもかかわらず，販売中止の時期が一斉に適用されたため宝くじをもらえた回数に差があり，消費者にとって不公平ではないかとの顧客の疑問に対し，金融機関責任者に出頭してもらい回答してもらった。金融機関は更新拒絶の正当性を主張し，和解成立の見込が無いため打切とした。不成立ではあったが，双方十分な話し合いがなされたことで意義のある手続ではあった。	
審理期間・期日回数	審理期間：79日，期日回数：2回	
代理人	顧客：あり	金融機関：なし

番号	兵庫県③
申立年月日	2012年6月
終了年月日	2012年9月
紛争の種類・金融商品	謝罪及び損害賠償請求（預金）
金融機関	信用金庫
顧客	個人，女性
事案の概要	顧客の立場： 顧客が8つあった普通預金と定期預金を全て解約しに金融機関の支店へ行ったところ，店舗内のカウンターとは別の仕切り内へ通され，希望もしていない生命保険を勧められた上に，解約手続に相当の時間を要したあげく，解約金約800万円余りを他の客から見えるところで渡そうとするなど，防犯上の配慮も欠けていた。これらの事情により，被った健康被害及び精神的苦痛に対し謝罪と損害賠償を求める。
	金融機関の立場： 顧客への意思確認が不十分・不徹底であった。
結果	和解成立
経過	金融機関は，お客様相談窓口の室長も同席し基本的に顧客の主張を全て認め，迷惑をかけたことも認めた。顧客も損害賠償請求に固執するものではなく，若干額の解決金で良いとのことであったため，金融機関が顧客に対し謝罪文を渡すこと，また，僅かではあるが，金融機関が解決金名目の金員を顧客に支払うことで和解が成立した。
審理期間・期日回数	審理期間：91日，期日回数：3回
代理人	顧客：なし　　金融機関：なし

【滋賀弁護士会和解あっせんセンター】

番号	滋賀①	
申立年月日	2012年3月27日	
終了年月日	2012年8月3日	
紛争の種類・金融商品	債務額減額	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人	
事案の概要	顧客の立場： 担保物の担保的価値の減少とそれを放置した金融機関側の責任を理由に，債務額の減額を求めた。	
	金融機関の立場： 債務減額には応じられないと主張した。	
結果	不成立	
経過	和解の見込みのないため終了	
審理期間・期日回数	審理期間：119日，期日回数：2回	
代理人	顧客：あり	金融機関：なし

【愛知県弁護士会紛争解決センター】

番号	愛知県①	
申立年月日	2011年6月	
終了年月日	2012年12月	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求	
金融機関	証券会社	
顧客	個人，女性	
事案の概要	顧客の立場： 証券会社に勧められた商品で損害を受けたことに対する損害賠償を求める。	
	金融機関の立場： 金商法第39条第3項より本件は話し合いで解決できる案件ではないと考える。	
結果	取下げ	
経過	相手方不応諾により申立人のみで期日を開くも，解決の見込みが無く，申立が取り下げられ手続終了となる。	
審理期間・期日回数	審理期間：165日，期日回数：2回	
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	愛知県②	
申立年月日	2012年5月	
終了年月日	2012年7月	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求	
金融機関	農協	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場： 申立人ら名義の預金を第三者が解約したことを相手方が看過したとして損害賠償を請求。	
	金融機関の立場： 申立人には申立人名義の貯金以外については申立権限がない。また，貯金の解約手続きに関する関係文書は保存期間を過ぎ既に破棄されており，相手方としてこれ以上反証のしようがない。	
結果	不成立	
経過	第1回期日の際に双方の話を伺ったが，事実確認に大きな違いがあり，和解成立は困難であることから不調によりあっせん終了となった。	
審理期間・期日回数	審理期間：65日，期日回数：1回	
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

番号	愛知県③
申立年月日	2012年6月
終了年月日	2012年9月
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求
金融機関	農協
顧客	個人，男性
事案の概要	顧客の立場： 相手方職員の対応の遅れによりローン金利が上昇した差額分を請求。
	金融機関の立場： 相手方職員は申立人には連絡を怠っておらず，そもそも申立人は相談段階だったため，申し込みの事実，担当者の遅延行為は一切無い。
結果	不成立

経過	相手方出頭のもと，期日を開き事情を伺ったが，申立人本人が指定期日（第2回期日）に無断欠席の為，打ち切りとする。	
審理期間・期日回数	審理期間：103日，期日回数：2回	
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

番号	愛知県④
申立年月日	2012年9月
終了年月日	2012年11月
紛争の種類・金融商品	根抵当権抹消登記手続請求
金融機関	信用組合
顧客	個人，男性
事案の概要	顧客の立場： 相手方のために複数の不動産に共同根抵当権を設定したが，債務に対し限度額が過大であるとし，一部不動産についての根抵当権抹消を請求。申立人は一部土地・建物に対する担保解除を求めた。
	金融機関の立場： 相手方は火災保険の付保を条件に担保の一部解除に応じる旨主張。
結果	和解成立
経過	申立人が相手方に一部を支払い，担保を追加すること，不動産の一部について根抵当権抹消をする等の内容の和解成立となる。（東京弁護士会からの移管調停 東京⑤）
審理期間・期日回数	審理期間：77日，期日回数：2回
代理人	顧客：あり　　金融機関：あり

番号	愛知県⑤
申立年月日	2012年11月
終了年月日	2013年2月
紛争の種類・金融商品	株式購入代金返還請求
金融機関	証券会社
顧客	個人（夫婦）
事案の概要	顧客の立場： 夫が妻名義で行った株式取引を金融商品取引法施行後拒否されたとして購入代金の返還を求める
	金融機関の立場： 申立人の取引能力，理解力に問題があったわけでなく，さらに取引において違法な勧誘行為があったわけでもない。よって，当該取引を無効として買付け代金額を請求する申立人らの主張には応じられない。
結果	不成立
経過	双方出席の元，期日を開催したが，相手方が金銭的支払いに応じるつもりがないと表明しており申立人側より不調での手続終了を希望され，終了宣言にて手続終了となる。
審理期間・期日回数	審理期間：109日，期日回数：2回
代理人	顧客：なし　　金融機関：あり

番号	愛知県⑥
申立年月日	2012年12月
終了年月日	2013年2月
紛争の種類・金融商品	抵当権抹消事件
金融機関	信用金庫
顧客	個人，男性

事案の概要	顧客の立場: 民事再生手続を利用しようとする申立人所有不動産の抵当権の抹消を求める案件	
	金融機関の立場: あっせん仲裁手続に応じられないため不出頭。	
結果	不応諾(取下げ)	
経過	相手方不応諾であり，申立人のみで期日を開く。その後，申立人側が期日外で相手方に出頭を促すも結局応じないため，申立人が取下げて手続終了となる。	
審理期間・期日回数	審理期間:84日，期日回数:1回	
代理人	顧客:あり	金融機関:なし

【岐阜県弁護士会示談斡旋センター】

番号	岐阜県①	
申立年月日	2012年10月	
終了年月日	2013年1月	
紛争の種類・金融商品	亡母の定期預金について	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人	
事案の概要	顧客の立場: 亡母の定期預金(中途解約)口座の取引明細書の開示を求める。これまでに開示されたものは一部で他にも定期預金があるのではないかと考えている。本人署名以外の定期預金中途解約口座があれば返還を求める。	
	金融機関の立場: 取引明細書については平成24年6月△日，預金取引明細表等を渡している。開示した以外に定期預金はない。そのため，返還には応じられない(応じられるものがない)。	
結果	不成立	
経過	和解成立の見込みがないため不調終了。(東京弁護士会からの移管調停 東京⑧，当会では11月26日書類受付)	
審理期間・期日回数	期日回数:1回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

【広島弁護士会仲裁センター】

番号	広島①	
申立年月日	2012年9月	
終了年月日	2012年12月	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人，女性，90代	
事案の概要	顧客の立場: 亡妹の入院中，亡妹名義の預金が他人の名義に替えられたことに関し，相続人が不当な払戻しであるとして，損害賠償を求める。	
	金融機関の立場: 払戻しは，亡妹の意思によるものであり，そうでないとしても準占有者に対する弁済として有効である。損害賠償には応じられない。	
結果	不成立	
経過	双方の主張に隔たりが大きく，和解の見込みがない。 (第一東京弁護士会からの移管調停 第一東京⑦)	

審理期間・期日回数	審理期間:100日，期日回数:3回	
代理人	顧客:あり	金融機関:あり

【岡山弁護士会岡山仲裁センター】

番号	岡山①	
申立年月日	2012年6月	
終了年月日	2012年8月	
紛争の種類・金融商品	個人情報漏洩	
金融機関	農協	
顧客	個人，女性，40代	
事案の概要	顧客の立場: 顧客は通帳更新手続きを行った。その際に，金融機関担当者は顧客の姓が変わった事を知った。顧客の元夫と金融機関担当者の夫は同じ職場であり，金融機関担当者がその内容を伝えた為，元夫から養育費減額調停を起こされ，会社を休みながら出廷している。金融機関担当者は，業務上知り得た情報を外部に漏らした秘密漏洩にあたるため，厳重な処罰と謝罪を求める。	
	金融機関の立場: 金融機関の調査委員会が，該当職員本人と所属支店長を招集し，事実関係の詳細な調査を行った。その後，顧客本人及び関係者と面談し事実確認を行った。調査の結果，個人情報の漏洩を行った事実は無いことを確認した。	
結果	不成立	
経過	和解案を検討するも，和解困難となり手続き終了	
審理期間・期日回数	審理期間:65日，期日回数:1回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	岡山②	
申立年月日	2012年7月	
終了年月日	2012年9月	
紛争の種類・金融商品	保険金支払請求	
金融機関	保険会社	
顧客	個人，男性，60代	
事案の概要	顧客の立場: 顧客は追突事故を起こし傷害を負った。顧客加入の金融機関に対して，入院保険金及び手術保険金を請求したところ，入院保険金は下りたが，今回の外傷に対して行われた手術ではないとの理由で手術保険金は支払対象とならなかった。経年性の頸椎変性は認められるが，本件事故まで症状が出たことも治療も受けたことがない。事故の衝撃で症状が出現したと考えられるとの医師の診断書もある。事故との因果関係は認められ，手術保険金が支払われることが相当であると考える。	
	金融機関の立場: 頸椎に経年性変化は認められるが，今回の外傷によるあきらかな骨傷等は確認できないので，外傷に対して行われた手術ではないという理由で，保険金の支払対象とならない。	
結果	和解成立	
経過	金融機関が顧客に交通事故に伴う手術保険金として一定額を支払う内容の和解成立	
審理期間・期日回数	審理期間:35日，期日回数:1回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

【福岡県弁護士会紛争解決センター】

番号	福岡県①	
申立年月日	2012年10月25日	
終了年月日	2013年3月28日	
紛争の種類・金融商品	定期貯金払戻請求	
金融機関	農協	
顧客	個人	
事案の概要	顧客の立場: 顧客は金融機関職員の勧めで昭和56年に定期貯金を父親名義で作っていたところ，父親が死亡し，定期の名義変更を行ったが，その際に金融機関職員が誤って普通預金口座名義まで変更したため兄弟である他の相続人より異議申し立てがなされ貯金は父親名義に戻された。その後金融機関から連絡があり役員協議の結果，定期については申立人の貯金であると決定したが，当分そのまま貯金しておいて欲しいと言われた。その後，申立人は昭和63年に定期貯金の支払い請求を行ったが金融機関は支払いに応じなかった。その後も度々請求を行ったが父親の戸籍謄本・同意書を提出するよう言われ支払いに応じてもらえない。	
	金融機関の立場: 申立人が請求のために来店する都度相続手続きに則り戸籍謄本と同意書の提出を依頼してきた。当時の伝票等証拠となる資料がなく，父親名義の定期貯金を勧めた担当者と思われる職員も死亡し，申立人の貯金であるという事実確認ができないため，父親の貯金として相続手続きを依頼したもの。	
結果	和解成立	
経過	定期預金について実質的預金者が申立人であると認め，払戻請求に応じる	
審理期間・期日回数	審理期間:154日，期日回数:3回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

【鹿児島県弁護士会紛争解決センター】

番号	鹿児島県①
申立年月日	2012年8月
終了年月日	2012年10月
紛争の種類・金融商品	定期貯金の払い戻しの利息
金融機関	農協
顧客	個人，男性，70代
事案の概要	顧客の立場: 死亡した母親の葬儀代として，母名義の貯金から約90万円を払い戻し支払った。残りは払い出しできなかったため，顧客が立替払いした。その後残りの金額を払い戻し，葬儀代で立替払いした分を顧客名義の定期として農協に預け入れた。ところが，その定期貯金を法的措置もとらず払出し停止にされ，22年経ってようやく払戻しに応じてくれることになったが，その間農協は不当に払出しを停止しており，農協の提示した利息（2%台）では納得いかない。
	金融機関の立場: 死亡した母親の貯金につき，相続人である顧客から葬儀費用等の支払いを求められ，念書を徴求のうえ払出しに応じたが，他の相続人から異議申立てがあり，念書に基づき払出した相続貯金の返却を顧客に請求したが応じてもらえないままとなっている。申立ての対象となっている相続人名義の定期貯金は，相続貯金を払出した際，その一部を定期貯金として預けたものであり，相続貯金の一部であると考えているため，払出しの停止は正当な対応であり，顧客の請求を受け入れることはできない。このように長期化した原因は，相続貯金と認識しながら遺産分割協議を怠った申立人にあると考える。
結果	和解成立

経過	相手方が申立人に対し，定期貯金の残元金と解決金約10万円を支払うことで合意。	
審理期間・期日回数	審理期間：57日，期日回数：2回	
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	鹿児島県②
申立年月日	2012年9月
終了年月日	2012年10月
紛争の種類・金融商品	定期貯金の不当な解約に伴う正当な貯金者への回復
金融機関	農協
顧客	個人，男性
事案の概要	顧客の立場： 定期貯金の再発行及び解約・払戻し手続を，真の貯金者（名義人）への連絡・確認をせずに行ったことに納得がいかない。
	金融機関の立場： 顧問弁護士に，事務処理の正当性について，証書再発行時の保証人である義姉の話の内容や，当時，渉外担当者が実際に名義人に代わって貯金の管理をしていた義母から定期積金等の集金を行っていた状況等を説明・相談した結果，「当該定期証書の再発行及び解約・払戻し手続きは貯金者あるいは管理権限者である義母自身によってなされているので農協に責任はない」との見解である。
結果	不成立
経過	和解の成立の見込みがないため終了。
審理期間・期日回数	審理期間：45日，期日回数：1回
代理人	顧客：母親が代理人　　金融機関：なし

番号	鹿児島県③
申立年月日	2012年10月
終了年月日	2013年1月
紛争の種類・金融商品	証書を保有している定期貯金の解約
金融機関	農協
顧客	個人，女性
事案の概要	顧客の立場： 証書を保有している定期貯金を解約して，元金および利息を受け取りたい。金融機関はこの貯金が解約済であるというが，証書があるのに解約されているのは納得できない。金融機関職員が無断で解約を行ったのではないか。
	金融機関の立場： データを確認し，当該定期貯金は解約済であり，解約伝票については保存年限を過ぎて現存しておらず，誰が解約依頼したかは不明。これ以上調査を求められても同様の説明以外に方法はないと認識している。
結果	取下げ
経過	
審理期間・期日回数	審理期間：86日，期日回数：1回
代理人	顧客：父親が代理人　　金融機関：あり

【仙台弁護士会紛争解決支援センター】

番号	仙台①
申立年月日	2012年2月
終了年月日	2012年5月
紛争の種類・金融商品	貯金払戻（損害賠償）請求

金融機関	農協	
顧客	個人，女性	
事案の概要	顧客の立場： 金融機関担当者に定期預金口座の開設を依頼し約350万円を預けたが，その後担当者へ預金がどうなったか確認したところ担当者は預かっていないとの回答だった。預けた約350万円の返金を求める。	
	金融機関の立場： 別の口座開設の為に顧客の言う金額を授受した経緯があり，顧客はその口座の件と勘違いしていると思われる。	
結果	不成立	
経過	和解成立の見込みなしとして終了。	
審理期間・期日回数	審理期間：89日，期日回数：2回	
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

【山形県弁護士会示談あっせんセンター】

番号	山形県①	
申立年月日	2012年5月	
終了年月日	2012年9月	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求	
金融機関	農協	
顧客	個人，女性	
事案の概要	顧客の立場： 定期積金が満期になったため新たに積金契約をした際，担当者より普通貯金払戻請求書に署名押印をして欲しいと言われ，署名押印をしてしまった。その後，この普通貯金口座から身に覚えのない金員が払い戻されていることが判明したが，自分で払い戻したことも，農協側からこの金員を受け取ったこともない。なお，この普通貯金払戻請求書を後で確認したところ，自分の署名押印があるが，金額欄は担当者が代筆をしていた。	
	金融機関の立場： 新規積金の申込みを受けた際，普通貯金口座から金員を払い戻したいとの依頼があり，普通貯金払戻請求書に署名押印をしてもらった。その際，担当者が金額欄に記入したことは事実であるが，これは申立人の了解を得ていたものであるし，その後，担当者は，同払戻請求書と通帳を預かった上で金員の払戻をし，申立人に通帳と払い戻した現金を手渡している。	
結果	和解成立	
経過	金融機関側が一定金額を支払うという内容で和解をした。	
審理期間・期日回数	審理期間：約4か月，期日回数：3回	
代理人	顧客：子が代理人	金融機関：

【札幌弁護士会紛争解決センター】

番号	札幌①
申立年月日	2012年2月7日
終了年月日	2012年5月
紛争の種類・金融商品	不当利得返還請求・投資信託
金融機関	信用金庫
顧客	個人，男性，70代
事案の概要	顧客の立場： 顧客と金融機関の間の投資信託契約について，顧客は，預金目的しかなく，投資信託申込みの意思はなかったのであるから契約が成立していないとして，投資信託契約の解約払戻金の差額分につき不当利得返還請求を求めた。

事案の概要	金融機関の立場: 投資信託契約は顧客の希望によるもので契約に際しては様々なリスクを説明し，確認書にも署名・捺印をもらっている。また，取引残高報告書を3か月に一度送付しており，投資信託であることが分からないという状況は考えられない。リスクも説明しており，通常の契約が成立し，継続していたものであるため，請求には応じられないと述べた。	
結果	不成立	
経過	事実関係の殆どに双方の主張が対立しており調整の余地がないため不成立とした。	
審理期間・期日回数	審理期間:102日，期日回数:2回	
代理人	顧客:あり	金融機関:あり

番号	札幌②	
申立年月日	2012年3月14日	
終了年月日	2012年4月27日	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求・投資信託	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人，女性，60代	
事案の概要	顧客の立場: 顧客は，金融機関において，△△投資顧問が運用する投資信託をはじめ，すぐに損失が出たので，解約を申し入れたが，金融機関の助言により継続した結果，損失が拡大したため，損害金の半額余の賠償を求めた。	
	金融機関の立場: 顧客から度々「今解約したらいくらになるか」という照会があったことは事実であるが，明確な解約申入れを受けたことはない。手続に違法はなく当方が負担すべき問題ではないと思う。ただ，顧客に不満を持たれたということは至らない点があったと思うので今後改善していきたいと述べた。	
結果	和解成立	
経過	顧客は損害額の折半を希望していたが，調停人から金融機関が損害額の約2割を負担する和解案を提案し，その内容で和解した。	
審理期間・期日回数	審理期間:44日，期日回数:3回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	札幌③	
申立年月日	2012年7月11日	
終了年月日	2012年7月20日	
紛争の種類・金融商品	手形取引に関する紛争	
金融機関	信用金庫	
顧客	法人，男性，60代(※但し，直接の顧客ではない)	
事案の概要	顧客の立場: 手形詐欺などがあり，紛争が発生している。当該手形の支払場所である金融機関に紛争の相手方の情報等について問い合わせたが，金融機関は個人情報保護法の観点から情報を開示しなかった。手形管理がずさんである。	
	金融機関の立場: 紛争解決手段として顧客に金融ADR申立てを勧めた様である。	
結果	不受理	
経過	正副委員長が顧客に電話をし，金融ADRに適さず受理できないことを説明し，ご納得をいただいた。	
審理期間・期日回数	−	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	札幌④	
申立年月日	2012年7月20日	
終了年月日	2012年9月4日	
紛争の種類・金融商品	利息金請求	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人，女性，70代	
事案の概要	顧客の立場： 申立人が，相手方から，満期を迎えた相手方の金融商品につき，元金の支払いは受けたが，利息の支払いを受けていないとして，利息の返還を求めた。	
	金融機関の立場： 利息は交付済みであり，受取書徴求手続にも不備はなく，請求には応じないと述べた。	
結果	不成立	
経過	双方の主張が平行線であり，解決の糸口を見出すことができないため不成立で終了した。	
審理期間・期日回数	審理期間：46日，期日回数：1回	
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

センター紹介

札幌弁護士会紛争解決センター
仙台弁護士会紛争解決支援センター
山形県弁護士会示談あっせんセンター
福島県弁護士会示談あっせんセンター
東京弁護士会紛争解決センター
第一東京弁護士会仲裁センター
第二東京弁護士会仲裁センター
横浜弁護士会紛争解決センター
埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター
山梨県弁護士会民事紛争解決センター
新潟県弁護士会示談あっせんセンター
群馬弁護士会紛争解決センター
静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター
富山県弁護士会紛争解決センター
愛知県弁護士会紛争解決センター
愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター
岐阜県弁護士会示談斡旋センター
金沢弁護士会紛争解決センター
公益社団法人総合紛争解決センター
京都弁護士会紛争解決センター
兵庫県弁護士会紛争解決センター
奈良弁護士会仲裁センター
滋賀弁護士会和解あっせんセンター
和歌山弁護士会紛争解決センター
広島弁護士会仲裁センター
山口県弁護士会仲裁センター
岡山弁護士会岡山仲裁センター
石見法律相談センター
愛媛弁護士会紛争解決センター
福岡県弁護士会紛争解決センター
（天神弁護士センター・北九州法律相談センター・久留米法律相談センター）
熊本県弁護士会紛争解決センター
鹿児島県弁護士会紛争解決センター
沖縄弁護士会紛争解決センター

札幌弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

札幌弁護士会紛争解決センターは，当事者自身が納得できる解決を図ることが最善と考え，自律的な解決を，原則として3回以内の調停期日で，早期に実現することを目指しています。
調停人は，それぞれの経験あるいは専門分野を活かして，解決に努力しています。
特に専門性が高い医療ＡＤＲ及び金融ＡＤＲにおいては，当該事件専門の調停人候補者を確保したり，調停人の人数を工夫するなど，どの事件類型においても，公平中立で，かつ，早期の解決が実現できるように，センターと調停人が協力しています。
申立件数こそ多くありませんが，応諾率は約7割と高く，特に医療ＡＤＲでの応諾率の高さが，当センターの特色の一つといえます。

申立手数料　10，500円 ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円以下の場合　・・・　8%＋消費税 100万円を超え300万円以下　・・・　5%＋3万円＋消費税 300万円を超え3,000万円以下　・・・　1%＋15万円＋消費税 3,000万円を超える場合　・・・　0.5%＋30万円＋消費税 ※原則として，上記金額を申立人と相手方で折半する。 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用　申立手数料及び成立手数料以外の特別に要する費用が発生した場合には，調停人が定める額，納付時期及び負担割合に従い，紛争解決センターに納付する規則が存在する(専門員の意見書作成料・遠隔地における現場調停の交通費などを想定している。）。	

仙台弁護士会紛争解決支援センター

♪センター紹介♪

当センターでは，裁判まではしたくないけれど専門家に入ってもらって解決したいといった身の回りに起こった民事上のトラブルについて，経験を積んだ弁護士が仲裁人となり当事者双方の言い分をよく聞いた上で，和解による円満な解決をはかります。事案によっては建築士，不動産鑑定士等の専門家も協力します。審理期日は3回程度で，3ヶ月以内の解決を目指します。申立をご希望される方は，まず弁護士による法律相談をお受け下さい。その後申立人プレ審理→相手方プレ審理→第1回審理期日へと進んでいきます。

申立手数料　21,000円 但し，申立人の経済的事情によっては，猶予・減額・免除の規定あり。また，申立人プレ審理後審理不開始の場合は全額，相手方不応諾・期日開始前に申立取り下げの場合は半額を返還する。 ☑ 申立人のみ ☑ その他具体的に→　これ以外に期日手数料は不要	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☑ その他具体的に→　相手方のみ相手方手数料として第1回審理期日に10,500円納付。猶予等については申立手数料と同じ。
成立手数料　100万円までの場合　・・・　8%＋消費税 100万円を超え300万円までの場合　・・・　5%＋3万円＋消費税 300万円を超え3,000万円までの場合　・・・　1%＋15万円＋消費税 3,000万円を超える場合　・・・　0.5%＋30万円＋消費税 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☑ その他具体的に→　事件の難易度や当事者の経済的事情等，仲裁人の意見を聞いて30%の範囲内で増減又は免除できる規定あり。原則当事者で折半。	
その他必要な費用　・手続に要した速記，通訳，鑑定，翻訳等の実費 ・出張時の旅費および日当	

山形県弁護士会示談あっせんセンター

♪センター紹介♪

民事上のトラブルについて，弁護士が当事者双方の間に入って，話し合いによる解決のためのサポートを行います方法としましては，担当弁護士が，申立人と相手方の言い分をよく聞いた上で，法的観点からのアドバイスを行い，示談成立による解決を目指します。示談が成立した場合には，成立手数料と引き換えに示談書の作成を行います。

原則として，期日3回での解決を目指します。利用をご希望の場合は，示談あっせん申立書を提出してください。記載方法，書式につきましては，弁護士会窓口でご説明いたします。

訴訟や調停とは違い，担当弁護士が，形式にとらわれない柔軟な対応での問題解決を目指し，示談のあっせんを行います。

申立手数料　申立人　20,000円 ☐ 申立人のみ ☑ その他具体的に→　相手方が申立に応じる場合，10,000円	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円以下　・・・　8% 100万円～200万円　・・・　5%＋30,000円 200万円～500万円　・・・　3%＋70,000円 500万円～5,000万円　・・・　2%＋120,000円 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用　実費－現場検証等のために必要とされる旅費及び交通費	

福島県弁護士会示談あっせんセンター

♪センター紹介♪

ADRは紛争解決の新幹線です。経験豊かな弁護士があっせん員となって速やかな紛争解決に努めています。

1 センターの特色

全ての事件につき，法律家としての経験年数が5年以上の弁護士が関与し（事件によっては，各分野ごとに建築士等の専門委員も関与），当事者の話をよく伺った上で，これまでの経験を活かし，紛争の迅速（裁判所の調停と較べて期日が早く入ること，原則として，3回以内の期日での解決することを目指します），公正，妥当，柔軟な解決を図ります。

2 適する事件

原則として，受付にあたっては事件の種類による制限は設けていません。一般的には，不動産関係紛争，建築関係紛争，契約上のトラブル，交通事故，医療事故，近隣紛争，男女関係紛争（離婚，養育費等含む），職場内での紛争での利用が多いと見込まれています。

3 事件の申立

訴訟と比較すれば，簡易かつ安価であり，申立書の記載例も準備しております。足りない部分については，後から訂正できます。

申立手数料　21,000円（但し第1回示談あっせん期日前に手続が終了した場合又は相手方が第1回示談あっせん期日に出席しないために手続が終了した場合には，金15,750円を返還することができる。） ☐ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☑ その他具体的に→　相手方のみ応諾手数料として第1回期日に10,500円納付
成立手数料　金100万円以下の場合　・・・　8% 金100万円を超え金200万円以下の場合　・・・　5%＋3万円 金200万円を超え金500万円以下の場合　・・・　3%＋7万円 金500万円を超え金5000万円以下の場合　・・・　2%＋12万円 金5000万円を超え金1億円以下の場合　・・・　1%＋62万円 金1億円を超える場合　・・・　0.5%＋金112万円 （いずれも1000円未満切捨て） 算出のベース　☑ 紛争額　☐ 解決額 ☐ その他具体的に→　原則として，申立人・相手方にて折半	
その他必要な費用　出張等の旅費等の実費	

東京弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

東京弁護士会紛争解決センターは，平成6年7月に開設されました。
当センターへの申立には，あっせん申立（これは，あっせん人による和解のあっせんを求める手続）及び仲裁申立（仲裁合意がある場合に仲裁判断を求める手続）の二種類がありますが，いずれも，管轄の定めはなく，裁判に比べれば書式，添付書類等の要件も緩やかで，当事者本人においても簡単に申し立てることができます。また，事案の内容や当事者の都合にもよりますが，平均2ヶ月弱の期間に，2～3回の期日の開催による短期間で，和解あっせんが可能です。当センターのあっせん人及び仲裁人には経験豊富な弁護士のほか，社団法人日本技術士会，社団法人東京建築士会，社団法人家庭問題情報センター，日本公認会計士協会東京会，東京税理士会，東京都不動産鑑定士協会の専門家が就任し，事案の内容に応じて専門家の知識を利用した適正かつ迅速な解決が可能です。

申立手数料	10,500円（ただし，東京弁護士会の法律相談センターで法律相談を受けた場合は，5,250円） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料	あっせん・仲裁期日ごとに5,250円 ☐ 申立人のみ ☑ 申立人・相手方 ☐ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料	125万円未満の場合 ・・・ 8% 125万円以上500万円未満の場合 ・・・ 10万円 500万円以上1,500万円未満の場合 ・・・ 15万円 1,500万円以上1億円未満の場合 ・・・ 1% 1億円以上の場合 ・・・ 0.5%＋50万円 ※但し，東京三会医療ADR及び東京三会金融ADRは，東京三会の統一基準による。 算出のベース ☐ 紛争額 ☑ 解決額 ☐ その他具体的に→		
その他必要な費用	現場検証のための出張の旅費実費及び日当、鑑定費用		

第一東京弁護士会仲裁センター

♪センター紹介♪

仲裁がうまくいくかは，仲裁人に誰を選ぶかによって大きく変わってきます。第一東京弁護士会仲裁センターでは，仲裁人候補者として，様々な分野で経験豊かな弁護士(原則として10年以上の経験)や学識経験者等を名簿登載しております。 そして，この仲裁センターは，日常生活で起こりうる身近な紛争だけではなく，知的財産がからむ紛争のように秘密のうちに解決したい事件，建築や労災，金融や保険や医療といった専門的な知見が要求される紛争などについて，適正・迅速・低額に解決することを目指して運営されています。 そのため，当センターでは仲裁人の指名制度を導入しており，仲裁人候補者のプロフィールを第一東京弁護士会ホームページ（http://www.ichiben.or.jp/）上で公開しています。また，そのホームページからは，書式や規則等もダウンロードできるよう整備しており，より身近な仲裁センターであるための情報開示を心掛け，利用者が当会仲裁センターを利用しやすくなるよう常に努力をしています。

申立手数料	10,500円 ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料	5,250円 ☐ 申立人のみ ☑ 申立人・相手方 ☐ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料	金300万円までの部分 ・・・ 8% 金300万円を超え1,500万円までの部分 ・・・ 3% 金1,500万円を超え3,000万円までの部分 ・・・ 2% 金3,000万円を超え5,000万円までの部分 ・・・ 1% 金5,000万円を超え1億円までの部分 ・・・ 0.7% 金1億円を超え10億円までの部分 ・・・ 0.5% 金10億円を超える部分 ・・・ 0.3% 算出のベース ☐ 紛争額 ☑ 解決額 ☐ その他具体的に→		
その他必要な費用	鑑定費用，証人日当，現場検証のための仲裁人旅費日当およびその他の諸費用		

第二東京弁護士会仲裁センター

♪センター紹介♪

第二東京弁護士会仲裁センターは，1990年3月，弁護士会が運営する紛争解決機関としては最初に立ち上げられた民間ADR団体です。それまで揉め事の解決といえば裁判所の訴訟や調停でしたが，当センターは20年以上にわたり，民間ADR団体として紛争解決に大きな役割を果たしてきました。近時は，民間ADRに対するニーズの高まりにあわせて，2007年9月に「医療ADR」，2010年10月に「金融ADR」を，（東京三弁護士会の他会と協力しながら）それぞれ新設し，医療紛争，金融商品取引紛争の実態を良く知る弁護士を仲裁人候補者に加えることで，医療紛争，金融商品取引紛争に関する問題についても充実した仲裁・和解あっせんを行えるようにしました。また，2010年3月には，当会多摩支部（弁護士会多摩支部会館・立川市）にて，多摩地区におけるADRのニーズにも対応できる体制を整えました（ただし，申立ては霞が関で行っていただく必要があります。）。
言うまでもなく，世の中の流れは，「官」から「民」へ，「官業」から「民業」の競争的共存の時代に移っています。司法（＝紛争解決）の世界でもこの流れは同じです。管轄を問わない（どこに住んでいる人でも利用できる），気軽に現地に出かける，一級建築士，カウンセラー，土地家屋調査士などの専門家を活用できるなど，民間だからこそできる機動的・柔軟な手続運営と納得のできる解決が特色です。

申立手数料　10,500円 ☑ 申立人のみ ☑ その他具体的に→ ただし，第二東京弁護士会の法律相談センターで法律相談を受けた場合は，5,250円	期日手数料　5,250円 ☐ 申立人のみ ☑ 申立人・相手方 ☐ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料

300万円までの部分	・・・ 8%
300万円を超え1,500万円までの部分	・・・ 3%
1,500万円を超え3,000万円までの部分	・・・ 2%
3,000万円を超え5,000万円までの部分	・・・ 1%
5,000万円を超え1億円までの部分	・・・ 0.7%
1億円を超え 10億円までの部分	・・・ 0.5%
10億円を超える部分	・・・ 0.3%

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額
☐ その他具体的に→

その他必要な費用　遠隔地に出張して期日開催の場合
○出張日当：期日開催場所までの距離と拘束時間により，あっせん人等5～9万円，補助者等2万5千円～4万5千円（いずれも税別）。
○交通費・宿泊費：実費

横浜弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

当センターは，平成7年3月に開設され，簡易・迅速・公平をモットーに損害賠償，建築紛争，近隣紛争，交通事故，相続，離婚等民事紛争全般の解決を取り扱っています。あっせん人・仲裁人は，法曹経験豊かな当会の弁護士が担当します。事案によっては建築士等他の分野の専門家が加わることがあります。当センターは，平成20年3月，ADR法（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）に基づく法務大臣の認証を取得しました。これにより，和解あっせん手続において，時効中断効や調停前置の特則等が認められ，市民の方にとってより利用し易くなりました。パンフレット，申立書の書式等は当会に備え置きしてあるほか，当会のホームページ（http://www.yokoben.or.jp/）からもダウンロードできます。お問い合わせは，電話045-211-7716まで。

申立手数料　10,500円（相談センターでの有料相談経由の時は，5,250円） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料　10,500円 ☑ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☐ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料

100万円以下の場合	・・・ 8%（但し，最低5万円）
100万円を超え300万円以下の場合	・・・ 5%
300万円を超え3,000万円以下の場合	・・・ 3%
3,000万円を超える場合	・・・ 1%

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額
☐ その他具体的に→

その他必要な費用　鑑定費用，測量費用，現地調査の旅費及び日当その他の費用

埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター

♪センター紹介♪

示談あっせんセンターでは，友達に貸したお金が返ってこない。家賃を値上げしたい。家賃の値上げを要求された。屋根を修理した代金を払ってくれない。などの裁判をすれば解決できるかもしれませんが，「裁判はどうも。」と思っている方のために，経験豊富な弁護士が，時間をかけて双方の言い分を聞き，公正，慎重に判断して，話し合いによる早期・円満解決をはかります。申立は，所定の用紙に必要事項を書き入れるだけです。

申立手数料　なし ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→　申立手数料は無料。申立時に郵券代3,150円を納付	期日手数料　5,250円 ☐ 申立人のみ　☑ 申立人・相手方　☐ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　申立人と相手方の負担割合を決めて支払っていただきます。 示談あっせん成立手数料（抜粋）　(　)内は成立手数料 経済的利益の価格 20万円まで　・・・（10,500円） 21万円～30万円まで　・・・（15,750円） 31万円～50万円まで　・・・（26,250円） 51万円～70万円まで　・・・（36,750円） 算出のベース　☐ 紛争額　☐ 解決額 ☑ その他具体的に→　経済的利益の額をベースに算出	
その他必要な費用	

山梨県弁護士会民事紛争解決センター

♪センター紹介♪

平成14年6月に設立して以来，約20件の和解あっせん事件を取り扱っており，半数以上が解決しています。和解あっせん申立を経験された方には，専門家が解決にあたっており，多額の費用を要することなく早期に的確な解決が図れると好評です。現時点では申立件数が多くありませんので，いつでも受付を受理し，すぐに審理を開始することが可能です。多くの方の利用をお待ちしています。

申立手数料　10,500円（消費税込） （弁護士会の有料相談を経由した場合は，申立費用が5,250円） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円以下の部分　・・・ 8% ～300万円以下の部分　・・・ 5% ～3,000万円以下の部分　・・・ 3% ～1億円以下の部分　・・・ 1% 1億円を超える部分　・・・ 0.5% 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用	

群馬弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

群馬弁護士会紛争解決センターは、平成24年8月31日に設立されました。期日を土日に開催したり、あっせん委員の事務所での開催も可能にするなど、ADRの柔軟性を最大限に発揮しようと考えております。設立後、平成24年度は15件の申立がありました。当センターのイメージキャラクターは、「スパット君」。その名のとおり、簡易、迅速、公正、秘密厳守をモットーとして、市民の皆様にとって使い勝手のいい紛争解決機関を目指します。なお、当センターを利用される場合には、弁護士による紹介状が必要になりますので、事前に弁護士による法律相談をお受け下さい。

申立手数料　10,500円 ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円以下の場合 ・・・ 8%＋消費税 100万円を超え300万円以下の場合 ・・・ 5%＋3万円＋消費税 300万円を超え3,000万円以下の場合 ・・・ 1%＋15万円＋消費税 3,000万円を超える場合 ・・・ 0.5%＋30万円＋消費税 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用	

新潟県弁護士会示談あっせんセンター

♪センター紹介♪

新潟県弁護士会所属の，法曹経験5年以上の弁護士が「親切・円満・迅速」に解決します。斡旋では斡旋員の弁護士から具体的な示談案（解決案）が提示され，双方が合意すれば，斡旋弁護士を含めた三者で署名押印した和解契約書を取り交わします。かかる費用は申立手数料の12,000円（消費税別）と成立手数料のみで，費用負担も少なく使いやすい制度でになっています。平成23年に，金融ADRも設立されました。申立を希望される方はお気軽に事務局へ問い合わせください。

申立手数料　12,600円 ☑ 申立人のみ ☑ その他具体的に→ ただし，申立手数料は，申立人及び相手方の合意で定める者が納付することができる。	期日手数料 ☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　申立人と相手方の負担割合は，当事者の了解を得て示談あっせん員が定める 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☑ その他具体的に→ 和解金を経済的利益の額とし，紛争の価格を訴額とした場合の，訴状，控訴状および上告状の貼用印紙を合計額相当額の半額を成立手数料とする。	
その他必要な費用	

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

♪センター紹介♪

平成19年3月より，紛争に悩む市民の方への新たな法的サービスとして静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターを開設いたしました。「裁判よりも手軽でスピーディー，調停よりも専門的」をモットーとして，紛争の早期かつ妥当な解決を目指しております。静岡，沼津，浜松の弁護士会各支部であっせん・仲裁をおこなっており，地域の実情に照らした適切な紛争処理が実現できるように配慮しております。広報活動も市町村の市民相談窓口へのパンフレット送付，静岡県弁護士会提供のラジオ番組でのPR等積極的に行っており，今後とも市民の皆様方に幅広く利用して頂けるよう努力して参ります。

申立手数料　10,500円 ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料

100万円以下の場合	・・・	8%
100万円を超え200万円	・・・	5%＋3万円
200万円を超え500万円未満	・・・	3%＋7万円
500万円を超え5,000万円未満	・・・	2%＋12万円
5,000万円を超え1億円未満	・・・	1%＋62万円
1億円を超える場合	・・・	0.5%＋112万円

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額
☐ その他具体的に→

その他必要な費用

富山県弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

当センターは，経験豊富な弁護士があっせん人となり，申立人と相手方の言い分をよく聞いた上で，話し合いにより紛争を解決することを目指し，平成20年4月1日から業務を開始しております。
金銭トラブル，借地借家，交通事故，家族間の紛争，消費者被害，医療事故，犯罪被害弁償，賃金不払いなど，身の回りに起こった民事上のトラブルについて，裁判や調停はしたくない，話し合いで解決したいときに利用してください。
申立ては，紛争の要点などを記載した申立書を提出する必要があります。書き方がわからない場合は，弁護士による法律相談を受けられる方がよろしいでしょう。
あっせん人は，申立人や相手方からていねいに事情を聞き，紛争の要点を把握した上で，紛争の解決に向けて話し合いをリードし，3回程度の期日で解決を図るよう努めます。
下に記したように費用はかかりますが，弁護士に依頼し，裁判で解決する場合に比べると低廉になっております。
当センターは，「親切」，「円満」，「早期」をモットーにトラブルの解決を目指しています。民事トラブルを抱えた人には身近な解決方法としてご活用頂けるものと思います。

申立手数料　1件　10,500円（消費税込み） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→　平成26年3月31日まで期日手数料無料

成立手数料

100万円以下	・・・	8万円
100万円超，300万円以下	・・・	5%＋3万円
300万円超，3,000万円以下	・・・	3%＋9万円
3,000万円超，3億円以下	・・・	2%＋39万円
3億円超	・・・	1%＋339万円

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額
☐ その他具体的に→

その他必要な費用

愛知県弁護士会紛争解決センター＆
愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター

♪センター紹介♪

ちょっとした法律上のトラブルがあり，裁判をするまでもないが当事者間では話がまとまらない，そんなときに最適な制度です。
ベテラン弁護士の中から選ばれたあっせん・仲裁人が双方からよく事情を聞き，話し合いによる解決を目指します。あっせん・仲裁人は，適宜，解決を目指して，解決の方向性を提案するなどしている（和解のあっせん）ほか，当事者双方があっせん・仲裁人の判断に解決を委ねることを了承すれば，あっせん・仲裁人が解決策（仲裁判断）を提示します。
原則として事件の金額・種類は問いません。愛知県弁護士会では，平成9年4月から裁判外紛争解決機関としてスタートさせ，平成20年6月にはADR法に基づく法務大臣の認証を取得しました。平成24年度は応諾率64.4%，解決率44.8%（応諾事件解決率69.5%）です。
なお，平成24年度は，制度発足から15年目にあたり，平成24年12月22日（土）に15周年記念行事を開催しました。

申立手数料　10,500円 ☑ 申立人のみ ☑ その他具体的に→ 特別の事情がある場合は申立手数料を減免することができる。	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☑ その他具体的に→
成立手数料 100万円までの場合 ・・・ 8%×0.8 100万円を超え200万円までの場合 ・・・ （5%＋3万円）×0.8 200万円を超え500万円までの場合 ・・・ （3%＋7万円）×0.8 500万円を超え5,000万円までの場合 ・・・ （2%＋12万円）×0.8 5,000万円を超え1億円までの場合 ・・・ （1%＋62万円）×0.8 1億円を超える場合 ・・・ （0.5%＋112万円）×0.8	
算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☑ その他具体的に→ 申立人と相手方で按分して支払うが，その負担割合は，あっせん・仲裁人が決定する。また，特別の事情があるときは減額又は免除されることもある。	
その他必要な費用	

岐阜県弁護士会示談斡旋センター

♪センター紹介♪

民事上のトラブルについて，弁護士が当事者双方の間に入って，解決のためのサポートを行います。訴訟や調停とは違い，担当弁護士が，形式にとらわれない柔軟な対応での問題解決を目指します。

申立手数料　10,000円 ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料　双方から5,000円（第1回期日は無料） ☐ 申立人のみ　☑ 申立人・相手方　☐ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料 100万円以下の場合 ・・・ 8% 100万円を超え200万円以下の場合 ・・・ 5%＋3万円 200万円を超え500万円以下の場合 ・・・ 3%＋7万円 500万円を超え5,000万円以下の場合 ・・・ 2%＋12万円 5,000万円を超え1億円以下の場合 ・・・ 1%＋62万円 1億円を超える場合 ・・・ 0.5%＋112万円	
算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用	

金沢弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

裁判によらずに当事者間の紛争を解決するために平成23年4月1日に開設された紛争処理機関です。弁護士が「あっせん人」となって，公正・中立の立場で当事者から事情をお聞きし，当事者双方の合意（和解）による解決を目指します。

申立手数料　21,000円（消費税込み） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円以下の場合 ・・・ 8%＋消費税 100万円を超え300万円以下の場合 ・・・ 5%＋3万円＋消費税 300万円を超え3000万円以下の場合 ・・・ 3%＋9万円＋消費税 3000万円を超え3億円以下の場合 ・・・ 2%＋39万円＋消費税 3億円を超える場合 ・・・ 1%＋339万円＋消費税 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用　通訳料，鑑定・出張料	

公益社団法人総合紛争解決センター

♪センター紹介♪

当センターは，裁判と並ぶ魅力的な紛争解決機関になることを目指し，各種専門家団体，経済団体，消費者団体，自治体等が参加して設立した公益社団法人です。このような多種多様な参加団体が一緒にADR機関を設立したのは，全国で初めてで，ADR法促進法に基づく法務大臣の認証も受けています。

司法関係者にとどまらず，紛争の内容に応じ，それぞれの専門分野の方々が和解あっせん人，仲裁人として関与することにより，公正，迅速，低費用で解決を得られることを目指して，「和解あっせん手続」と「仲裁手続」の二つの手続を実施していますので，是非ご利用ください。

なお，当センターでは，専門士業等による「申立補助制度」を実施しております。「申立補助制度」は申立を希望する方に，専門士業等が申立書の書き方や必要書類のアドバイスをするもので，相談料は無料です。

詳細は，当センターまでお電話でお問合せください（電話番号：06-6364-7644）。

申立手数料　10,500円（税込） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　※その他，詳細についてはお問い合わせください。 100万円未満 ・・・ 15,000円 100万円以上200万円未満の場合 ・・・ 20,000円 200万円以上500万円未満の場合 ・・・ 30,000円 500万円以上1,000万円未満の場合 ・・・ 50,000円 1,000万円以上5,000万円未満の場合 ・・・ 100,000円 5,000万円以上1億円未満の場合 ・・・ 300,000円 1億円以上1億5,000万円未満の場合 ・・・ 500,000円 （以下，5000万円ごとに，250,000円を加算） 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用　鑑定又は出張する場合 鑑定費用：実費，交通費：実費，日当等：実費	

京都弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

これまで紛争解決制度としては，裁判所による裁判や調停が唯一の方法でした。しかし，社会や人間関係が複雑化するに従い，そこに生起する紛争も複雑・多様化してきましたので，種々の紛争パターンの応じた紛争解決制度が求められるようになりました。また，簡易・迅速な紛争解決制度があれば，法律相談業務において相談事件の中で簡易・迅速な紛争解決に適する事件について，そのような制度を相談者の皆様に提示することができ，相談業務を一層充実，強化することになります。そこで，京都弁護士会では2000年10月，民事紛争を簡易・迅速に解決する制度として「京都弁護士会仲裁センター」を発足させました。そして，2007年4月より，名称を「京都弁護士会紛争解決センター」に変更しました。2007年11月には，ADR法の認証も取得しました。時効中断効などの法上の効果も付与されました。管轄を限定するものでなく，京都府外の方でも広く利用できますので，皆様もぜひご利用下さい。

2010年10月から，京都府南部宇治市でも紛争解決(ADR)が利用できるようになりました。京都府宇治総合庁舎で，紛争解決の期日（面談）を開催しています。既に2件の解決事例があります。

また，京都府北部京丹後市の丹後法律相談センターでも，紛争解決(ADR)が利用可能です。

申立手数料　10,500円 ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円以下の部分 ・・・ 8.4% 100万円を超え300万円以下の部分 ・・・ 5.25%＋31,500円 300万円を超え3000万円以下の部分 ・・・ 1.05%＋157,500円 3000万円を超える部分 ・・・ 0.525%＋315,000円 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用	

兵庫県弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

取扱対象事件は，和解あっせんに適する民事事件一般です。離婚，相続などの家事事件もこの中に含まれます。なお，多重債務者問題（サラ金，クレジットの債務整理など）については当面は取扱いません。

和解あっせん申立の方式は，法律相談を経た場合，または，弁護士が代理人となって申し立てる場合に限られます。

（1）申立手数料

申立時に2万円（消費税別）を納付していただきます。ただし，兵庫県弁護士会総合法律センターの有料法律相談を受け，その担当弁護士の紹介を得て申立をしたときは，法律相談料相当額を差し引いた額になります。

（2）成立手数料

1. 和解成立時に納付します。（原則として当事者折半。）
2. 和解契約により解決された経済的利益の額に応じて，その0.5%から8%を基準として算定します。
3. 申立人もしくは相手方が貧困であるとき，または特別な事情のあるときは，あっせん委員の意見に基づき，運営委員会が成立手数料を減免することがあります。

平成20年9月に，裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）に基づく法務大臣の認証を取得しました。

申立手数料　21,000円（ただし，申立人が本会総合法律センターの有料相談を受け，その担当弁護士の紹介を得て申立てをした場合は，法律相談料相当額を減額する） ☑ 申立人のみ ☑ その他具体的に→ 利用について協定を結んでいる神戸銀行協会などの団体を通じて申込みがあった場合，申立ての手数料はその団体が負担する	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円以下の部分 ・・・ 8% 100万円を超え300万円以下の部分 ・・・ 5% 300万円を超え3,000万円以下の部分 ・・・ 1% 3,000万円を超える部分 ・・・ 0.5% 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用　当事者は手続手数料以外の鑑定費用，交通費その他の和解あっせんに要する実費を，あっせん委員が定める額，納付時期及び負担割合に従い，紛争解決センターに支払う。	

奈良弁護士会仲裁センター

♪センター紹介♪

奈良弁護士会所属の経験豊富な弁護士が和解あっせん人として関与し，法的紛争の適切・迅速な解決を目指します。
特に，犯罪被害に関する損害賠償額の調整，隣人とのトラブル，不貞行為やセクシャルハラスメントの損害賠償請求など，当事者同士では妥当な着地点を見出すことが困難な紛争に有効です。
なお，ご利用にあたっては弁護士の紹介状が必要になりますので，まずはお近くの法律事務所，地方公共団体の無料法律相談などで弁護士による法律相談を受けてください。

申立手数料　10,000円 ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円以下の場合 ・・・ 8% 100万円を超え300万円以下の場合 ・・・ 5%＋3万円 300万円を超え3,000万円以下の場合 ・・・ 1%＋15万円 3,000万円を超える場合 ・・・ 0.5%＋30万円 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用　審理のため必要な鑑定料，旅費交通費等の実費	

滋賀弁護士会和解あっせんセンター

♪センター紹介♪

滋賀弁護士会和解あっせんセンターでは，同弁護士会所属の経験豊富な弁護士があっせん人となり，和解あっせん手続を主宰して，公平・中立な立場から，紛争当事者間の話し合いを促す形で，法的紛争の適切かつ迅速な解決を図ります。手続の対象となる法的紛争は，当事者の和解による解決が可能な民事・家事紛争全般で，各種の損害賠償請求事件や，家庭内のトラブル，金銭トラブル，労使間のトラブルなど，様々な紛争を扱います。特に，迅速な解決が必要なケース，当事者間の感情的な対立が激しいケース，非公開の手続で話し合いを行いたい場合などに有効な手続です。なお，手続の利用にあたっては，弁護士からの紹介状が必要となるため（弁護士が代理人として申し立てる場合は除く），まずは弁護士会や各法律事務所などが実施している法律相談をお受けください。

申立手数料　21,000円（消費税込み） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円以下 ・・・ 8万4000円 100万円超300万円以下 ・・・ 5.25%＋3万1500円 300万円超3000万円以下 ・・・ 3.15%＋9万4500円 3000万円超3億円以下 ・・・ 2.1%＋40万9500円 3億円超 ・・・ 1.05%＋355万9500円 （いずれも消費税込） 算出のベース　☑ 紛争額　☐ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用　鑑定費用，現場検証のためのあっせん人の旅費日当その他の諸費用	

広島弁護士会仲裁センター

♪センター紹介♪

弁護士が「あっせん・仲裁人」となり，申立人と相手方の言い分をよく聞いたうえで，公平・中立な立場から，妥当な解決を図れるようアドバイスしたり仲裁判断をして，できるだけ短時間でトラブルを解決します。
事案の種類は問いません。各種の事故の損害賠償，金銭トラブル，家庭内のトラブル，相続問題，従業員の解雇をめぐるトラブルなど，様々なトラブルの解決に幅広く利用できます。平成22年1月より新たに医療ADRが設置され，医療をめぐる紛争も扱うようになりました。
相手方があっせん・仲裁に応じると，３回程度の期日（期間にして３ヶ月程度）で解決するように努力します。期間が短い分，1回の期日ごとに充分な時間をかけて双方の言い分をよく聞きます。
費用は申立てに10,500円，解決時に成立手数料をお支払いいただきます。
申立てには，まず弁護士による法律相談を受けていただき，そこで仲裁手続き等についてアドバイスを受けられた後，申立てをしていただくことになります。

申立手数料	10,500円（申立時に半分，期日が開催されたら残り半分を支払い） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料	☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料	100万円未満の場合 ・・・ 8.4%（ただし，最低額を52,500円とする） 100万円以上300万円未満の場合 ・・・ 5.25%＋31,500円 300万円以上3,000万円未満の場合 ・・・ 1.05%＋157,500円 3,000万円以上の場合 ・・・ 0.525%＋315,000円		
算出のベース	☐ 紛争額 ☑ 解決額 ☐ その他具体的に→		
その他必要な費用	審理のため必要な鑑定料，旅費交通費等の実費		

和歌山弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

昨今，社会における人間関係の変化や紛争の複雑化を背景として，これらに対応できる，市民にとって身近で利用しやすい紛争解決手続きが求められています。
そこで，和歌山弁護士会では，相談から解決までを見通せる制度として平成２５年４月１日から「和歌山弁護士会紛争解決センター」を設立いたしました。
「和歌山弁護士会紛争解決センター」では，経験豊かな弁護士があっせん人となり，公正な立場に立ちつつ当事者の主張に傾聴し柔軟な手続運営を行うことにより，公正・迅速かつ妥当な紛争解決を強力にサポートいたします。
取り扱う事案としては，広く和解あっせんに適する民事事件一般を対象としています。例えばお金の貸し借り，隣地とのトラブル，離婚や相続など，さまざまな法律上のトラブルの解決にご利用いただけます。
「和歌山弁護士会紛争解決センター」への申立は，「弁護士が代理する」か，「弁護士による法律相談を経た上でその弁護士による紹介状を添付する」ことが必要になります。弁護士による法律相談については，和歌山弁護士会ホームページの「弁護士に相談したい」をご参照いただくか，和歌山弁護士会までお電話にてお問い合わせください。
申立の方法や，申立書，紹介状の書式は，和歌山弁護士会のホームページにも掲載されておりますので，そちらもご参照ください。

申立手数料	10,000円（税別） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料	☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料	100万円以下の場合 ・・・ 8% 100万円を超え300万円の場合 ・・・ 5%＋30,000円 300万円を超え3,000万円の場合 ・・・ 1%＋150,000円 3,000万円を超える場合 ・・・ 0.5%＋300,000円 ※いずれも税別。		
算出のベース	☐ 紛争額 ☑ 解決額 ☑ その他具体的に→ 原則として当事者間で折半してお支払いいただきます。		
その他必要な費用	事件の審理に必要な鑑定料，旅費等が発生した場合はその実費を当事者にご負担いただきます。		

山口県弁護士会仲裁センター・行政仲裁センター山口

♪センター紹介♪

【山口県弁護士会仲裁センター】
山口県弁護士会仲裁センターでは，当会の会員の弁護士が仲裁人となって，申立人と相手方の双方の言い分をよく聞いたうえで，話合いによる問題解決（和解）を目指すものです。お金の貸し借りや借地・借家のトラブル，交通事故の損害賠償，建築をめぐるトラブル，離婚問題，遺産問題，境界，日照など，隣人間のトラブル，解雇・セクハラ問題など，さまざまな事案に幅広くご利用できます。また，事案によっては，弁護士である仲裁人のほか，医師，歯科医師，行政書士，不動産鑑定士，建築士，社会保険労務士，土地家屋調査士などの専門家が弁護士と共同して和解のあっせんや仲裁を行います。申立てには弁護士からの紹介状が必要になりますので，まずは，最寄りの法律相談センターにて弁護士とご相談ください【事前予約制：0570-064-490（←県内法律相談センター統一電話番号）。
【行政仲裁センター山口】
行政仲裁センター山口では，地方公共団体と住民などとの間で生じた紛争について，弁護士が仲裁人として関与し，話し合いによる解決を促します。山口県弁護士会との間で協定を締結している地方公共団体については，山口県弁護士会ホームページをご覧ください。

申立手数料　10,000円 ☑ 申立人のみ ☑ その他具体的に→ 行政仲裁センター山口では，自治体負担。	期日手数料　5,000円 ☐ 申立人のみ ☑ 申立人・相手方 ☐ 不要 ☑ その他具体的に→ 行政仲裁センター山口では，自治体負担（20,000円）。

成立手数料
- 100万円以下の場合 ・・・ 8%
- 100万円を超え300万円以下の場合 ・・・ 5%＋3万円
- 300万円を超え3,000万円以下の場合 ・・・ 1%＋15万円
- 3,000万円を超える場合 ・・・ 0.5%＋30万円

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額
☑ その他具体的に→ 原則，当事者双方で折半。

その他必要な費用　例えば弁護士法23条の2に基づく照会費用など実費がかかる場合は，その利益を受ける当事者（双方の利益のために行われた場合は折半）で実費額を負担。

岡山弁護士会　岡山仲裁センター ＆行政仲裁センター岡山＆医療仲裁センター岡山

♪センター紹介♪

『岡山仲裁センター』
　岡山仲裁センターでは，弁護士が仲裁人となって紛争解決のお手伝いをします。当事者の方が自主的に紛争を解決する能力を発揮できるようサポートするのです。そのことによって，法的に妥当なだけでなく，当事者の心情にあった解決を目指しています。また，事案によっては，建築士，税理士，不動産鑑定士，カウンセラー，土地家屋調査士，社会保険労務士，司法書士の方にも仲裁人に加わっていただくことも可能です。建築紛争や税金のからむ紛争，遺産分割において不動産の評価が問題となる事案，心情的に複雑な事情がある事案など，弁護士以外の各専門家の協力のもと，妥当な解決を目指します。
『行政仲裁センター岡山』
　行政仲裁センター岡山は，平成19年3月に設立された，行政紛争の解決にあたるためのADR（裁判外紛争処理機関）です。行政紛争について，仲裁人が自治体の地区内に赴いて，自治体・住民・仲裁人の三者が，話し合いによって，問題が解決（和解）するよう努力しています。当事者の合意があれば，仲裁判断も行います。
『医療仲裁センター岡山』
　医療仲裁センター岡山は，医療機関側と患者側との間で生じた全てのトラブル（医療トラブル）について，双方の話し合いによる真に納得のいく解決をはかるため，平成21年9月に設立されたADR機関です。事案によっては，中立の立場の医師も弁護士と共に仲裁人として和解あっせんに加わります。また，医学上の専門的知見が必要な場合，複数の専門医（医療専門員）から意見を述べてもらうこともあります。

申立手数料　10,500円 ☑ 申立人のみ ☑ その他具体的に→ 行政仲裁センター岡山は，自治体負担。医療仲裁センター岡山では，患者側が医療機関側を通じて申し立てた場合，医療機関側負担。	期日手数料　5,250円（行政仲裁センター岡山・医療仲裁センター岡山は10,500円） ☐ 申立人のみ ☑ 申立人・相手方 ☐ 不要 ☑ その他具体的に→ 行政仲裁センター岡山は，自治体負担。医療仲裁センター岡山では，患者側が医療機関側を通じて申し立てた場合，医療機関側負担。

成立手数料
- 100万円以下の場合 ・・・ 8%
- 100万円を超え300万円以下の場合 ・・・ 5%＋3万円
- 300万円を超え3,000万円以下の場合 ・・・ 1%＋15万円
- 3,000万円を超える場合 ・・・ 0.5%＋30万円

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額
☑ その他具体的に→ 原則として，当事者双方折半。

その他必要な費用　弁護士法23条2項の取り寄せ料1件　3,500円等

石見法律相談センター

♪センター紹介♪

石見法律相談センターのあっせん・仲裁事業については，平成23年度をもって無期限で業務停止中。

申立手数料　10,000円 ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料　5,000円 ☐ 申立人のみ ☑ 申立人・相手方 ☐ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円以下の場合 ・・・ 8% 100万円を超え300万円以下の場合 ・・・ 5%＋3万円 300万円を超え3,000万円以下の場合 ・・・ 1%＋15万円 3,000万円を超える場合 ・・・ 0.5%＋30万円 算出のベース　☑ 紛争額　☐ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用	

愛媛弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

四国で初めての弁護士会ＡＤＲとして，平成18年8月7日に開設されました。短期間に，合理的な費用で，公正でお互いが満足できるような解決を支援することをモットーとしています。
当センターでは，当会所属弁護士の約4割が調停人候補者として名簿登録しており，経験豊かな弁護士が，当事者自らがトラブルを解決しようとする力を手助けし，柔軟な解決を手助けいたします。
また，平成22年3月からは，複数人の医療問題に詳しい弁護士を調停人とした医療ＡＤＲも開始いたしました。
原則として，申立には弁護士による法律相談を経て，紹介状が必要となりますが，金融機関等との紛争に関しては，不要となります。

申立手数料　21,000円 ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円までの場合 ・・・ 8%（但し，5万円を下限とする。） 100万円を超え300万円までの場合 ・・・ 5%＋3万円 300万円を超え3,000万円までの場合 ・・・ 1%＋15万円 3,000万円を超える場合 ・・・ 0.5%＋30万円 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☑ その他具体的に→ 事案の内容により成立手数料を30%の範囲内で増額又は減額することができる	
その他必要な費用　専門委員－1件あたり2万円 意見書や測量図等の書面を作成していただいた場合には，実費か増額になるか運営委員会で決める	

福岡県弁護士会紛争解決センター＆
北九州法律相談センター＆久留米法律相談センター

♪センター紹介♪

福岡県弁護士会紛争解決センターでは，お金の貸し借りや各種事故の損害賠償請求，家庭内のもめごとやご近所とのいざこざ，相続問題，従業員の解雇をめぐるトラブル，不動産の明渡請求，欠陥住宅問題や医療事故問題等，あらゆる紛争を迅速に解決することを目標にしています。

当センターに対し紛争解決の申立をしていただくためには，弁護士による法律相談の後，申立書をご提出いただく必要がありますが，申立書は，福岡県弁護士会が県内各地に設置している法律相談センターなどに備えつけてあり，誰でも簡単に記入することができるようになっています。申立書の受付など事務取扱は，現在，天神弁護士センター（092-741-3208番），北九州法律相談センター（093-561-0360番），久留米法律相談センター（0942-30-0144番）の３カ所で行っています。仲裁人はすべて弁護士で，福岡県弁護士会に所属するベテラン弁護士を中心に構成されています。

平成21年10月からスタートした医療ＡＤＲでは，患者側の事情に通じた仲裁人１名，医療機関側の事情に通じた仲裁人１名を加え，原則合計３名で対応することにしています。

また平成23年3月29日付で法務大臣からの認証を受けたことに伴い，一定の条件の下での時効中断効や調停前置主義が原則とされる訴訟（賃料増減額請求訴訟，離婚等の人事訴訟）において，調停を経ることなく訴訟を提起できるという効果が付与されました。

さらに当会と協定書を締結している金融機関を相手とする紛争については，金融機関があっせん・仲裁人の提示する特別調停案を受諾する義務を負担することを主な特色とする金融ADRの運用も開始しております。

弁護士以外の専門家の助言を要する場合は，そのような専門家の協力を得ることもできます。当センターは，早くそして適正に紛争を解決したいという市民の皆様のご希望に添いたいと心から考えています。どうぞお気軽にご相談ください。

申立手数料	10,500円（ただし，申込者の資力によっては，猶予・減額・免除の規定あり。また仲裁期日が一度も開催されず終了したときは半額を申立人に返金する） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料	☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料	100万円以下の場合 ・・・ 8% 100万円を超え300万円以下の場合 ・・・ 5%＋3万円 300万円を超え3,000万円以下の場合 ・・・ 1%＋15万円 3,000万円を超える場合 ・・・ 0.5%＋30万円		
算出のベース	☐ 紛争額 ☑ 解決額 ☑ その他具体的に→ 仲裁人弁護士の判断で30%の範囲で増減することができる。原則として申込者と相手方とで折半。ただし，申立人，相手方の資力によっては免除の規定あり。		
その他必要な費用	仲裁人弁護士の請求により，当事者は仲裁手続に要した速記，通訳，鑑定，出張費用等の実費を負担していただく場合あり。		

熊本県弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

当センターは，平成21年8月20日から活動を開始しました。

当センターは，当会の会員の弁護士があっせん人となって，公正中立の立場で当事者双方から言い分を聞き，話合いにより紛争の解決を目指すものです。期日は3回程度で終了することを目指しています。和解的仲裁制度の導入により，当事者の合意に強制執行力を与えることもできるようになりました。申立をご希望の方は，まず，当会の弁護士又は熊本県法律相談センターでの法律相談をお受け下さい。

申立手数料	10,500円 ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料	☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料	100万円以下の場合 ・・・ 8% 100万円を超え，300万円以下の場合 ・・・ 5%＋3万円 300万円を超え，3,000万円以下の場合 ・・・ 1%＋15万円 3,000万円を超える場合 ・・・ 0.5%＋30万円		
算出のベース	☐ 紛争額 ☑ 解決額 ☑ その他具体的に→ 但し，成立手数料は，原則として当事者の折半であるが，その負担割合は事案の内容，背景，当事者の事情及びあっせんの経緯その他の事情を考慮して決定することもできる。		
その他必要な費用	鑑定費用，交通費，その他の和解あっせんに要する実費		

鹿児島県弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

当センターは，平成19年10月1日から業務を開始しました。市民の身の回りに起こったトラブルについて何とか解決したい，裁判まではしたくないけれど専門家に入ってもらって解決したいといった市民の要望に応えるため当センターは設立されました。経験を積んだ弁護士が調停人となり当事者双方の言い分をよく聞いた上で，和解による円満な解決をはかります。事案によっては建築士，施工業者，税理士等の専門家も協力します。

審理期日は3回程度で，3ヶ月以内の解決を目指します。申立をご希望される方は，まず弁護士による法律相談をお受け下さい。

なお，人身事故を中心とした交通事故に関しては，当センターとは別の組織として，日弁連交通事故相談センター鹿児島県支部があります。経験を積んだ弁護士が相談・示談あっせん等を行っています（交通事故相談センターは原則，無料です）。

申立手数料　20,000円 ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料　原則として下記のとおり解決額に応じて算出されます。

100万円までの場合	・・・ 8%〔5万円が下限〕
100万円を超え300万円までの場合	・・・ 3万円＋5%
300万円を超え3,000万円までの場合	・・・ 15万円＋1%
3,000万円を超える場合	・・・ 30万円＋0.5%

※原則として当事者で折半する。

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額　☐ その他具体的に→

その他必要な費用

沖縄弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

沖縄弁護士会紛争解決センターは平成23年12月に運用を開始しました。15年程度以上の豊富な経験を有する弁護士があっせん委員となって，申立人・相手方の両当事者から話しを十分にうかがい，紛争解決に向けたお手伝いを行います。申立を受け付けると，速やかに相手方に対して，あっせんに参加するよう積極的に働きかけを行い，ご希望があれば，夜間，休日に期日を設定するなど，利用者の皆さんが使いやすいような運用を心がけています。

なお，当センターに申立を行う際には，弁護士が代理人となるか，弁護士による法律相談を受けて頂き，紹介状を書いてもらう必要があります。これは，裁判による解決が相応しい事案か，話し合いによる解決が相応しい事案かを検討するためのものです。当センターの利用をお考えの場合は法律相談の際にお気軽にお尋ねください。

申立手数料　10,500円（消費税込） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料

100万円以下の場合	・・・ 8%
100万円を超え300万円以下の場合	・・・ 5%＋3万円
300万円を超え3,000万円以下の場合	・・・ 1%＋15万円
3,000万円を超える場合	・・・ 0.5%＋30万円

※別途消費税が加算されます。
※事案の内容により増減する場合があります。

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額　☐ その他具体的に→

その他必要な費用

センターの住所・電話番号一覧

◇札幌弁護士会紛争解決センター(H17.10.25)

住所　〒060-0001　札幌市中央区北１条西 10 丁目　札幌弁護士会館２階
TEL　011-251-7730
URL　http://www.satsuben.or.jp/
アクセス　地下鉄東西線「西 11 丁目」駅より徒歩２分　４番出口より北へ 200m
受付時間　月～金曜日　9:00～12:00，13:00～16:00（祝日を除く）

◇仙台弁護士会紛争解決支援センター(H18.4.3)

住所　〒980-0811　仙台市青葉区一番町 2-9-18　仙台弁護士会館内
TEL　022-223-1005　FAX　022-726-2545
URL　http://www.senben.org/
アクセス　JR「仙台」駅より徒歩 10 分
受付時間　月～金曜日　10:00～15:00（祝日を除く）

◇山形県弁護士会示談あっせんセンター(H19.1.18)

住所　〒990-0042　山形市七日町 2-7-10　NANA BEANS８階
TEL　023-635-3648
URL　http://www.yamaben.or.jp/
アクセス　山形交通「山形市役所前」バス停下車２分
受付時間　月～金曜日　10:00～17:00（祝日を除く）

◇福島県弁護士会示談あっせんセンター(H20.1.21)

住所　〒960-8115　福島市山下町 4-24
TEL　024-534-2334　FAX　024-536-7613
アクセス　福島交通市内循環バス「文化センター入口」バス停下車３分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

◇東京弁護士会紛争解決センター(H6.6.17)

住所　〒100-0013　千代田区霞が関 1-1-3　弁護士会館６階
TEL　03-3581-0031　FAX　03-3581-0865
URL　http://www.toben.or.jp/
アクセス　東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関」駅より徒歩１分　B1-b 出口直結
受付時間　月～金曜日　9:30～15:00（祝日を除く）

◇第一東京弁護士会仲裁センター(H7.4.14)

住所　〒100-0013　千代田区霞が関 1-1-3　弁護士会館 11 階
TEL　03-3595-8588
URL　http://www.ichiben.or.jp/
アクセス　東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関」駅より徒歩１分　B1-b 出口直結
受付時間　月～金　10:00～12:00，13:00～16:00（祝日を除く）

◇第二東京弁護士会仲裁センター(H2.1.18)

住所　〒100-0013　千代田区霞が関 1-1-3　弁護士会館 9 階
TEL　03-3581-2249
URL　http://www.niben.jp/
アクセス　東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関」駅より徒歩 1 分　B1-b 出口直結
東京メトロ千代田線「霞ヶ関」駅 C1 出口より徒歩約 3 分
東京メトロ有楽町線「桜田門」駅 5 番出口より徒歩約 5 分
受付時間　月～金曜日　9:30～12:00，13:00～17:00（祝日を除く）

◇横浜弁護士会紛争解決センター(H7.3.1)

住所　〒231-0021　横浜市中区日本大通 9
TEL　045-211-7716
URL　http://www.yokoben.or.jp/
アクセス　JR「関内」駅南口，市営地下鉄「関内」駅 1 番出口より徒歩 10 分
みなとみらい線「日本大通り」駅 1 番出口より徒歩 1 分
受付時間　月～金曜日　10:00～12:00，13:00～16:00（祝日を除く）

◇埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター(H7.10.1)

住所　〒336-0063　埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-2-1　浦和高砂パークハウス 1 階
TEL　048-710-5666　FAX　048-837-2898
URL　http://www.saiben.or.jp/
アクセス　JR「浦和」駅西口より徒歩 14 分
受付時間　月～金曜日　10:00～16:00（祝日を除く）

◇山梨県弁護士会民事紛争解決センター(H14.6.1)

住所　〒400-0032　甲府市中央 1-8-7　弁護士会館内
TEL　055-235-7202　FAX　055-235-7204
URL　http://www.yama-ben.jp/
アクセス　JR「甲府」駅南口より徒歩 15 分
受付時間　月～金曜日　9:30～17:00（祝日を除く）

◇新潟県弁護士会示談あっせんセンター(H5.7.1)

住所　〒951-8126　新潟市中央区学校町通一番町 1 番地
電話　025-222-5533　FAX　025-223-2269
URL　http://www.niigata-bengo.or.jp/
アクセス　バス「市役所前」停留所より徒歩 4 分
受付時間　月～金曜日　9:00～12:00，13:00～17:00（祝日を除く）

◇群馬弁護士会紛争解決センター(H24.8.31)

住所　〒371-0026　前橋市大手町三丁目 6 番 6 号
TEL　027-234-9321　FAX　027-234-7425
URL　http://www.gunben.or.jp/index.html
アクセス　群馬県庁より徒歩 10 分
受付時間　月～金曜日　9:00～12:00，13:00～17:00（祝日を除く）

◇静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(H19.3.12)

住所　〒420-0853　静岡市葵区追手町 10-80　静岡地方裁判所本庁構内静岡県法律会館内
TEL　054-252-0008　FAX　054-252-7522
URL　http://www.s-bengoshikai.com/
アクセス　JR「静岡」駅から徒歩 20 分
受付時間　月～金曜日　10:00～12:00，13:00～16:30（祝日を除く）

◇富山県弁護士会紛争解決センター(H20.4.1)

住所　〒930-0076　富山市長柄町 3-4-1
TEL　076-421-4811
URL　http://www.tomiben.jp/adr/adr-index.html
アクセス　富山駅より車で約 10 分　富山地方裁判所の通りにあります。
受付時間　月～金曜日　午前 10 時～午後 4 時（祝日を除く）

◇愛知県弁護士会紛争解決センター(H9.4)

住所　〒460-0001　名古屋市中区三の丸 1-4-2　愛知県弁護士会館 2 階
TEL　052-203-1777　FAX　052-203-0714
URL　http://www.aiben.jp/
アクセス　地下鉄名城線「市役所」下車　西へ徒歩 10 分
　　地下鉄鶴舞線・桜通線「丸の内」下車　北へ徒歩 10 分
受付時間　月～金曜日　10:00～16:00（祝日を除く）

◇愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター

住所　〒444-0875　岡崎市竜美西 2-1-12　やすらぎビル
TEL　0564-54-9449
URL　http://www.aiben.jp/
アクセス　名鉄バス「岡崎警察署前」停留所より徒歩 5 分
受付時間　月～金曜日　10:00～16:00（祝日を除く）

◇岐阜県弁護士会示談斡旋センター(H10.3.19)

住所　〒500-8811　岐阜市端詰町 22
TEL　058-265-0020　FAX　058-265-4100
URL　http://www.gifuben.org/
アクセス　JR「岐阜」駅より徒歩 25 分。市営バス「市民会館裁判所前」下車徒歩 3 分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

◇金沢弁護士会紛争解決センター(H23.4.1)

住所　〒920-0912　金沢市大手町 15-15-3F
TEL　076-221-0242
アクセス　JR「金沢」駅東口 3 番乗り場 橋場町・兼六園下経由バス「尾張町」下車徒歩 3 分
受付時間　月～金曜日　10:00～17:00（祝日を除く）

◇公益社団法人総合紛争解決センター(H21.3.2)

住所　〒530-0047　大阪市北区西天満 1-12-5　大阪弁護士会館 1 階
TEL　06-6364-7644

URL　http://www.soufun.or.jp/
アクセス　京阪中之島線「なにわ橋駅」下車　出口(1)から徒歩約 5 分
地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車　1 番出口から徒歩約 10 分
地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車　26 号階段から徒歩約 7 分
JR 東西線「北新地駅」下車　徒歩約 15 分
受付時間　月～金：9:00～12:00　13:00～17:00（祝日を除く）

◇京都弁護士会紛争解決センター(H12.10.1)
住所　〒604-0971　京都市中京区富小路通丸太町下ル　京都弁護士会館
TEL　075-231-2383　FAX　075-231-2373
URL　http://kyoto-adr.jp/
アクセス　地下鉄「丸太町」駅より東へ徒歩 10 分
京阪「丸太町」駅より西へ徒歩 10 分
受付時間　月～金曜日　9:30～12:00，13:00～16:30（祝日を除く）

◇兵庫県弁護士会紛争解決センター(H13.1.19)
住所　〒650-0044　神戸市中央区東川崎町 1-1-3　神戸クリスタルタワー13 階
TEL　078-341-8227　FAX　078-341-1779
URL　http://www.hyogoben.or.jp/
アクセス　JR「神戸」駅より徒歩 3 分
受付時間　月～金曜日　10:00～12:00，13:00～17:00（祝日を除く）

◇奈良弁護士会仲裁センター(H14.6.3)
住所　〒630-8237　奈良市中筋町 22-1
TEL　0742-22-2035
URL　http://www.naben.or.jp/
アクセス　近鉄「奈良」駅より徒歩 5 分
受付時間　月～金曜日　9:30～12:00，13:00～16:00（祝日を除く）

◇滋賀弁護士会和解あっせんセンター(H23.7.1)
住所　〒520-0051　大津市梅林 1-3-3
TEL　077-522-3238
URL　http://www.shigaben.or.jp/SettlementMediationC.html
アクセス　JR 大津駅より徒歩 1 分
受付時間　月～金曜日　9:00～12:00，13:00～17:00（祝日を除く）

◇和歌山弁護士会紛争解決センター(H25.4.1)
住所　〒640-8144　和歌山市四番丁 5
TEL　073-422-4580
URL　http://www.wakaben.or.jp/intro/resolution.html
アクセス　和歌山バス乗車「公園前」バス停下車徒歩 5 分（JR 和歌山駅からは②番・③番乗り場，南海和歌山市駅からは⑧番・⑩番乗り場）
受付時間　月～金曜日　9:00～12:00，13:00～17:00（祝日を除く）

◇広島弁護士会仲裁センター(H6.6.17)

住所　　〒730-8501　広島市中区基町 6-27　そごう新館 6 階
TEL　　082-225-1600　　FAX　　082-225-1616
URL　　http://www.hiroben.or.jp/
アクセス　路線バス「バスセンター」停留所終点より徒歩 3 分
受付時間　月～土曜日　10:00～16:00（火・祝日を除く）

◇山口県弁護士会仲裁センター・行政仲裁センター山口(H23.12.1)
住所　　〒753-0045　山口市黄金町 2－15
TEL　　083-922-0087　　FAX　　083-928-2220
URL　　http://www.yamaguchikenben.or.jp/extra/topic06.html
アクセス　JR「山口」駅より徒歩 5 分
受付時間　月～金曜日　10:00～17:00（祝日を除く）

◇岡山弁護士会岡山仲裁センター(H9.3.1)，行政仲裁センター岡山(H19.3.1)，医療仲裁センター岡山(H21.9.1)
住所　　〒700-0807　岡山市北区南方 1-8-29
TEL　　086-223-4401
URL　　http://okaben.or.jp/
アクセス　JR「岡山」駅から市内バス三野公園または岡山大学妙善寺行き「番町口」（裁判所前）下車徒歩 1 分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

◇石見法律相談センター(H12.10.1)
住所　　〒697-0026　浜田市田町 116-12　浜田市田町分室内
TEL　　0855-22-4514　　FAX　　0855-22-4814
URL　　http://www.shimaben.com/
アクセス　JR「浜田」駅より徒歩 12 分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

◇愛媛弁護士会紛争解決センター(H18.8.7)
住所　　〒790-0003　松山市三番町 4-8-8
TEL　　089-941-6279　　FAX　　089-941-4110
URL　　http://www.ehime-ben.or.jp/
アクセス　「松山市」駅から市内電車で「市役所前」駅下車　徒歩 3 分
受付時間　月～金曜日　10:00～12:00，13:00～16:00（祝日を除く）

◇福岡県弁護士会紛争解決センター（天神弁護士センター）(H14.12.20)
住所　　〒810-0004　福岡市中央区渡辺通 5-14-12　南天神ビル 2 階
TEL　　092-741-3208
URL　　http://www.fben.jp/
アクセス　地下鉄「天神」駅より徒歩 9 分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

◇福岡県弁護士会紛争解決センター（北九州法律相談センター）(H14.12.20)
住所　　〒803-0816　北九州市小倉北区金田 1-4-2　福岡県弁護士会北九州部会内

TEL　　093-561-0360
アクセス　JR 鹿児島本線「小倉」駅よりバス 15 分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

◇福岡県弁護士会紛争解決センター（久留米法律相談センター）（H18.7.3）
住所　　〒830-0021　久留米市篠山町 11-5　筑後弁護士会館内
TEL　　0942-30-0144
アクセス　西鉄「久留米」駅よりバス 5 分，バス停「久留米市役所前」下車　徒歩 1 分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

◇熊本県弁護士会紛争解決センター(H21.8.20)
住所　　〒860-0078　熊本市京町 1-13-11
TEL　　096-325-0913
アクセス　バス停「裁判所前」下車　徒歩 1 分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

◇鹿児島県弁護士会紛争解決センター（H19.10.1）
住所　　〒892-0815　鹿児島市易居町 2-3
TEL　　099-226-3765　　FAX　　099-223-7315
URL　　http://www.kben.jp/
アクセス　市電「水族館口」もしくは「市役所前」電停より徒歩 3 分
受付時間　月～金曜日　10:00～16:00（祝日を除く）

◇沖縄弁護士会紛争解決センター（H23.12.7）
住所　　〒900-0014　那覇市松尾 2-2-26-6
TEL　　098-865-3737　　FAX　　098-865-3636
URL　　http://www.okiben.org/
アクセス　バス　市外線「松尾」より徒歩 5 分，市内線「松尾 2 丁目」より徒歩 10 分
　　ゆいれーる　「県庁前駅」より徒歩 12 分
受付時間　月～金曜日　9:00～12:00，13:00～17:00（祝日を除く）

「仲裁 ADR 統計年報（全国版）」2012 年度（平成 24 年度）版

発行日　2013 年 9 月 1 日
編集・発行　日本弁護士連合会　ADR（裁判外紛争解決機関）センター

事務局　〒100-0013
東京都千代田区霞が関 1 丁目 1 番 3 号弁護士会館 15 階
日本弁護士連合会 業務部業務第一課
TEL 03-3580-9841（代）